

# 第4期宮城県多文化共生社会推進計画

令和6年3月

宮 城 県

# 目 次

|  |    |
|--|----|
| <b>第1 計画策定の考え方</b> .....                 | 1  |
| 1 計画策定の趣旨.....                           | 1  |
| 2 計画策定の視点.....                           | 2  |
| (1) 「住民施策」としての位置付け                       |    |
| (2) 役割分担と連携                              |    |
| (3) 外国人県民を取り巻く情勢変化への的確な対応                |    |
| 3 計画の性格.....                             | 3  |
| 4 計画の期間.....                             | 3  |
| 5 計画見直しの考え方.....                         | 3  |
| 6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....               | 4  |
| 7 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップとの関係.....        | 4  |
| <b>第2 基本理念と基本方針</b> .....                | 4  |
| 1 条例に定める基本理念.....                        | 4  |
| 2 基本方針.....                              | 5  |
| (1) 計画の基本方針                              |    |
| (2) 基本的な考え方                              |    |
| (3) 基本方針及び基本的な考え方に基づく施策展開の考え方            |    |
| <b>第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題</b> ..... | 8  |
| 1 これまでの主な取組.....                         | 8  |
| (1) 「意識の壁」の解消に向けた取組                      |    |
| (2) 「言葉の壁」の解消に向けた取組                      |    |
| (3) 「生活の壁」の解消に向けた取組                      |    |
| (4) 新たな課題の整理                             |    |
| (5) 取組の総括                                |    |
| 2 外国人県民を取り巻く社会情勢の変化.....                 | 13 |
| (1) 外国人県民数の推移                            |    |
| (2) 在留外国人の状況                             |    |
| (3) 地域の多文化共生関連団体の状況                      |    |
| (4) 外国人県民を取り巻く情勢の変動                      |    |
| 3 外国人県民を取り巻く現状と課題.....                   | 20 |
| (1) 日本人県民に対する一層の理解促進の必要性                 |    |
| (2) 外国人県民と地域が関わる機会のさらなる創出                |    |
| (3) 外国人県民の多国籍化・多言語化                      |    |
| (4) 日本語教育に対するニーズの多様化                     |    |
| (5) 外国人県民の生活相談の多様化                       |    |
| (6) 就労支援の必要性                             |    |
| <b>第4 施策の柱と事業の取組方針</b> .....             | 26 |
| 1 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成.....                | 26 |
| 2 多様性を活かした地域の活性化.....                    | 28 |
| 3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供.....       | 31 |
| 4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上.....             | 34 |
| 5 ライフステージに応じた生活支援の体制強化.....              | 36 |
| 6 就労支援の促進.....                           | 39 |
| 7 各施策の評価指標.....                          | 41 |
| <b>第5 計画推進のために</b> .....                 | 42 |
| 1 計画の進行管理.....                           | 42 |
| 2 関係機関等の役割.....                          | 42 |
| (1) 多文化共生の推進に向けた役割分担                     |    |
| (2) 多文化共生の推進に向けた連携・協働の強化                 |    |
| 3 推進体制の強化.....                           | 44 |
| <b>用語説明</b> .....                        | 45 |

# 第1 計画策定の考え方

## 1 計画策定の趣旨

宮城県では、多文化共生社会(注1)の形成を推進するため、基本理念を明確にするとともに、さらに広く県民に共通の認識に立つてもらうことを目的とし、平成19年(2007年)7月11日に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」(以下「条例」とします。)を公布・施行するとともに、条例に基づき平成21年(2009年)3月に「宮城県多文化共生社会推進計画」(以下「第1期計画」とします。)を策定しました。その後、平成26年(2014年)3月に「第2期宮城県多文化共生社会推進計画」(以下「第2期計画」とします。)を、さらに、平成31年(2019年)3月に「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」(以下「第3期計画」とします。)を策定し、これまで15年にわたり県、市町村、地域国際化協会(注2)、地域国際交流協会(注3)等の民間団体等が相互に連携を図り、多文化共生社会の形成の推進に関し施策を進めてきました。

第1期計画策定時に、約16,000人だった県内の在留外国人(注4)は、平成23年(2011年)3月に発生した東日本大震災の影響により一時的に減少したものの、その後も増加を続け、新たな在留資格(注5)「特定技能」が創設された令和元年(2019年)末には約24,000人に達しました。その後、令和2年(2020年)から3年(2021年)にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、約21,000人まで減少しましたが、令和4年(2022年)末には再び増加に転じ、過去最高の24,568人となりました。

一方、県内では少子高齢化が進み、県内人口は平成12年(2000年)に236万人に達した後、直近の令和4年(2022年)には約228万人と減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所は、2070年に我が国の人口は8,700万人に減少し、このうち約1割を外国人が占めるとの人口推計を公表していることから、今後本県においても、より一層外国人の増加が見込まれ、外国人との共生を図っていく必要があります。

このような中、国レベルにおいては、令和4年(2022年)11月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」(注6、7)が設置され、令和5年(2023年)11月に最終報告書が示されました。今後も外国人を適正に受け入れる方向で政府による法改正等が進められることとなりますが、本県においても国の動きに呼応しながら、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていくことが求められています。

本県の状況に目を転じると、令和5年(2023年)9月には東北大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を目指す国際卓越研究大学(注8)の認定候補となったほか、同年11月には県内に外資企業による大規模製造工場立地が決定しました。このような動きにより、これまでとは次元の異なる数の諸外国の高

度人材(注9)が研究活動や企業活動のために県内に転入することが期待されます。このように、本県における社会経済情勢が大きく変化していく中で高度人材との共生に加えて、本県では全在留資格に占める留学生の割合が全国に比して高いことから、留学生在が県内で就職や研究によって引き続き活躍できるような体制を整備する必要性も高まっています。

また、前述したとおり、少子高齢化が進むことにより、県内の労働力人口の減少が見込まれ、県内の人材不足への対応が喫緊の課題になっています。特に介護・建設・製造業等の分野においては、この傾向が顕著になっており、本県の産業基盤を支える労働者の確保が切迫した課題となっています。このことから県では、令和5年(2023年)3月にベトナム政府と、さらに、同年7月にインドネシア政府と技能実習生・特定技能労働者・技術者の送り出し・受け入れ推進に関する協力覚書(以下「人材の供給に関する協力覚書」とします。)(注10)を締結しました。これらの締結により、今後、上記のような分野における外国人材のさらなる流入が確実視されているところです。

このように、官民挙げて外国人を呼び込む政策を実施する予定であることから、本計画実施期間である5年間においては、あらゆる職種において外国人材が県内で活躍することが見込まれます。したがって、本計画はこれまでよりも、「攻め」の多文化共生が求められるところです。

さらに、近年の傾向としては、在留外国人の多国籍化が進んでいます。本県における在留外国人の内訳を国籍別にみると、これまでは中国が最も多く、次いで韓国・朝鮮が多い状況が続いていましたが、平成30年(2018年)末にはじめてベトナムが韓国・朝鮮を抜いて、県内で2番目に多くなりました。その他にも、5年前の平成30年(2018年)末と比較して令和4年(2022年)末には、ネパールが約1.9倍、インドネシアが約1.4倍となっており、東南アジアの増加が著しい状況です。

本計画は、こうした外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に対応しつつ、第3期計画の取組を更に進めるとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策(以下「多文化共生施策」とします。)を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定するもので、今後の多文化共生施策の基本的な方向性と取組方針を示すものです。

## 2 計画策定の視点

これまでの取組内容等を踏まえ、以下の視点で計画を策定します。

### (1)「住民施策」としての位置付け

地域における多文化共生は「国際交流」「国際協力」と並び、地域の国際化を進めるための柱とされています。多文化共生は「国際交流」の側面を持ちつつ、国籍等の異

なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことであることから、地域で共に暮らす外国人住民が対象となるという特徴があります。

そのため、多文化共生施策は地域国際化の施策であるとともに、住民施策の一環であるという視点が求められます。

## (2) 役割分担と連携

多文化共生社会の実現のために推進すべき取組は、地域における様々な分野に関わります。そのため、各分野で県民、地域国際化協会、関係団体、学校、事業者、行政などが連携を図り、主体性を持ちながらそれぞれの役割を担うことが必要です。

## (3) 外国人県民を取り巻く情勢変化への的確な対応

県内の外国人県民の数は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少したものの、その後は増加を続けています。国の動向等もあり今後更なる増加が見込まれることや国籍の多様化が顕著になっており、こうした外国人県民を取り巻く変化や課題に柔軟に対応しながら、誰もが暮らしやすい環境整備を進めていく必要があります。あわせて、外国人との共生という観点から、多様な主体による地域の活性化を図るとともに、人材面での確保をより強固にすることで、持続可能な産業基盤を確立していくという視点も重要となってきています。

## 3 計画の性格

宮城県は、本計画を条例第7条に基づく「多文化共生社会推進計画」として位置付けます。また、「新・宮城の将来ビジョン」（令和2年（2020年）12月策定）[\(注11\)](#)の政策推進の基本方向 3 “誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり” に基づく個別計画、総務省が平成18年（2006年）3月に地方公共団体に策定を推奨した「地域における多文化共生推進プラン」、日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）第11条に基づく「地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針」として位置付けます。

## 4 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年（2024年）度から令和10年（2028年）度までの5年間とします。計画期間中に状況に著しい変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## 5 計画見直しの考え方

本計画の策定に当たっては、第3期計画の期間において実施した事業の成果等を検証

するとともに、外国人県民を取り巻く状況の変化などを踏まえ、本県の多文化共生に関する課題を明確にしました。

その上で、条例に定める基本理念を継承し、必要な見直しを行ったものです。

## 6 持続可能な開発目標 (SDGs) との関係

平成 27 年 (2015 年) に国連総会で採択された持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) [\(注 12\)](#) は令和 12 年 (2030 年) を目標年度とし、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」こととしており、我が国としても積極的に取り組んでいます。

本県の多文化共生施策を推進するに当たって、SDGs が目指す持続可能性は重要な要素であり、国内および国家間の格差是正をテーマとする目標 10「人や国の不平等をなくそう」をはじめとした SDGs の視点を踏まえた取組を進めていく必要があります。

## 7 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップとの関係

令和 4 年 (2022 年) 6 月に国が目指すべき共生社会のビジョン、さらに、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示すものとして、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定されました。ロードマップでは、4 つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後 5 年間に取り組むべき方策等が具体的に示されています。

本県の多文化共生施策を推進するに当たって、ロードマップで掲げる重点項目「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」「共生社会の基盤整備に向けた取組」に対して本県の状況を踏まえた施策を実施します。

# 第 2 基本理念と基本方針

## 1 条例に定める基本理念

**「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」**  
国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重と社会参画

国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、すべての県民が各々の能力と個性を發揮できる豊かで活力のある宮城県となることを目

指します。

条例で定める多文化共生社会の基本理念は以下のとおりです。

- 1 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重される社会
- 2 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民が地域社会に参画できる社会
- 3 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会

## 2 基本方針

### (1) 計画の基本方針

#### **多様な主体が活躍する地域づくり**

－ 意識の壁の解消 －

#### **誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり**

－ 言葉の壁の解消、生活の壁の解消 －

本計画においては、「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」の3つの壁の解消を目指す第3期計画の基本方針を踏襲し、「多様な主体が活躍する地域づくり」と「誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり」を新たに基本方針として掲げ、引き続き「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」の3つの壁の解消に向けて多文化共生施策の推進に取り組みます。

### (2) 基本的な考え方

#### **多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指すとともに、**

**誰もが暮らしやすい環境整備を進め、活気のある地域づくりを支える。**

今後、更に進展すると見込まれる外国人県民の増加や多国籍化の状況下では、地域住民と外国人県民が相互の文化的背景等の違いを認め、お互いが歩み寄りながら、同じ地域で生活することで、多様性を織り込んだ新たな地域文化を育んでいくことが重要です。あわせて、国籍や民族を問わず安心して暮らすことのできる環境を整備することが、誰もが主体的に活躍する活気ある宮城の実現に繋がります。

このことから、県は地域住民や各関係機関と協働して、多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指すとともに、誰もが暮らしやすい環境整備を進めることを通じて、地域住民による活気のある地域づくりを支えることを基本的な考え方として、各施策を設定します。

### (3) 基本方針及び基本的な考え方に基づく施策展開の考え方

「第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題」に示す各現状における「日本人県民に対する一層の理解促進の必要性」、「外国人県民と地域が関わる機会のさらなる創出」については「意識の壁」、「外国人県民の多国籍化・多言語化」、「日本語教育に対するニーズの多様化」については「言葉の壁」、「外国人県民の生活相談の多様化」、「就労支援の必要性」については「生活の壁」に対応します。

「意識の壁」については“互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重する”という多文化共生の理念を普及・啓発することにより解消を目指します。お互いが歩み寄りながら、同じ地域で生活することによって、地域住民による地域コミュニティの形成が促進されるとともに、外国人県民を含めた多様な主体が活躍する地域づくりが可能となります。

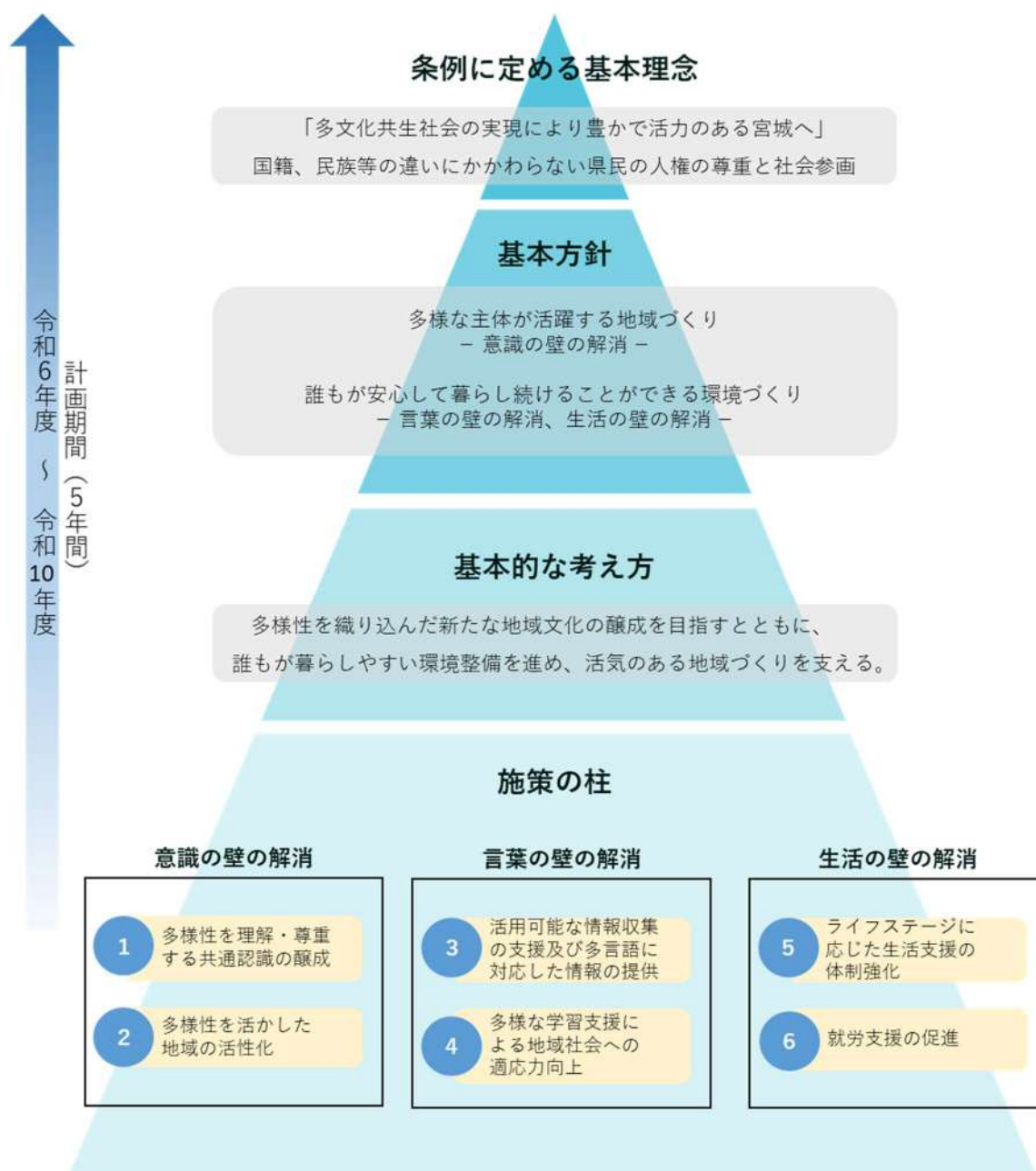
やさしい日本語(注13)のほか、言語翻訳機も含めた多言語対応や日本語学習支援により「言葉の壁」の解消を目指します。これらにより、外国人県民が必要な情報を入手することが可能となり、生活の安全安心が守られるとともに、地域への適応力が向上します。

相談窓口を起点として、関係部署、関係機関、事業者とが密接に連携をとることにより「生活の壁」の解消を目指します。外国人県民とその家族に対する相談体制や生活支援が強化され、外国人県民が地域や職場で能力を発揮することが期待されます。

多文化共生施策を進めるためには、関係機関がそれぞれの役割を主体的に担うとともに、連携を図りながら取り組むことが必要です。多文化共生施策は、地域の国際化に向けた住民施策であるという視点を踏まえ、基本理念の啓発や外国人県民の生活を支援する基本的な施策については行政機関が中心的な担い手となります。行政機関では効果的な展開が困難な技術性、地域性、柔軟性が求められる分野については、公益財団法人宮城県国際化協会(以下「県国際化協会」とします。)や市町村国際交流協会、NPO(注14)等の団体が、さらに、健康、労務、家庭生活といった専門性が問われる分野については医療機関や弁護士などの専門家が担うことが望ましい形といえます。加えて、地域住民にとって身近な存在である民生委員等や外国人材を雇用する事業者からの協力も欠かせません。また、外国人自身も社会の構成員として地域を支える役割を担うという姿勢も重要です。外国人が地域行事や防災訓練に参加することで、健全なコミュニティ形成の一翼を担うほか、高度人材と学術・文化的交流を通じて、彼らの持つ専門性と市民性を連携させたグローバル(注15)な視点から地域課題の解決に貢献していくといったことも期待されます。



このように多様な関係機関がそれぞれの役割を主体的に担うためには、各地域の実情を踏まえ、行政機関、県国際化協会、市町村国際化協会、NPO、各専門家、民生委員、事業者、外国人を含む県民といった多文化共生施策の担い手が相互に連携・補完して、各種施策を実施することが必要です。既に多文化共生施策に積極的に取り組んでいる地域、団体については、関係機関とネットワークを構築しながら、他地域に取組を展開するなど、全県的に多文化共生社会を推進していくことが求められます。



## 第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題

### 1 これまでの主な取組

平成31年（2019年）3月に策定した第3期計画においては、「外国人県民とともに取り組む地域づくり」、「外国人県民の自立と社会活動参加の促進」を基本方針として、「意識の壁」、「言葉の壁」、「生活の壁」を解消するための取組を行ってきました。

#### （1）「意識の壁」の解消に向けた取組

##### ① 地域社会への更なる理念啓発

地域や職場、学校など様々な場面で、多文化共生社会の理念への理解を深めるための啓発事業を実施しました。また、保健福祉、教育、住民窓口等を担当する行政機関との連携を強化するとともに情報共有を図りました。

##### 【主な具体的取組】

- ・ 多文化共生シンポジウムの開催、宮城県多文化共生社会推進審議会の運営、市町村職員等研修会の開催、啓発ツールの作成・配布 [県]
- ・ 国際理解教育支援、市町村国際交流協会・NPO等の国際交流・多文化共生イベントへの支援、情報発信（広報誌、ウェブサイト、SNS等）等 [県国際化協会]

##### ② 地域と外国人県民との連携強化

地域と外国人県民が連携を図るために、外国人県民に対して地域のイベントや日本語講座等への参加を促すとともに、防災・防犯に関する知識習得の機会を設けました。

##### 【主な具体的取組】

- ・ 地域のイベントや日本語講座への参加促進、防災ハンドブックの作成・配布、技能実習生との共生の地域づくり推進事業等 [県]
- ・ 防災をテーマとした研修及び交流会の実施、市町村が行う地域住民との交流地域活動への協力 [県国際化協会]

#### （2）「言葉の壁」の解消に向けた取組

##### ① 利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

生活上必要な行政情報について、やさしい日本語や多言語による提供を実施するとともに、[通訳サポーター等\(注16\)](#)の活用の推進や関係機関に対する多言語対応の啓発を行いました。また、新型コロナウイルス感染症流行時には、健康相談窓口の多言語対応や予防接種等の情報についてウェブサイトを通じて多言語で発信しま

した。

市町村においては、公式ウェブサイトには翻訳機能を実装したほか、ごみの分別パンフレットや母子手帳といった生活に欠かせない情報についても多言語対応が進みました。

#### 【主な具体的取組】

- ・ 災害時通訳ボランティアの整備（県国際化協会への委託事業）、多言語支援ツールの作成（防災ハンドブック）、多言語による新型コロナウイルス感染症に係る情報提供、やさしい日本語研修の実施〔県〕
- ・ 多言語生活情報の提供等〔市町村〕
- ・ 多言語情報紙、生活ガイドブックの作成・発行、SNSによる情報発信、外国人支援通訳サポーター紹介・育成等〔県国際化協会〕

### ② 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

日本語を習得することによる生活適応力の向上並びに日本語学習を通じた日本人県民との交流や文化面での学びに資するため、外国人県民が日本語を学習する機会の創出に努めました。

また、小・中学校における日本語指導においては、学校現場に対しアドバイザーやサポーターを紹介したほか、オンラインでの課外学習支援等を実施しました。加えて、児童・生徒の保護者との面談に通訳派遣を行うなど保護者への支援も行いました。

#### 【主な具体的取組】

- ・ 日本語講座の開設等〔市町村、県国際化協会、市町村国際交流協会、NPO〕
- ・ 新規日本語講座の開設支援、日本語学習支援者育成、オンライン活用による日本語学習支援の試行〔県、市町村、県国際化協会〕
- ・ 外国籍児童生徒支援等〔県、県国際化協会、NPO〕
- ・ 日本語指導非常勤講師の配置、日本語指導補助者の配置等〔県、市町村〕
- ・ 国際交流ライブラリーの整備、漢字学習用教科書の発行と配布、ニューカマーのための生活適応支援プログラム、日本語教育支援者の能力向上等〔県国際化協会〕

### (3) 「生活の壁」の解消に向けた取組

#### ① 相談体制・生活支援の体制強化

外国人県民やその家族が抱える生活の悩みを相談するための相談事業等を実施するとともに、状況に応じて弁護士会や行政書士会と連携し、より専門的な相談窓口への紹介を行いました。特に、新型コロナウイルス感染症に係る健康相談については、「受診・相談センター」「副反応相談センター」で多言語対応を実施し、外国人県民

の不安の払拭に努めました。

#### 【主な具体的取組】

- ・ 「みやぎ外国人相談センター」(注 17)の設置（県国際化協会への委託事業）、新型コロナウイルス感染症「受診・相談センター」「副反応相談センター」の多言語コールセンター設置 [県]
- ・ 外国人相談対応体制の整備等 [市町村]
- ・ 弁護士会・行政書士会との連携、相談員等向け研修会の実施 [県国際化協会]

### ② 就労支援の促進

県内企業における外国人材受入のための整備を総合的に支援するため、企業相談窓口の設置、合同企業説明会等を実施するとともに、技能実習生の県内定着や在留資格の転換に向けた支援を実施し、外国人材の定着を促進しました。

#### 【主な具体的取組】

- ・ 外国人材マッチング支援事業、外国人材高度化転換支援事業、外国人労働者等の受入体制のあり方に係る有識者会議開催等 [県]

### ③ 文化・習慣等の相互理解の促進

外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解するために、交流会等を開催し、両者が地域でお互いを尊重しながら暮らすための環境づくりに努めました。

#### 【主な具体的取組】

- ・ 技能実習生との共生の地域づくり推進事業等 [県]
- ・ 技能実習生と地域住民との関係づくりの促進、みやぎのふるさとふれあい事業、ホストファミリーの登録と紹介等 [県国際化協会]

## (4) 新たな課題の整理

### ① 外国人県民との共生に向けた課題検討

効果的な多文化共生施策を検討していくため、知事が各分野で活躍する外国人県民から直接意見を聞く機会を設けました。

## (5) 取組の総括

### ① 行政の取組

県においては、市町村及び県国際化協会との連携によるシンポジウムや研修会を開催し、全県的な基本理念の啓発・情報提供を推進しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う健康不安に寄り添うために、やさしい日本語や多言語によ

る情報発信、相談体制の整備に努めました。

市町村においては、生活情報の発信について多言語対応を進めるとともに、地域の実情に合わせた取組を実施しました。

## ② 県国際化協会、市町村国際交流協会、NPOの取組

県国際化協会は、地域日本語講座の立ち上げ支援や日本語学習支援者の育成等、専門的な立場から地域の多文化共生を推進しました。また、市町村国際交流協会やNPO等は、新型コロナウイルス感染症の影響により、交流イベント等対面による場の創出は限定的となりましたが、外国人児童の学習支援など地域に根差した取組を実施しました。

第3期計画策定時には想定されなかった新型コロナウイルス感染症の影響により、交流イベント等の実施は計画どおりには進みませんでした。しかし、各関係機関等との連携・協働により、新型コロナウイルス感染症による不安払拭に向けた取組を積極的に実施しました。

そうした状況の中でも、可能な限り必要な取組を実施した結果、多文化共生社会の理念については、一定程度普及が進んだものと考えられます。

第3期計画の取組に関し項目ごとの総括については、次のとおりです。

### ① 「意識の壁」の解消のための取組

県は、市町村、県国際化協会、市町村国際交流協会等と連携しながら、シンポジウムの開催や啓発ツールの作成及び配布を通じて、広く県民に多文化共生の理念啓発を行いました。また、県国際化協会や市町村国際交流協会は外国人県民の地域イベントへの参加を促す等地域住民同士の交流を推進しました。

これらの取組により、多文化共生の理念は一定程度浸透したと考えられるものの、令和4年（2022年）度に県が日本人及び外国人県民を対象に実施したアンケート（以下「宮城県多文化共生アンケート」とします。）では日本人県民の35.0%が多文化共生という言葉が「知らない」と回答、また市町村の多文化共生担当部署からは地域住民に対する多文化共生の理念啓発がまだ十分ではないとの声が聞かれることから、多文化共生の理念啓発を引き続き行う必要があります。

### ② 「言葉の壁」の解消のための取組

県においては、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供をやさしい日本語や多言語で実施しました。

市町村においては、公式ウェブサイトへの翻訳機能の実装等により、県内 35 市町村すべてが生活情報の多言語による提供を実施するに至ったものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の経験を踏まえ、健康・防災に関する情報の多言語化をより一層進めていくなど、情報の内容については、引き続き充実を図っていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や主催者の高齢化等により終了した日本語講座がある一方、地域日本語講座の立ち上げ支援により、外国人県民が新たに日本語を学習できる地域が広がりました。今後も、ICT等の活用も含め、学習者のニーズに合わせた日本語学習支援を推進することが重要です。

### ③ 「生活の壁」の解消のための取組

「みやぎ外国人相談センター」については、相談件数は増加傾向にあるものの、今後、本県においても外国人が増加すると見込まれることから、より周知を図っていく必要があります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における保健福祉部との連携等の経験から、相談内容に応じてより専門的な部署や関係機関に引き継ぐために、関係機関との一層の連携強化が求められます。

また、外国人材に対して、県内企業へのマッチング支援をはじめとする県内定着に向けた取組を実施しました。今後も引き続き、就労支援と並行して生活環境を整備する必要があります。

## 2 外国人県民を取り巻く社会情勢の変化

### (1) 外国人県民数の推移

日本における在留外国人の数は、在留管理制度、外国人住民の住民基本台帳制度に基づき、各市町村へ住民登録を行っている中長期在留者(注18)及び特別永住者(注19)の数によって把握できます。

全国の在留外国人数は、令和2年(2020年)から3年(2021年)にかけて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る水際措置等の影響により一時落ち込んだものの、令和4年(2022年)末で307万5,213人と過去最高になりました。これは、全国の推計人口1億2,477万人(令和5年(2023年)1月1日現在)の約2.46%に当たります。

県内の在留外国人数は、令和4年(2022年)末現在で24,568人となっており、県推計人口2,275,594人(令和5年(2023年)1月1日現在)に占める割合は1.08%となっています。これまでの推移を見ると、平成10年(1998年)末では11,103人でしたが、平成15年(2003年)末では16,608人になり、以降、16,000人台で推移していました。平成23年(2011年)3月に東日本大震災が発生し、留学生や技能実習生が減少したことにより、平成23年(2011年)末では13,973人に落ち込みました。その後、令和元年(2019年)まで増加を続けていましたが、令和2年(2020年)から3年(2021年)にかけては新型コロナウイルス感染症の影響により一時落ち込みました。令和4年(2022年)以降は、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置により再び増加に転じ、令和4年(2022年)末では24,568人となり過去最高を更新しました。



出典：法務省「在留外国人統計」

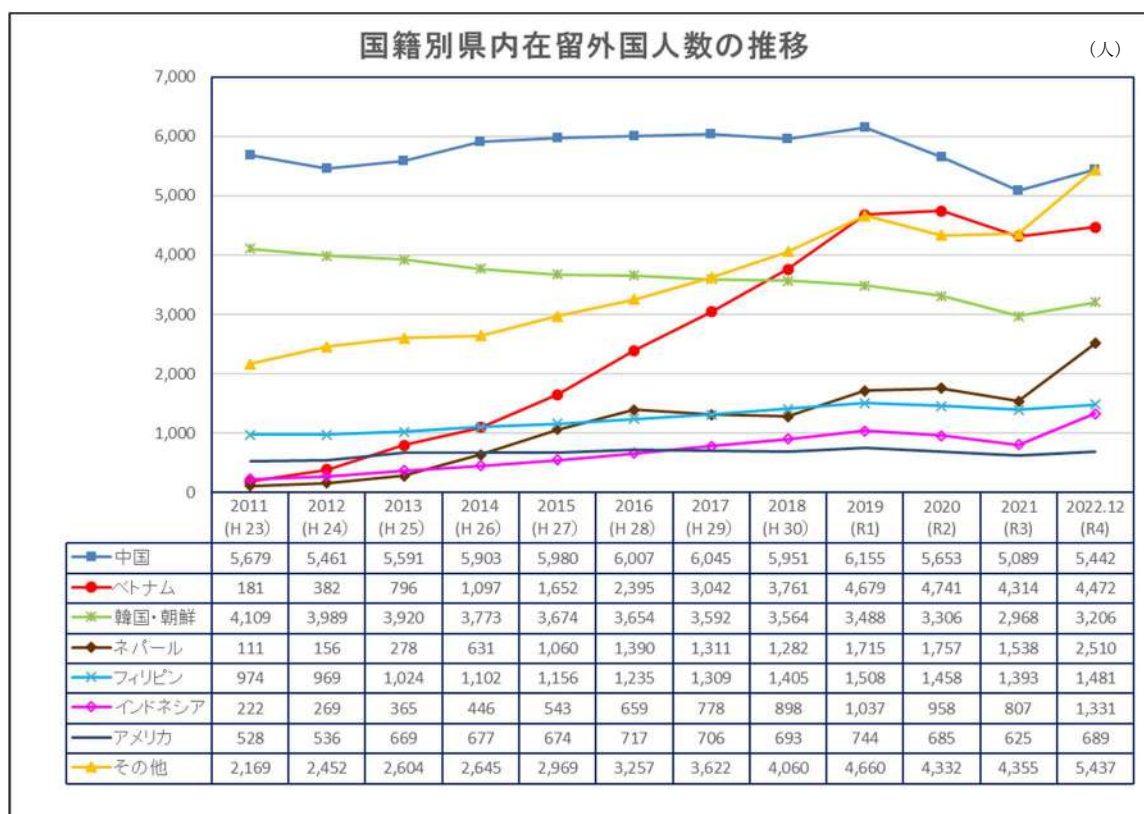
※2011 (H23) 年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数

## (2) 在留外国人の状況

### ① 国籍別

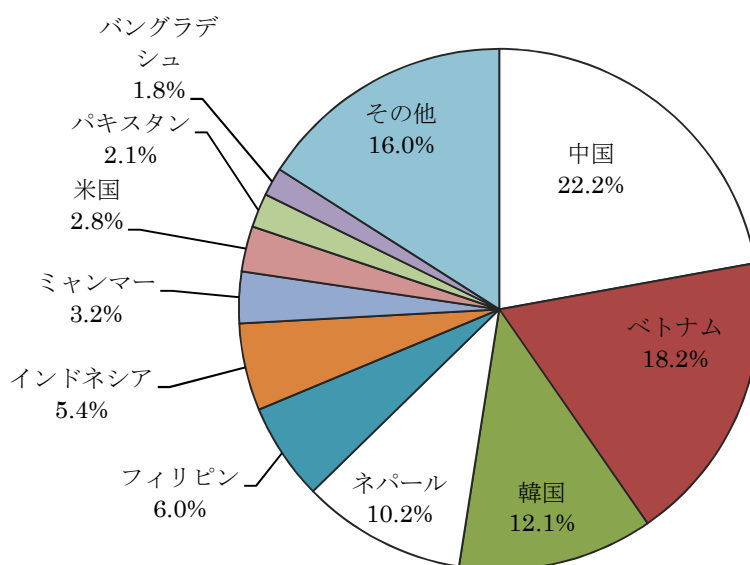
県内の在留外国人を国籍別に見ると、次のような状況となっています。

- ・ かつては韓国・朝鮮籍が最多でしたが、平成12年（2000年）以降は中国籍が最多となっています。
- ・ 平成12年（2000年）以降、二番目に多い国籍は、韓国・朝鮮籍でしたが、平成30年（2018年）にベトナム籍が韓国・朝鮮籍を抜き二番目に多い国籍となりました。
- ・ 平成23年（2011年）以降、増加を続けていたベトナム籍は、令和元年（2019年）以降は、伸び率が鈍化し横ばい傾向となっています。
- ・ 令和4年（2022年）以降、ネパール籍、インドネシア籍の増加が顕著になっています。
- ・ 従前より割合の多かった中国籍、韓国・朝鮮籍、東南アジア籍、アメリカ籍以外の国籍も年々増加しており、多国籍化が進んでいます。



出典：法務省「在留外国人統計」



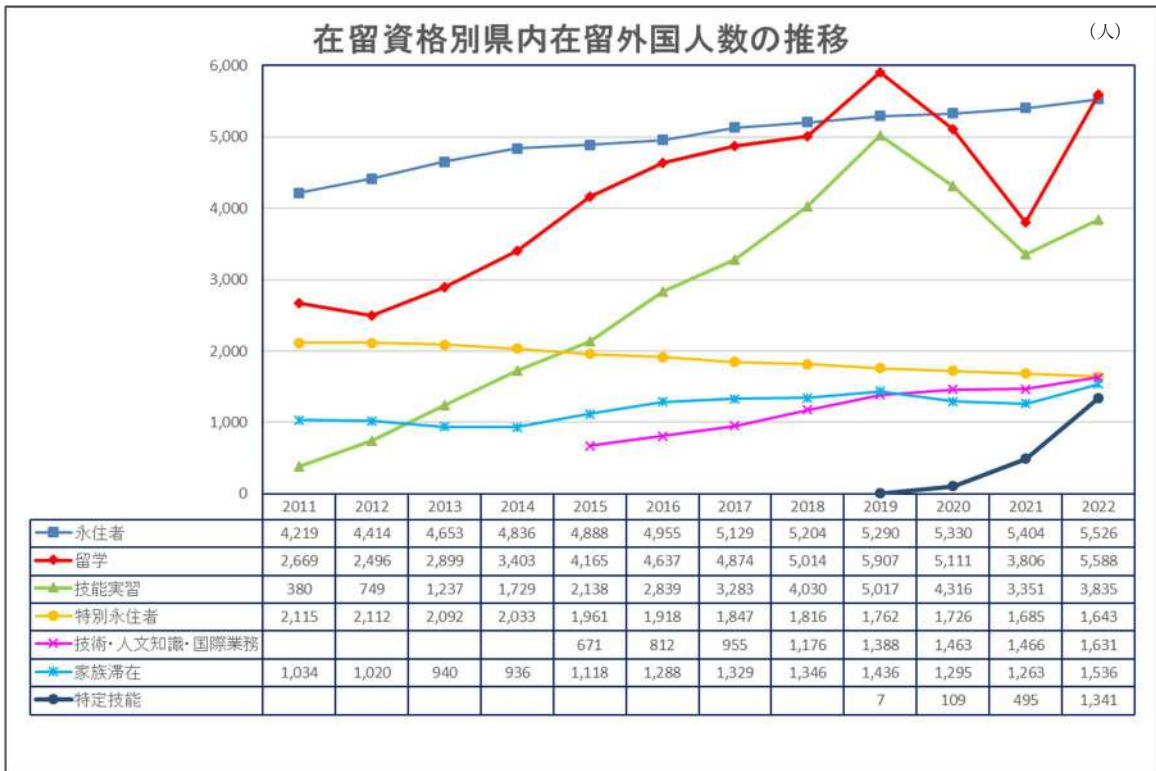


出典：法務省「在留外国人統計」

## ② 在留資格別

県内の在留外国人を在留資格別に見ると、次のような状況となっています。

- ・ 平成 14 年（2002 年）までは、特別永住者が最も多くなっていましたが、その後、永住者（注 20）が大きく増加しました。平成 17 年（2005 年）には永住者が最も多くなりましたが、これは日本人の配偶者等からの在留資格の変更等によるものと推測されます。
- ・ 近年、留学と技能実習の増加が大きく、留学については令和元年（2019 年）に永住者を上回り、最も多い在留資格となりました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少したものの、令和 4 年（2022 年）には再び増加に転じています。技能実習についても平成 30 年（2018 年）まで、一貫して増加していましたが、同様に令和 2 年（2020 年）に一時減少し、令和 4 年（2022 年）には、再び増加しています。
- ・ 令和元年（2019 年）に新たな在留資格「特定技能」が創設されました。新型コロナウイルス感染症の影響が緩和され始めた令和 3 年（2021 年）から令和 4 年（2022 年）にかけては 2.7 倍と増加が顕著となっています。



出典：法務省「在留外国人統計」

### ③ 宮城県の特徴

- ・ 全ての市町村に外国人が居住しています。
- ・ 仙台市内の大学、日本語学校(注 21)等に入学している留学生が多く、全在留資格のうち留学の在留資格の割合は、全国の 9.8%に対して、宮城県は 22.7%と 2 倍以上の割合となっています。
- ・ 地域の分布では、県内在留外国人の約 6 割に当たる 15,033 人が仙台市内に居住し、残り 4 割に当たる 9,535 人がその他の市町村に居住しています。
- ・ 石巻市や大崎市といった人口規模の大きい市町村においては、在留外国人数も多い傾向にあります。気仙沼市や塩竈市といった沿岸部の市町村は、水産加工業における技能実習生の受入れにより、東南アジア籍の在留外国人数が多くなっています。
- ・ 内陸部の人口規模の小さい市町村において在留外国人数は数十名程度となっている自治体もあり、地域により状況が大きく異なります。
- ・ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年（2023 年）推計）」（注 22）によると、2020 年から 2050 年の 30 年間で、県人口が 47.2 万人減少する見込みです。

- ・ 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を見据えて、2023年にベトナム及びインドネシアと人材の供給に関する協力覚書を締結しました。県では、覚書に基づき主に両国を中心として外国人材をより多く県内に受け入れることとしています。

在留資格別の構成（宮城県／全国）

| 在留資格           | 宮城県    |        | 全国        |        |
|----------------|--------|--------|-----------|--------|
|                | 人数     | 割合     | 人数        | 割合     |
| 1 留学           | 5,588  | 22.7%  | 300,638   | 9.8%   |
| 2 永住者          | 5,526  | 22.5%  | 863,936   | 28.1%  |
| 3 技能実習         | 3,835  | 15.6%  | 324,940   | 10.6%  |
| 4 特別永住者        | 1,643  | 6.7%   | 288,980   | 9.4%   |
| 5 技術・人文知識・国際業務 | 1,631  | 6.6%   | 311,961   | 10.1%  |
| 6 家族滞在         | 1,536  | 6.3%   | 227,857   | 7.4%   |
| 7 特定技能         | 1,341  | 5.5%   | 130,923   | 4.3%   |
| 8 日本人の配偶者等     | 963    | 3.9%   | 144,993   | 4.7%   |
| 9 特定活動         | 584    | 2.4%   | 83,380    | 2.7%   |
| 10 定住者         | 403    | 1.6%   | 206,938   | 6.7%   |
| - その他          | 1,518  | 6.2%   | 190,667   | 6.2%   |
| 計              | 24,568 | 100.0% | 3,075,213 | 100.0% |

出典：法務省「在留外国人統計」

在留外国人数 市町村・国籍別

| 市 区 町 村       | 総数     | 中国    | ベトナム  | 韓国    | フィリピン | ブラジル | ネパール  | インドネシア | 米国  | 台湾  | タイ  | その他   |
|---------------|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|-----|-----|-----|-------|
| 宮 城 県         |        |       |       |       |       |      |       |        |     |     |     |       |
| 仙 台 市         | 15,033 | 3,948 | 1,987 | 1,848 | 562   | 69   | 2,299 | 370    | 454 | 290 | 217 | 2,989 |
| 仙 台 市 青 葉 区   | 7,191  | 2,112 | 685   | 732   | 175   | 28   | 1,098 | 199    | 178 | 142 | 116 | 1,726 |
| 仙 台 市 宮 城 野 区 | 2,358  | 686   | 406   | 313   | 128   | 7    | 338   | 38     | 48  | 39  | 45  | 310   |
| 仙 台 市 若 林 区   | 1,590  | 309   | 301   | 171   | 56    | 2    | 394   | 41     | 29  | 29  | 11  | 247   |
| 仙 台 市 太 白 区   | 2,194  | 551   | 182   | 363   | 100   | 8    | 407   | 60     | 40  | 26  | 15  | 442   |
| 仙 台 市 泉 区     | 1,700  | 290   | 413   | 269   | 103   | 24   | 62    | 32     | 159 | 54  | 30  | 264   |
| 石 巻 市         | 1,461  | 180   | 403   | 94    | 141   | 9    | 14    | 256    | 46  | 10  | 43  | 265   |
| 塩 竈 市         | 576    | 84    | 196   | 51    | 17    | 5    | 11    | 57     | 18  | 2   | 3   | 132   |
| 気 仙 沼 市       | 637    | 74    | 103   | 12    | 87    | 2    | 12    | 207    | 15  | 7   | 12  | 106   |
| 白 石 市         | 262    | 39    | 57    | 33    | 24    | 0    | 7     | 4      | 5   | 2   | 2   | 89    |
| 名 取 市         | 468    | 110   | 91    | 70    | 34    | 8    | 33    | 22     | 12  | 4   | 14  | 70    |
| 角 田 市         | 252    | 87    | 61    | 29    | 36    | 1    | 0     | 15     | 2   | 0   | 6   | 15    |
| 多 賀 城 市       | 415    | 51    | 113   | 82    | 21    | 3    | 26    | 19     | 8   | 7   | 9   | 76    |
| 岩 沼 市         | 473    | 57    | 210   | 30    | 68    | 6    | 35    | 5      | 4   | 6   | 7   | 45    |
| 登 米 市         | 387    | 96    | 62    | 49    | 59    | 1    | 5     | 45     | 9   | 0   | 3   | 58    |
| 栗 原 市         | 574    | 64    | 271   | 68    | 30    | 7    | 19    | 19     | 10  | 2   | 6   | 78    |
| 東 松 島 市       | 142    | 23    | 29    | 23    | 29    | 0    | 0     | 4      | 9   | 1   | 7   | 17    |
| 大 崎 市         | 847    | 198   | 103   | 195   | 96    | 4    | 11    | 51     | 9   | 29  | 9   | 142   |
| 富 谷 市         | 239    | 47    | 61    | 55    | 5     | 2    | 1     | 3      | 10  | 7   | 9   | 39    |
| 刈 田 郡         | 141    | 19    | 31    | 16    | 12    | 1    | 7     | 28     | 3   | 0   | 2   | 22    |
| 蔵 王 町         | 101    | 5     | 19    | 13    | 12    | 0    | 3     | 26     | 2   | 0   | 1   | 20    |
| 七ヶ宿町          | 40     | 14    | 12    | 3     | 0     | 1    | 4     | 2      | 1   | 0   | 1   | 2     |
| 柴 田 郡         | 500    | 92    | 92    | 71    | 48    | 1    | 9     | 67     | 14  | 6   | 21  | 79    |
| 大 河 原 町       | 142    | 19    | 10    | 16    | 19    | 0    | 1     | 43     | 7   | 1   | 4   | 22    |
| 村 田 町         | 52     | 3     | 1     | 7     | 6     | 0    | 0     | 10     | 2   | 0   | 10  | 13    |
| 柴 田 町         | 179    | 61    | 16    | 34    | 16    | 0    | 5     | 3      | 3   | 5   | 6   | 30    |
| 川 崎 町         | 127    | 9     | 65    | 14    | 7     | 1    | 3     | 11     | 2   | 0   | 1   | 14    |
| 伊 具 郡         | 169    | 20    | 62    | 14    | 20    | 7    | 2     | 6      | 6   | 12  | 5   | 15    |
| 丸 森 町         | 169    | 20    | 62    | 14    | 20    | 7    | 2     | 6      | 6   | 12  | 5   | 15    |
| 亘 理 郡         | 275    | 59    | 48    | 26    | 44    | 4    | 1     | 12     | 12  | 1   | 6   | 62    |
| 亘 理 町         | 181    | 50    | 21    | 17    | 24    | 4    | 1     | 12     | 5   | 0   | 3   | 44    |
| 山 元 町         | 94     | 9     | 27    | 9     | 20    | 0    | 0     | 0      | 7   | 1   | 3   | 18    |
| 宮 城 郡         | 318    | 35    | 39    | 50    | 43    | 2    | 8     | 9      | 22  | 9   | 9   | 92    |
| 松 島 町         | 85     | 7     | 9     | 10    | 7     | 0    | 3     | 7      | 2   | 5   | 2   | 33    |
| 七ヶ浜町          | 103    | 10    | 14    | 17    | 12    | 1    | 1     | 1      | 17  | 1   | 1   | 28    |
| 利 府 町         | 130    | 18    | 16    | 23    | 24    | 1    | 4     | 1      | 3   | 3   | 6   | 31    |
| 黒 川 郡         | 624    | 23    | 140   | 72    | 39    | 92   | 1     | 68     | 2   | 0   | 5   | 182   |
| 大 和 町         | 429    | 17    | 85    | 51    | 17    | 92   | 1     | 62     | 1   | 0   | 4   | 99    |
| 大 郷 町         | 134    | 6     | 37    | 6     | 21    | 0    | 0     | 0      | 1   | 0   | 1   | 62    |
| 大 衡 村         | 61     | 0     | 18    | 15    | 1     | 0    | 0     | 6      | 0   | 0   | 0   | 21    |
| 加 美 郡         | 232    | 28    | 91    | 38    | 26    | 1    | 2     | 23     | 6   | 4   | 2   | 11    |
| 色 麻 町         | 32     | 6     | 1     | 8     | 8     | 0    | 0     | 5      | 1   | 0   | 2   | 1     |
| 加 美 町         | 200    | 22    | 90    | 30    | 18    | 1    | 2     | 18     | 5   | 4   | 0   | 10    |
| 遠 田 郡         | 140    | 31    | 17    | 36    | 20    | 0    | 7     | 5      | 6   | 1   | 1   | 16    |
| 涌 谷 町         | 52     | 10    | 8     | 17    | 8     | 0    | 0     | 1      | 2   | 0   | 0   | 6     |
| 美 里 町         | 88     | 21    | 9     | 19    | 12    | 0    | 7     | 4      | 4   | 1   | 1   | 10    |
| 牡 鹿 郡         | 217    | 25    | 136   | 5     | 9     | 1    | 0     | 33     | 1   | 0   | 2   | 5     |
| 女 川 町         | 217    | 25    | 136   | 5     | 9     | 1    | 0     | 33     | 1   | 0   | 2   | 5     |
| 本 吉 郡         | 186    | 52    | 69    | 9     | 11    | 0    | 0     | 3      | 6   | 11  | 0   | 25    |
| 南 三 陸 町       | 186    | 52    | 69    | 9     | 11    | 0    | 0     | 3      | 6   | 11  | 0   | 25    |
| 合 計           | 24,568 | 5,442 | 4,472 | 2,976 | 1,481 | 226  | 2,510 | 1,331  | 689 | 411 | 400 | 4,630 |

出典：法務省「在留外国人統計」

### (3) 地域の多文化共生関連団体の状況

地域における外国人県民の支援等に関わる多文化共生関連団体の設置（設立）状況を見ると、国際交流協会は21市町に26団体が設立されています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（2020年）以降、国際交流等の活動が停滞したままとなっているところや、会員の高齢化等地域の国際交流協会の運営について課題が見られるところもあります。

### (4) 外国人県民を取り巻く情勢の変動

平成30年（2018年）に出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）（以下「入管法」とします。）が改正され、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的として、在留資格「特定技能」が創設されました。また、令和4年（2022年）に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が組織され、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、新たな制度が整備されることになっておりますが、人材の確保と育成を目的とする新制度「育成就労」の創設に伴い、産業の担い手としての外国人材がより一層増加する見込みです。

また、令和元年（2019年）には、「日本語教育の推進に関する法律」が公布及び施行されました。この法律に基づき、地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされました。

あわせて、令和2年（2020年）に「地域における多文化共生推進プラン」が近年の社会情勢の変化を踏まえて改訂され、改めて地方公共団体において多文化共生施策を推進する意義が示されました。その中には、災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制整備の推進等が掲げられており、本県においても気象災害の激甚化に対応した迅速な情報提供が求められています。その他、令和4年（2022年）に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」及び令和5年（2023年）に「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」が策定されるなど、より具体的に外国人材の受入れ・共生に関して目指すべき方向性や取り組むべき方策が示されました。

県内の状況においては、次世代放射光施設（ナノテラス）[\(注23\)](#)を代表する研究施設の設置等により、高度かつ専門性が求められる産業の発展が目覚ましくなっており、諸外国の高度人材が研究活動や企業活動のために県内に居住することが見込まれます。

このように、外国人県民を取り巻く情勢は大きく変化しており、状況の変化に応じた多文化共生施策の推進が求められています。

### 3 外国人県民を取り巻く現状と課題

#### (1) 日本人県民に対する一層の理解促進の必要性

##### 【現 状】

多文化共生社会を実現するためには、地域を構成する県民一人ひとりがその理念を理解することが必要です。県では、市町村、県国際化協会、市町村国際交流協会、NPO等と連携しながら、シンポジウムの開催や啓発ツールの作成・配布など県民に対して様々な啓発事業を行うなど、広く多文化共生の理念啓発を図ってきました。

第1期計画策定から15年以上が経過し、これらの事業をとおして多文化共生の理念については一定程度浸透したと考えられます。

一方、宮城県多文化共生アンケートによると、日本人県民の外国人（外国籍または外国にルーツを持つ人）に対しての印象は、「どちらかといえば親しみを感じない」が14.2%、「親しみを感じない」が6.6%、「どちらともいえない」が35.2%となっています。また、多文化共生という言葉の認知度について、「言葉の意味も含めて知っている」が31.1%となっています。『外国人だということではいやな経験やつらい思いをした（している）ことがあるか』という設問に対して、「時々ある」が29.8%と最も多く、「よくある」の7.2%と合わせて37.0%となっています。

##### 【課 題】

アンケート結果から、多様性を認め、個人の尊厳と人権を尊重するため、特に日本人県民に対する理念啓発をより一層推進していく必要があります。そのためには、広く日本人県民に啓発を行いつつ、地域住民に身近な存在である民生委員や事業者等に対しても理念啓発を行い、キーパーソンとして地域や従業員等へと多文化共生の理念を広めていただくことが期待されます。また、外国人県民に対しても日本及び地域の慣習やルールを理解する機会を設けることにより、慣習や文化の違いからくる地域住民との軋轢を避けることが求められます。

#### (2) 外国人県民と地域が関わる機会のさらなる創出

##### 【現 状】

外国人県民が地域社会に支えられるとともに、地域社会を支える構成員となるためには、地域住民との交流を図るなど、日常的に顔の見える関係性を築くことが重要です。

宮城県多文化共生アンケートの結果によれば、『地域で仲良くしている日本人がいるか』という外国人向けの質問に対して、「まったくいない」「あいさつする程度の人しかいない」が合わせて46.0%となっており、地域住民との交流が希薄となっている傾

向が見られます。

一方で、『あなたは今後、地域の日本人とどのような交流をしたいか』という質問に対して、「地域の行事にもっと参加したい」が38.8%、「いっしょにボランティア活動などの社会活動をしたい」が31.2%となっており、外国人県民は地域コミュニティとの繋がりを期待していることが分かりました。

## 【課 題】

外国人県民と地域住民との交流を活性化するためには、日頃から地域における各種行事への参加を促すとともに、外国人県民が主体的にボランティア活動等を実施できる機会を設けることが求められます。

そのためには、地域住民のみならず、外国人県民を雇用している事業者とも連携し、外国人県民と地域との繋がりを構築することが大切です。あわせて、行政が住民参画の機会を設ける際には、外国人県民も参加しやすい体制を整備するという視点をもつことが重要です。このように、官民挙げて外国人県民が社会の構成員として積極的に地域づくりや多文化共生の担い手として活躍することができるような環境を創出することが期待されます。

## (3) 外国人県民の多国籍化・多言語化

### 【現 状】

外国人県民が地域住民として生活していくには、行政情報を含めた必要な情報を適切に入手し、内容を理解する必要があります。

宮城県多文化共生アンケートによると、『生活に必要な情報をどこから得ているか』という外国人向けの質問に対して、「スマートフォンを使用したインターネット」が56.5%、「パソコンを使用したインターネット」が37.7%となっています。また、外国人向け情報発信プラットフォームに求める情報や機能についての質問には、「防災（災害情報・避難情報）の情報サイト」が57.2%で最も多くなっています。

東京都国際交流委員会が2018年に行った調査では、希望する情報発信言語として「やさしい日本語」を選んだ外国人が76%で最も多くなっていることから、外国人県民とのコミュニケーション手段や緊急時の一時対応として、やさしい日本語が有効といえます。

### 【課 題】

多言語による生活情報の提供は、第3期計画により県内35市町村全てにおいて推進が図られたところですが、なお一層行政情報をはじめ、外国人が必要とする情報につ

いて、多言語で対応していく必要があります。

また、外国人県民の情報収集手段として、インターネットによる情報収集が主流となってきていることから、生活上必要な情報や災害時の情報については、ICT技術を活用した効率的な多言語対応を進めていく必要があります。特に、災害時等においては、外国人県民の安全安心を確保することから、即時に情報を提供するため、迅速な情報発信を行うことが求められます。

さらに、外国人住民と接する機会の多い保健福祉関連や戸籍住民票の窓口においては、やさしい日本語による対応が求められるとともに、医療・子育て・教育等対面での対応が効果的な場合には、迅速に通訳サポーター等を利用できるような体制を整備することが必要です。

#### (4) 日本語教育に対するニーズの多様化

##### 【現 状】

外国人県民は、大学や日本語学校等のほか、県内の国際交流協会やNPO等が開催する日本語講座等で日本語を学習しています。宮城県多文化共生アンケートによると、日本語の学習状況について「現在、学習している」が41.4%、「現在は学習していないが、できれば学習したい」が29.3%となっており、日本語学習に対する意欲が高いことが分かります。また、日本語を学習しない理由として「忙しくて勉強する時間がないから」が47.5%、「近くに学べる場がないから」が31.9%、「日本語教室や日本語学校の情報がないから」が23.4%の順に多くなっており、外国人県民のニーズに合わせた日本語講座の開設や適切な情報提供が求められています。

さらに、『どのように日本語を学んでいるか』という質問に対しては、「インターネットまたはオンラインなどで自分で勉強している」が67.4%と最も多くなっています。

また、県内の小・中学校には令和4年（2022年）末時点で387名の外国人児童・生徒が在籍しており、平成30年（2018年）末の240名と比較して1.61倍に増加しています。

##### 【課 題】

日本語講座は、外国人県民が日本語のみならず日本の生活習慣等について学習する重要な機会であることから、引き続き適切に確保していくことが求められています。そのため、日本語講座がない市町村においては、新たに日本語講座の立上げ支援を行い、いわゆる「空白地域」(注24)を解消していくことが必要です。また、講座内容の充実を図るために国際交流協会やNPOといった学習支援者の育成並びにスキルアップを支援していく必要があります。



さらに、時間的、地理的制約に配慮するため、インターネットを用いたオンラインによる日本語学習プログラム等の支援が必要です。

小・中学校における外国人児童・生徒の日本語指導においては、必要な条件や能力を備えた講師の任用や指導補助者の配置等を充実させるとともに、状況に応じ、児童・生徒の保護者の支援についても配慮する必要があります。

## (5) 外国人県民の生活相談の多様化

### 【現 状】

県では、県国際化協会に委託し、「みやぎ外国人相談センター」を設置しています。相談内容の内訳を見ると、「医療」「通訳・翻訳」に関する相談が多くなっていますが、相談内容は年々多様化しており、「日本語学習」「雇用・労働」「教育」「住宅・交通」「出産・子育て」「税・社会保険・年金」といった幅広いライフステージに関わる相談が寄せられています。宮城県多文化共生アンケートによると、「外国語が通じる病院を利用したいが、どこにあるか分からない」「進路、進学について不安がある」「行政施設を利用するときに、色々な書類をそろえるのが難しい」という意見もありました。

### 【課 題】

外国人県民の場合、文化的背景等の違いから、問題が複雑化しやすい傾向があります。このことから「みやぎ外国人相談センター」について、これまで以上に広報・周知を図り、早期に相談が必要な外国人が活用できるようにする必要があります。また、今までは留学生や技能実習生といった比較的若い世代の外国人県民向けの対応が多い傾向にありましたが、今後は県内で就労し、長期間居住する外国人県民やその家族が増加し、県内で出産や子育てを行うことが予想されることから、幅広い年齢層のための相談体制が求められます。

あわせて、多様化・複雑化する問題に対応するため、「みやぎ外国人相談センター」等の行政窓口を起点として、行政機関、行政書士会、弁護士会といった多様な機関とワンストップで外国人県民や彼らと関わる日本人県民を支援する体制を強化していくことが求められます。これらの施策を実施することで、外国人が「みやぎ」で暮らし、長期的に活躍するための環境を整備していくことが重要です。

## (6) 就労支援の必要性

### 【現 状】

県内の外国人労働者の数は、令和4年（2022年）10月末で14,778人となり過去最高を記録するとともに、前年から10.2%増加し、外国人労働者を雇用する事業所数も

過去最高を記録しました。在留資格では「技能実習」「特定技能」のほかに、「留学」の伸びが大きく、留学生によるアルバイト等の資格外活動も増加しています。

また、研究者や技術者等の高度外国人材の転入が期待される外資企業による大規模製造工場の県内立地が決定しました。さらに、東北大学は、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用を目指す「国際卓越研究大学」の認定候補に選定されたことにより、優秀な人材の獲得を促し、知的価値創造の好循環を形成するため、外国人研究者及び留学生の比率をそれぞれ30%に増やしていくこととしています。これらにより、これまで以上に多くの高度外国人材が本県に流入することが期待されます。

さらに、本県では、少子高齢化に伴い、今後労働人口が急減することが見込まれており、独立行政法人国際協力機構（JICA）の「2030/40年の外国人との共生社会の実現に向けた取り組み調査・研究報告書」では、これまでの県内総生産を維持していくためには、2030年までに約3.3万人の外国人労働者が必要になると推計しています。このことから、県ではベトナム政府及びインドネシア政府と人材の供給に関する協力覚書を締結したところですが、特に人手不足が顕著な介護・建設・製造業等に関する分野においては、「特定技能」等の外国人材のさらなる流入が確実視されているところ です。

加えて、県人口の減少が加速する中、幅広く人材を呼び込み、産業振興と国際化推進を目指すため、県内で公立日本語学校の開設が予定されています。公立日本語学校では、世界及び地域で活躍するグローバル人材の育成とともに、地域との繋がりを活かした関係人口の創出、人材の循環を見据えていることから、同学校への留学生や学校を核とした外国人材の流入が期待されます。

## 【課 題】

外国人材に、県内で就業し、活躍いただくためには、外国人材への就職に関する情報提供及び就業後の相談体制等を整える必要があります。そのためには、事業者の協力が不可欠であり、外国人材を雇用する県内企業に対する多文化共生の理念普及とあわせて、外国人材の雇用に関するノウハウを共有できる体制を構築していくことが求められます。就労支援と並行して、外国人に選ばれる「みやぎ」を目指すため、本県で就労する外国人材が安心して県内で暮らしていけるような環境を整えるとともに、外国人材と地域が積極的に交流を推進していくような地域づくりが重要です。

現在、社会経済状況の変化に伴い、地方が抱える課題も複雑化・多様化しており、これらの課題解決に当たっては日本人のみならず多様な主体による参画が今後ますます重要となってきます。県内で最先端技術や研究等に従事する高度外国人材には、県

内での経済活動はもとより、その専門性を活かし、知識を地域と共有し、一緒に課題解決に当たることで地域の活性化や多文化共生の推進に寄与していただくことが期待されます。

国の動き等を注視しつつ、外国人材の受入れ体制の在り方や必要な支援ニーズの把握に努め、外国人材にも活気ある「みやぎ」をともに支える構成員として協働していく姿勢が必要となります。

以上（１）～（６）による現状と課題から、次のとおり「施策の柱」を設定します。

|      | 現状                    | 課題   | 施策の柱                        |
|------|-----------------------|--|-----------------------------|
| 意識の壁 | 日本人県民に対する一層の理解促進の必要性  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に日本人県民を対象とした多文化共生に関する理念啓発</li> <li>・地域住民に身近な存在である民生委員や事業者等に対する理念啓発</li> </ul>   | 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成          |
|      | 外国人県民と地域が関わる機会のさらなる創出 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から地域における各種行事への参加・外国人県民が主体的にボランティア活動等を実施できる機会の創出</li> <li>・外国人県民が社会の構成員として積極的に地域づくりや多文化共生の担い手として活躍するための土台づくり</li> </ul> | 多様性を活かした地域の活性化              |
| 言葉の壁 | 外国人県民の多国籍化・多言語化       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・やさしい日本語や多言語による生活上必要な情報や災害時の情報提供</li> <li>・自動翻訳機等のICT活用による迅速な情報提供</li> <li>・県民生活の利便性向上のためのDXの推進</li> </ul>                | 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供 |
|      | 日本語教育に対するニーズの多様化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人県民のニーズに合わせた日本語講座の在り方の検討、充実</li> <li>・インターネットを用いたオンラインによる日本語学習プログラムの構築</li> </ul>                                      | 多様な学習支援による地域社会への適応力向上       |
| 生活の壁 | 外国人県民の生活相談の多様化        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「みやぎ外国人相談センター」の更なる広報・周知</li> <li>・同センターを起点とした各分野の専門機関との支援体制強化</li> <li>・外国人が県内で長期的に活躍できる環境整備</li> </ul>                  | ライフステージに応じた生活支援の体制強化        |
|      | 就労支援の必要性              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人県民のニーズに合わせた就職等の情報提供</li> <li>・外国人雇用の促進に向けた事業者等に対する啓発</li> <li>・外国人に選ばれる「みやぎ」を目指すための環境整備・魅力発信</li> </ul>               | 就労支援の促進                     |

## 第4 施策の柱と事業の取組方針

### 1 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成

多文化共生社会の確固たる基盤づくりには、県民一人ひとりが多様性を理解・尊重する共通認識を持つことが重要です。各地域において、より一層多様性を受容する社会を実現するために、外国人県民と接する機会の多い民生委員や事業者と連携して、日本人県民に対する理念啓発をより強化して実施します。多様性を理解・尊重する意識とあわせて、事業者や関係機関等の協力も新たに得ながら外国人とのコミュニケーション手段として有効なやさしい日本語を普及することにより、日本人県民と外国人県民とのコミュニケーションを活性化させ、多文化理解のための共通認識の浸透を図ります。

また、民生委員や事業者には、外国人のみならず各地域の住民や、従業員に対しても理念啓発を行う役割が期待されます。行政機関と民生委員、事業者が相互に連携することにより、各地域で多文化共生の理念に基づく地域づくりを推進します。

これらの実施により、日本人県民と外国人県民がともに、多様性を認め、個人の尊厳と人権を尊重しながら暮らすことができる「みやぎ」を実現します。

#### 《具体的な取組内容及び役割分担》

| (1) 日本人県民に向けた理念啓発 |   |
|-------------------|---|
| 宮城県               | <ul style="list-style-type: none"><li>○日本人県民に対して、やさしい日本語を紹介するパンフレットや啓発ツールを包括連携協定(注 25)を締結している企業等の協力により、広く頒布するほか、県ウェブサイトでもやさしい日本語の特性を広報することで多文化共生の理念の一層の啓発を行います。</li><li>○日本人県民への効率的な普及啓発を図るため、<b>教育機関</b>、県社会福祉協議会等の関係団体と連携したセミナー等の開催を通して、多文化共生の理念ややさしい日本語の啓発を行います。</li><li>○「みやぎ県民大学」(注 26)や「みやぎ出前講座」(注 27)を活用し、幅広い層に理念啓発を実施します。</li><li>○食事、宗教等の風俗習慣や文化的背景等に配慮した地域づくりに努めます。</li></ul> |
| 市町村               | <ul style="list-style-type: none"><li>○民生委員や町内会・自治会等の地域住民による組織等に対し、多文化共生の理念に係る啓発を行います。</li><li>○民生委員や町内会・自治会等の地域住民による組織等との連携</li></ul>  |

|  |   |
|--|---|
|  | を図り、地域における多文化共生の理念に基づく地域づくりを推進します。  |
| 県国際化協会                                     | ○これまでの多文化共生事業等の活動実績や専門性、ノウハウなどを活かし、県民に対し多文化共生の理念について啓発を行います。  |
| 市町村国際交流協会・NPO                              | ○地域に根差した多文化共生施策の実践者の立場から、県民に対し多文化共生の基本理念を啓発します。   |
| 事業者  | ○多文化共生の基本理念を理解し、従業員に対し多文化共生の基本理念を啓発します。   |
| <b>(2) 外国人県民に対する日本及び地域の文化・慣習・制度等への理解促進</b> |   |
| 宮城県  | ○新規に来日した外国人を対象に研修等を実施する地域日本語学校や事業者等に対し、生活オリエンテーション動画等最新のツールの活用を促進することで、生活ルール等の理解促進を図ります。<br>○各警察署等と連携し、交通ルール・防犯等に関するオリエンテーションの有効性について、企業や各団体等へ周知し、その実施を支援することにより、外国人県民の安全な生活に必要な知識の普及を図ります。 |
| 市町村  | ○民生委員や町内会・自治会等の地域住民による組織等との連携を図り、外国人県民に各地域の慣習やルールを理解する機会を設けます。<br>○保健福祉、教育、共同参画、雇用等住民生活に関わる部署と連携し、外国人県民への生活ルールの理解促進を図ります。   |
| 県国際化協会                                     | ○生活オリエンテーション等、外国人県民が積極的に日本の慣習やルールを理解するための機会を設けます。<br>○これまでの多文化共生事業等の活動実績や専門性、ノウハウなどを活かし、県民に対し多文化共生の理念について啓発を行います。   |
| 市町村国際交流協会・NPO                              | ○外国人県民が積極的に日本の慣習やルールを理解するための機会を設けます。  |
| 事業者  | ○多文化共生の基本理念を理解し、従業員に対し多文化共生の基本理念を啓発します。   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>○雇用や事業活動における差別的な取扱いの解消や外国人県民に配慮した取組、外国人県民の人材活用を推進します。</p> <p>○外国人材に対して、生活オリエンテーション等を実施し、生活ルールを理解促進を図ります。</p>  |
| <b>(3) 外国人材雇用企業や関係団体に向けた人権教育・多文化共生理念啓発</b> |  |
| 宮城県  | <p>○関係団体から各事業者への理念啓発を図るため、中小企業団体中央会、商工会議所等の事業者組織と連携し、各業界の事業者に対し、多文化共生の理念及びやさしい日本語等について普及を行います。</p> <p>○国、弁護士会、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(JP-MIRAI)等関係機関と連携し、事業者を対象として、従業員に対する多文化共生、人権の尊重に関する意識の醸成を図ります。</p> |
| 市町村  | <p>○事業者と連携し、従業員に対して多文化共生、人権の尊重に関し意識の醸成を図ります。</p>   |
| <b>(4) 県・市町村等の関係部署における多様性を尊重する共通認識の醸成</b>  |  |
| 宮城県  | <p>○市町村への理念啓発及び多文化共生施策の促進に向け、県内外の先進事例に関する研修会等の開催及び翻訳事例集等について市町村間の情報共有を図ります。</p> <p>○少人数で多文化共生事業を行っている市町村もあることから、市町村間連携による取組を推進します。また、市町村訪問等を通して、地域が抱える課題やニーズを明確化し、他自治体の好事例を紹介するなどして、伴走型で支援を実施します。</p>  |
| 市町村<br>(多文化共生担当部署)                         | <p>○多文化共生担当部署が保健福祉、教育、共同参画、雇用等住民生活に関わる部署と連携体制を強化することにより、多文化共生の意識向上を図ります。</p>   |
| 県国際化協会                                     | <p>○これまでの多文化共生事業等の活動実績や専門性、ノウハウなどを活かし、県内市町村等が行う取組に協力します。</p>   |
| 市町村国際交流協会・<br>NPO                          | <p>○地域に根差した多文化共生施策の実践者の立場から、県内市町村等が行う取組に協力します。</p>   |

## 2 多様性を活かした地域の活性化

社会経済がグローバル化していく中で、複雑化・多様化する地域の課題を解決するた

めには、日本人県民のみならず外国人県民も含めた多様な主体による参画が求められ、これらを実現することが、地域の活性化に繋がります。

多様性を活かした地域の活性化のために、外国人県民が地域社会に支えられるとともに、地域社会を支える構成員として共に地域住民との交流を図るなど、日常的に顔の見える関係性を構築していくことが求められます。

このため、行政、地域住民、外国人県民を支えるNPO等の市民団体、事業者等が連携して、地域行事等への参加を促すとともに、課題を共有する機会を設け、外国人県民を含めた多様な主体による地域づくりを実現するためのネットワーク構築に努めます。

また、来日して間もない外国人は支援対象となる方が多い一方で、地域に一定期間以上居住している外国人県民は、新たに本県に住む外国人や自分たちが関わる地域を支える貴重な存在となりえます。今後、このような外国人県民を含め、地域づくりや多文化共生を担う人材の発掘・活用を目指します。

これらの事業の実施により、外国人県民が共に生きる社会の一員として包摂されとともに、全ての人が一緒に社会をつくっていくことの必要性や意義を共有しながら、責任ある社会の構成員としての行動を促すことで、多様性を活かした地域の活性化を実現し、外国人県民と共生していく「みやぎ」を目指します。

### 《具体的な取組内容及び役割分担》

| (1) 外国人県民の地域活動への参加促進 |  |
|----------------------|--|
| 宮城県                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○日本人県民との交流促進及び地域での相互理解のため、外国人県民に対して、各種地域行事、防災訓練への参加を促します。</li> <li>○<u>県内各地に外国人が居住している点を踏まえ、各地域の特性に合わせた外国人との文化交流等を促進します。</u></li> <li>○デジタルを活用したプラットフォーム等を整備することで、地域行事等の情報を外国人県民が取得しやすい方法で発信します。</li> <li>○外国人が参画する地域の課題解決手法を調査・研究し、市町村とともに事例を共有します。</li> </ul> |
| 市町村                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○町内会・自治会等の地域住民による組織や事業者と連携を図り、日本人県民との交流促進及び地域での相互理解のため、外国人県民に対して、各種地域行事、防災訓練への参加を促します。</li> <li>○デジタルを活用することで、地域行事等の情報を外国人県民が</li> </ul>  |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
|                             | 取得しやすい方法で発信します。   |
| 県国際化協会                      | ○これまでの活動を通して構築した外国人支援団体や外国人県民とのネットワークを活用し、市町村等が行う地域住民との交流、地域活動への参加促進に協力します。   |
| 市町村国際交流協会・NPO・地域住民          | ○着物の着付け体験会や料理を通じた文化交流等の外国人県民の関心が高い多文化共生に関連する行事を企画・実施するとともに、その行事への外国人県民の参加を促し、積極的な連携に努めます。   |
| 事業者                         | ○外国人材に対して、日本人県民との交流促進及び地域での相互理解のため、各種地域行事、防災訓練への参加を促します。  |
| <b>(2) 市民団体の活動に対する支援の充実</b> |   |
| 宮城県                         | ○地域において外国人県民の支援、国際交流の取組を行う際など様々な機会を捉え、外国人県民及び外国人施策に携わる県民等の参加を促します。<br>○多文化共生を推進する市民団体に対して、各種関連団体が実施する補助制度を情報提供するとともに、制度活用に係る助言を行います。<br>○行政、地域住民、外国人県民を支えるNPO等の市民団体、事業者等と意見交換を実施する場を設置し、外国人県民に対する理解、交流を促進するほか、外国人県民を含めた多様な主体による地域づくりを目指します。 |
| 市町村                         | ○地域において外国人県民の支援、国際交流の取組を行う際など様々な機会を捉え、外国人県民及び外国人施策に携わる住民等の参加を促します。  |
| 県国際化協会                      | ○これまでの多文化共生事業等の活動実績や専門性、ノウハウなどを活かし、基金による財源支援等を通じて市民団体が実施する多文化共生推進に係る活動を支援します。   |
| 市町村国際交流協会・NPO               | ○地域において外国人県民の支援、国際交流の取組を企画・実施します。   |
| <b>(3) 支援人材の発掘・育成</b>       |   |
| 宮城県                         | ○行政、地域住民、外国人県民を支えるNPO等の市民団体、事業者等と意見交換を実施する場を設置し、外国人施策等の課  |



|                    |   |
|--------------------|---|
|                    | <p>題を明確化するとともに、その解決に必要なとなる人材の発掘、育成を協力して実施します。</p> <p>○多文化共生事業の円滑な実施のため、コミュニティリーダー(注28)等との連携を図ります。</p> <p>○地域の活性化に関する活躍の場を広げるため、県内で研究等に従事する高度外国人材に、その専門性を活かし、専門人材の育成に参画できるような環境を整備します。</p> |
| 市町村                | ○地域づくりや多文化共生の取組を推進する外国人県民ボランティア等を発掘し、各種行事への支援を行います。   |
| 県国際化協会             | <p>○地域づくりや多文化共生の取組を推進する外国人県民ボランティア等を発掘し、各種行事への支援を行います。</p> <p>○事業活動において外国人県民の人材活用を進め、コミュニティリーダーを育成します。</p>  |
| 市町村国際交流協会・NPO・地域住民 | ○外国人県民が、地域と繋がりを持ち地域の一員として活力ある地域づくりに貢献できる場を広げます。   |

### 3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

生活に必要な情報や災害情報について、やさしい日本語や多言語により速やかに提供するとともに、個別に専門性が求められる場合には通訳サポーター等の活用を推進します。自動翻訳技術やスマートフォンの普及を踏まえ、外国人向けアプリ等を開発し、効率的かつ迅速に外国人県民に必要な情報を多言語で発信します。あわせて日本人県民や関係機関に対して、やさしい日本語の普及啓発を行うことにより、日本人県民や国籍の異なる外国人県民同士の円滑なコミュニケーションを推進します。

これらの実施により、多文化共生施策においても、「DXによる変革みやぎ」を積極的に推進することで、外国人県民が必要な情報を適切に得られるようにし、外国人県民の利便性の向上を図ります。

#### 《具体的な取組内容及び役割分担》

| (1) やさしい日本語を用いた情報発信及びコミュニケーションの促進、関係機関への意識啓発 |   |
|--|---|
| 宮城県  | ○民生委員等に対して、外国人県民の需要が高い各種支援制度について、やさしい日本語を用いた手法の習得や、外国人県民との円滑なコミュニケーションを目的としたセミナーを開催します。 |

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
|                                   | <p>○事業者に対し、やさしい日本語を用いた日常会話に加え、外国人材に対する業務管理・指示等、就労上必要となる従業員同士の円滑なコミュニケーション手法の習得を目的としたセミナーを開催します。</p> <p>○「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」等国が推奨するやさしい日本語の手引書や活用事例をもとに、外国人県民が必要とする情報については、やさしい日本語による発信に努めます。</p> <p>○やさしい日本語を用いた県民対応に努めます。</p> <p>○やさしい日本語への言い換え例、様式例について市町村に情報提供を行います。</p> |
| 市町村                               | <p>○民生委員や町内会・自治会等の地域住民による組織等に対し、やさしい日本語に係る啓発を行います。</p> <p>○「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」等国が推奨するやさしい日本語の手引書や活用事例をもとに、外国人県民が必要とする情報については、やさしい日本語による発信に努めます。</p> <p>○やさしい日本語を用いた住民対応に努めます。</p>   |
| 県国際化協会                            | <p>○やさしい日本語により生活情報、医療保健福祉関連情報、災害情報等の提供を行うとともに、市町村等の対応を支援します。</p>  |
| 市町村国際交流協会・NPO・地域住民                | <p>○外国人とのコミュニケーションに際して、積極的にやさしい日本語を用いるよう努めます。</p>   |
| 事業者                               | <p>○外国人材に対してやさしい日本語を用いて業務管理・指示等を行うことにより、従業員同士の円滑なコミュニケーションに努めます。</p>  |
| <b>(2) 各種<u>通訳サポーター等</u>の活用促進</b> |   |
| 宮城県                               | <p>○特に保健福祉等の行政機関、医療機関等に対して、<u>通訳サポーター等</u>の活用が進むよう効果的な広報・周知を行います。</p> <p>○<u>通訳サポーター等</u>を対象とした研修会等において、国や自治体の新たな制度や通知等の情報提供を行い、<u>通訳サポーター等</u>のスキルアップを図ります。</p>  |
| 市町村                               | <p>○関係機関と情報共有を図りながら、<u>通訳サポーター等</u>を活用した多言語対応を推進します。</p>  |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 県国際化協会                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>通訳サポーター等</u>を育成し、行政機関や公共機関等に周知を図るとともに、要請に応じて紹介します。</li> <li>○行政機関が情報の多言語化を行う際の翻訳人材を紹介します。</li> </ul>  |
| 市町村国際交流協会・NPO              | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>通訳サポーター等</u>の育成、地域における通訳体制の整備を支援します。</li> </ul>   |
| <b>(3) 多言語による防災情報等の発信</b>  |  |
| 宮城県                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>県内市町村の防災アプリ等による災害情報発信の多言語化を促進します。</u></li> <li>○市町村や出入国在留管理庁と連携し、防災ハンドブックのWEB配信を通じて、平常時の備えも含めた災害時の対応について外国人県民に周知します。</li> </ul>   |
| 市町村                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>住民向け防災アプリのやさしい日本語や多言語化対応等により、外国人県民に対しても迅速に災害情報を発信します。</u></li> <li>○災害時には、状況に応じ他の市町村等と連携し、情報の多言語化を図ります。</li> </ul>  |
| 県国際化協会                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時には、迅速に災害情報を多言語発信します。</li> <li>○災害時において、国際交流協会間の広域連携により市町村間や圏域を越えた多言語化の体制整備を図ります。</li> </ul>   |
| 市町村国際交流協会・NPO・地域住民         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時において市町村との連携により、情報の多言語化を推進します。</li> <li>○地域住民は、平常時から防災訓練等において、積極的にやさしい日本語を用いるよう努めます。</li> </ul>  |
| <b>(4) DX推進による生活利便性の向上</b> |  |
| 宮城県                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○在留外国人向けアプリ等の開発により、生活情報の多言語化、セグメント配信(注29)や必要な情報のプッシュ型配信(注30)等を検討し、外国人県民の利便性向上を<u>図るとともに、教育機関を含め積極的に周知を行います。</u></li> <li>○頻度の高い質問に対してあらかじめFAQ(注31)を多言語で整備し、外国人県民の迅速な課題解決を図ります。</li> </ul> |
| 市町村                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○翻訳機等を活用し、窓口の多言語化対応を推進します。</li> <li>○翻訳ツール等を用いてウェブサイトや各事業アプリ等の多言語化を行い、外国人県民の利便性向上を図ります。</li> </ul>  |

## 4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

日本語講座は、外国人県民が日本語のみならず日本の生活習慣等について学習する重要な機会であることから、日本語講座がない市町村においては、新たに日本語講座の立上げ支援を行い、いわゆる「空白地域」の解消に努めます。日本語学習支援者については、その数を増やすとともに、ニーズに合わせた研修を実施するなど、さらなる支援者の育成やスキルアップを図ります。さらに、オンラインを活用した日本語学習モデルを確立し、地理的・時間的制約により日本語学習が困難となっている学習希望者を支援します。

また、公立日本語学校の開設を通じて、日本語学習機会の拡充及び公立の特性を活かした日本語学習者と地域との交流、相互理解の促進を図ります。

外国人児童・生徒の日本語指導については、加配教員の配置、日本語コーディネーターの派遣等を継続して行うとともに、外国人児童・生徒の保護者に対する支援についても配慮し、必要に応じて通訳サポーター等を派遣し、外国人児童・生徒が安心して通学できるよう支援します。

これらの実施により、日本語学習環境のさらなる充実や、外国人児童・生徒へのサポートを通して、外国人県民の多様な学習支援による地域社会への適応力向上を図ります。

### 《具体的な取組内容及び役割分担》

| (1) 学習者に応じた日本語学習の支援及び日本語講座の充実 |   |
|-------------------------------|---|
| 宮城県                           | <ul style="list-style-type: none"><li>○地域日本語講座の実施に当たっては、「地域日本語教育コーディネーター」(注 32)を派遣することで、地域の特性や学習者及び事業者のニーズに合わせた講座内容の充実を図ります。</li><li>○「地域日本語教育コーディネーター」数を引き上げ、日本語教育支援者への助言機会を広げることで、日本語教育全体の充実を図ります。</li><li>○日本人県民に対して日本語教育の理解促進のための情報発信を行います。</li><li>○日本語教育の社会的意義を周知することで、日本語教育支援者数を増やします。</li><li>○やさしい日本語や外国人施策等に関する研修により、各地域で活躍する日本語教育支援者のスキルアップを図ります。</li><li>○効果的、効率的な日本語教育体制構築のため、ICTの活用等により学習者を広域から募るなど市町村間連携の取組を推進</li></ul> |

|                                     |   |
|-------------------------------------|---|
|                                     | <p>します。</p> <p>○公立日本語学校の開設及び運営を支援します。</p>   |
| 市町村                                 | <p>○市町村国際交流協会・NPO等と連携し、地域の特性や学習者及び事業者のニーズに合わせた講座内容の充実を図ります。</p> <p>○公立日本語学校の開設を通じて、地域の日本語教育体制を整備します。</p>  |
| 県国際化協会                              | <p>○外国人を取り巻く社会経済状況やニーズに合わせた日本語講座を開催します。</p> <p>○市町村や市民団体等が実施する日本語講座等に関する情報について、一元化して多言語で発信します。</p> <p>○地域における日本語講座の充実に向け、講師やボランティアの育成、教材の充実等を図ります。</p>  |
| 市町村国際交流協会・NPO・地域住民                  | <p>○地域における日本語講座を開催するとともに、市町村が開催する日本語講座を支援します。</p>   |
| 事業者                                 | <p>○雇用する外国人材とその家族の日本語学習等について支援します。</p>  |
| <b>(2) 外国人児童・生徒及びその保護者に対する支援の強化</b> |   |
| 宮城県                                 | <p>○外国人児童・生徒が通学する小・中学校に対して、<u>アドバイザー</u>やサポーターを派遣するなど外国人児童・生徒の学習支援を図るとともに、必要に応じて外国人児童・生徒の保護者に対する日本語学習支援を行います。</p> <p>○<u>サポーターの有効な活用方法について、事例を県内で共有します。</u></p> <p>○外国人児童・生徒の保護者に対する支援（生活や教育に関する相談対応等）についても配慮し、<u>通訳サポーター等</u>を紹介するなど関係機関と連携の上、対応します。</p> |
| 市町村                                 | <p>○外国人児童・生徒が通学する小・中学校に対して、サポーターを派遣するなど外国人児童・生徒の学習支援を図るとともに、必要に応じて外国人児童・生徒の保護者に対する日本語学習支援を行います。</p> <p>○外国人児童・生徒の保護者に対する支援（生活や教育に関する相談対応等）についても配慮し、<u>通訳サポーター等</u>を紹介するなど関係機関と連携の上、対応します。</p>   |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 県国際化協会                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導や外国人児童・生徒の保護者に対する日本語学習等の支援に協力します。</li> <li>○学校と外国人児童・生徒の保護者との効果的な意思疎通のために<u>通訳サポーター等</u>を派遣します。</li> </ul> |
| 市町村国際交流協会・NPO                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人児童・生徒への日本語講座を開催します。</li> <li>○地域における日本語講座の充実に向け、講師やボランティアの育成、教材の充実等を図ります。</li> </ul>   |
| <b>(3) ICTを用いた日本語教育モデルの構築</b> |   |
| 宮城県                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○オンラインを用いた日本語教育について、講座内容や効率的な時間配分等を考慮した教育モデルを構築し、県内市町村と共有します。</li> </ul>   |
| 市町村                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○オンラインを用いた広域的な日本語教育を実施し、日本語学習者のニーズに応えます。</li> <li>○オンラインを用いた日本語教育について、県と協力して教育モデルを構築します。</li> </ul>                                |
| 県国際化協会                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○オンラインを用いた日本語教育について、県と協力して教育モデルを構築します。</li> </ul>  |
| 市町村国際交流協会・NPO・地域住民            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○オンラインを用いた広域的な日本語教育を実施し、日本語学習者のニーズに応えます。</li> <li>○オンラインを用いた日本語教育について、教育モデルの構築を支援します。</li> </ul>                                   |

## 5 ライフステージに応じた生活支援の体制強化

悩みを抱える外国人県民が「みやぎ外国人相談センター」を活用できるように、関係機関と連携して同センターの更なる広報・周知を図ります。

また、今後は県内で就労し、長期間居住する外国人県民やその家族が増加し、県内で出産や子育てを行うことが予想されることから、ライフステージに合わせた相談及び多様化・複雑化する相談に対応するため、「みやぎ外国人相談センター」等の行政窓口を起点として、行政機関、行政書士会、弁護士会といった多様な機関とワンストップで外国人県民や彼らと関わる日本人県民を支援する体制を一層強化します。

さらに、スマートフォンの普及等を踏まえ、アプリ等による生活情報の提供を行うとともに、多言語による FAQ を充実させるなど外国人県民にとって利便性の高い生活支援に努めます。

これらの実施により、外国人が「みやぎ」で暮らし長期的に活躍するために、安心して相談できる環境を整備するとともに、ライフステージに応じた適切な行政サービスを受できる体制を整えます。

### 《具体的な取組内容及び役割分担》

| (1) 相談体制等の強化に向けた関係機関の連携、相談技術の向上等による支援体制強化 |   |
|---|---|
| 宮城県                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人県民の相談窓口については、包括連携協定を締結している企業、中小企業団体中央会・商工会議所等の関係機関及び地域と協力することにより、周知を強化し、相談を必要とする外国人が窓口を適切に利用できるようにします。</li> <li>○県、市町村の各担当部署、弁護士、行政書士等の専門家と適切な情報提供及び共有を行うことで、外国人からの相談に迅速に対応できるよう、相互連携を促進し支援体制を強化します。あわせて、各専門家に一度に相談できる合同相談会等の実施を検討します。</li> <li>○市町村職員に対して、相談技術など対応力の向上を図るための研修等を実施します。</li> <li>○外国語対応可能な医療機関の検索サイトを積極的に周知します。</li> </ul> |
| 市町村                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民からの相談に対応する部署において、相談技術など対応力の向上を図るとともに、多言語に対応した相談体制を整備します。</li> </ul>   |
| 県国際化協会                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談対応者が外国人県民からの相談に関し理解を深め、迅速かつきめ細やかな対応を行えるよう、社会経済状況に合わせた研修会や勉強会の開催・情報共有を通じ、相談技術など対応力の向上を図ります。</li> <li>○外国人児童・生徒及び保護者に対して、受験・進学といった情報を積極的に提供します。</li> </ul>  |
| 市町村国際交流協会・NPO・地域住民                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人県民やその家族からの相談に対応するとともに、他の機関が行う相談対応を支援します。</li> </ul>  |
| 事業者                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用する外国人材とその家族に対して、相談体制を整備するほか、必要に応じて適切な行政の相談窓口を案内します。</li> </ul>  |
| (2) 医療、出産、子育て等の支援に係る関係機関との連携等を通じた支援体制の強化  |   |

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 宮城県                         | <p>○出産、子育て等に関する相談を受けた際に、「みやぎ外国人相談センター」が相談者の実情を適切に把握し、各関係機関と連携した上で、円滑に相談者と関係機関との調整を行います。</p> <p>○特に保健福祉等の行政機関、医療機関等に対して、通訳の活用が進むよう情報提供を行います。</p> <p>○<u>VoiceTra (ボイストラ) 等関係団体が実施する通訳サービスの周知を徹底するとともに、外国人の診察時に正確に通訳ができるよう県国際化協会が実施する通訳サポーター向けの研修の充実を図ります。</u></p> <p>○市町村等が行う出産、子育て等に関する多言語による情報発信を支援します。</p> <p>○外国語対応可能な医療機関の検索サイトを積極的に周知します。<b>【再掲】</b></p> |
| 市町村                         | <p>○出産、子育て等に関する相談に対して、関係部署が連携し、必要な情報の提供やきめ細やかな対応を図ります。</p>  |
| 県国際化協会                      | <p>○外国人県民に対して、出産、子育て、進路等について、多言語による情報発信に努めるとともに、<u>通訳サポーター等</u>を活用し、適切に各種サービスを楽しむ体制を構築します。</p> <p>○<u>外国人の診察時に正確に通訳ができるよう通訳サポーター向けの研修の充実を図ります。</u></p>  |
| 市町村国際交流協会・NPO               | <p>○地域における子育て支援等に関する取組を実施するとともに、他の機関が行う取組に協力します。</p>  |
| <b>(3) DX推進による利便性向上【再掲】</b> |   |
| 宮城県                         | <p>○在留外国人向けアプリ等の開発により、生活情報の多言語化、セグメント配信や必要な情報のプッシュ型配信等を検討し、外国人県民の利便性向上を図るとともに、教育機関を含め積極的に周知を行います。</p> <p>○頻度の高い質問に対してあらかじめFAQを多言語で整備し、外国人県民の迅速な課題解決を図ります。</p>   |
| 市町村                         | <p>○翻訳機等を活用し、窓口の多言語化対応を推進します。</p> <p>○翻訳ツール等を用いてウェブサイトや各事業アプリ等の多言語化を行い、外国人県民の利便性向上を図ります。</p>  |



## 6 就労支援の促進

外国人県民のより一層の活躍を促進していくため、外国人県民に対して、就業に関する情報提供や就労支援、業務に必要となる日本語能力の習得支援を推進するとともに、事業者に対しても外国人材の雇用に関する情報を提供することで、外国人材が活躍しやすい体制整備を促進します。あわせて、インターンシップや合同説明会の開催を通して、外国人材と事業者との相互理解の機会創出を推進します。

また、県内企業に勤務する高度外国人材や大学に在籍する留学生については、その専門性を活かし、地域課題の解決に寄与いただくなど、地域の活性化に関しても活躍の場を広げられるよう支援します。

あわせて、県内で就労する外国人材については、安心して県内で暮らしていけるような環境を整えるとともに、積極的に地域との交流を促進していくような地域づくりを促します。

さらに、外国人材が長期にわたって県内でその能力を発揮できるようにするために、事業者及び関係機関と連携し、外国人材及びその家族が暮らしやすい環境を整備し、「みやぎ」で能力を発揮したいと望む外国人との共生に努め、外国人に選ばれる「みやぎ」を目指します。

### 《具体的な取組内容及び役割分担》

| (1) 事業者に対する外国人材の受入れに係る支援の充実 |   |
|-----------------------------|---|
| 宮城県                         | <ul style="list-style-type: none"><li>○外国人を取り巻く制度や諸外国の文化等についての情報提供や実践的なセミナー開催等により、外国人材の雇用促進に向けた啓発を行います。</li><li>○外国人材の雇用に関して、先進的な取組を行っている企業をモデル企業として選定し、その取組を紹介することで、外国人材雇用の実績がない企業の契機とします。</li><li>○中長期インターンシップや企業訪問ツアー等を支援し、事業者と外国人材の相互理解を促進し、外国人材の活躍の場を広げます。</li><li>○中小企業団体中央会、商工会議所等関係機関と連携し、各業界の事業者に対し、外国人材の人権・労務問題等に関して啓発を実施します。</li></ul> |
| 市町村                         | <ul style="list-style-type: none"><li>○地域内の事業者に対し、外国人材の雇用促進に向けた理念啓発や情報提供を行います。</li></ul>  |

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
|                                 | ○地域内の事業者からの外国人材雇用に関する相談に応じます。   |
| 県国際化協会                          | ○外国人材等を対象とした地域住民と外国人材の交流事業や日本語講座等の取組について、デジタルも活用しながら事業者<br>に情報提供を行い、外国人材の参加を促します。<br>○事業者からの相談に対し、実情を適切に把握し、必要に応じて<br>各関係機関と連携した上で、円滑に事業者と関係機関との調<br>整に努めます。  |
| 市町村国際交流協会・<br>NPO               | ○外国人材等を対象とした地域住民と外国人材の交流事業や日<br>本語講座等の取組について、デジタルも活用しながら事業者<br>に情報提供を行い、外国人材の参加を促します。   |
| <b>(2) 外国人材に対する県内定着に係る支援の充実</b> |   |
| 宮城県                             | ○関係機関等との連携を強化するとともに、外国人県民に対し、<br>就職支援等、就労定着のための情報提供を行います。<br>○中長期インターンシップや企業訪問ツアー等を支援し、事業者<br>と外国人材の相互理解を促進し、外国人材の活躍の場を広げ<br>ます。<br>○外国人材が地域の活性化に関する活躍の場を広げるため、県内<br>で研究等に従事する高度外国人材に、その専門性を活かし、専<br>門人材の育成に参画できるような環境を整備します。【再掲】<br>○外国人材が安心して県内で暮らしていけるような <u>住居をはじ<br/>めとする生活環境</u> を整えるとともに、外国人材が積極的に地<br>域との交流を促進していくような地域づくりを促します。<br>○暮らしやすさ等の魅力発信を多言語で行い、外国人に選ばれる<br>「みやぎ」を目指します。 |
| 市町村                             | ○関係機関と連携し、就労支援や日本語学習等に関し外国人県民<br>に情報提供します。  |
| 県国際化協会                          | ○県が就職支援等に関する情報を外国人県民に提供する際に協<br>力します。   |
| 市町村国際交流協会・<br>NPO               | ○県が就職支援等に関する情報を外国人県民に提供する際に協<br>力します。   |
| 事業者                             | ○外国人県民の雇用に関し情報収集等に努めます。<br>○外国人材向けの相談体制を整備するとともに、キャリアアップ  |

|  |                    |
|--|--------------------|
|  | や日本語学習のサポートを推進します。 |
|--|--------------------|

## 7 各施策の評価指標

多文化共生施策の取組については、施策ごとに定めた以下の評価指標により評価します。

- 1 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成
- 2 多様性を活かした地域の活性化

| 項 目                   | 令和4年度 | 令和10年度                   |
|-----------------------|-------|--------------------------|
| 多文化共生に係る研修会・イベントの実施回数 | 22回   | 165回<br>(令和6年度から10年度の累計) |

- 3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

| 項 目                 | 令和4年度  | 令和10年度 |
|---------------------|--------|--------|
| 外国人向け多言語対応アプリ等のリリース | 仕様検討開始 | 3本リリース |

- 4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

| 項 目                 | 令和4年度 | 令和10年度 |
|---------------------|-------|--------|
| 日本語教室がない市町村(空白地域)の数 | 23市町村 | 0市町村   |

- 5 ライフステージに応じた生活支援の体制強化

| 項 目                  | 令和4年度 | 令和10年度 |
|----------------------|-------|--------|
| 外国人相談対応体制を整備している市町村数 | 13市町村 | 35市町村  |

- 6 就労支援の促進

| 項 目                            | 令和4年度   | 令和10年度                       |
|--------------------------------|---------|------------------------------|
| (i)外国人雇用者数                     | 14,778人 | 22,000人                      |
| (ii)外国人労働者に係るセミナー研修会等に参加した事業所数 | 697事業所  | 1,500事業所<br>(令和6年度から10年度の累計) |

## 第5 計画推進のために

### 1 計画の進行管理

多文化共生施策の取組については、施策ごとに定めた評価指標を含めた関係機関による多文化共生施策の実施内容により評価します。また、県は、本計画の適切な進行管理を行い、実施した取組について毎年度県議会に報告します。

本計画の対象期間は5年間ですが、この間に社会経済情勢が著しく変化した場合等は柔軟に対処し、必要に応じて見直しを行います。

### 2 関係機関等の役割

#### (1) 多文化共生の推進に向けた役割分担

多文化共生を推進するためには、県民、市町村、県、県国際化協会、事業者その他の関係機関が適切に役割分担し、連携・協働していくことが必要となります。主な役割は以下のとおりです。

##### ① 県民の役割

国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民が多文化共生の理念を十分に理解し、職場、学校、自治会、家庭などの地域社会におけるあらゆる分野において、多様性を受け入れる姿勢を持ち、多文化共生を推進するよう努めます。また、多文化共生に向けた取組に積極的に参加するとともに、外国人県民も取組の主体として地域づくりに貢献します。

##### ② 市町村の役割

市町村は、外国人県民に最も身近な行政機関として、生活情報の適切な提供や相談窓口での適切な対応、日本語・日本の生活習慣等に関する学習支援など生活に密着した支援を主体的に行います。多文化共生施策の企画・立案に当たっては、各地域の外国人県民のニーズも踏まえて、検討します。また、地域において多文化共生に関し一層の理念啓発を継続的に行うとともに、中長期的に地域内の関係機関と連携した取組や外国人県民を含めた人材の育成・活用を行います。

##### ③ 県の役割

県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、全県的な理念の啓発や情報提供、広域的な課題への対応、先進分野に関する取組等、市町村による実施が難しい分野に取り組みます。そのため、市町村、外国人県民を含む地域住民、市民団体、

事業者等から積極的に意見を伺いながら、ニーズの把握に努めます。

また、市町村や関係機関が実施する多文化共生の取組等について、地域の実情を踏まえ、適切な支援を行うとともに、関係機関の調整を図りながら県全体の多文化共生を推進するための体制を強化します。

#### ④ 県国際化協会の役割

県国際化協会は、これまでの活動実績等を踏まえ、多文化共生の推進に関し取組を継続するとともに、構築したネットワークの活用やその提供等を行います。

また、県、市町村、関係機関が行う多文化共生の取組に関し、専門的、技術的な支援や多文化共生の推進を担う人材の育成等を行います。

#### ⑤ 市町村国際交流協会・NPO等の役割

市町村の国際交流協会や地域の民間団体・NPO等は、これまでの活動実績や小規模機関の柔軟性等を活かし、市町村、関係機関と連携の上、地域に密着しながらよりきめ細やかな取組を行います。

#### ⑥ 教育機関の役割

学校教育・社会教育においては、学校に在籍する外国人児童・生徒に対する指導の充実を図るとともに、その家庭環境へも配慮し適切に支援します。多文化共生に関し意識の向上と多文化共生の推進を担う人材の育成を推進し、学校現場と教育委員会や地域の関係機関と更なる連携を進め、児童・生徒が充実した生活を送れるよう取組を実施します。

#### ⑦ 事業者の役割

今後も外国人材の増加が見込まれる状況等を踏まえ、事業者は、多文化共生社会の形成において重要な役割を担うこととなります。そのため、多文化共生の理念について一層の理解を進め、従業員に対して多文化共生の理念啓発に努めます。各々の事業活動において、県や市町村が実施する多文化共生の推進に関し、課題解決に協力します。

### (2) 多文化共生の推進に向けた連携・協働の強化

#### ① 行政機関内部の連携

県や市町村における多文化共生の推進に向けた施策は、多文化共生担当部署が中心となって取り組みますが、多岐にわたる課題の解決のため、関係部署と適切に連

携・協働して、外国人県民の支援に取り組みます。

## ② 行政機関相互の連携

外国人県民の置かれている状況やニーズは地域により様々ですが、市町村間で共通する課題の解決に当たっては、他市町村と連携し取り組みます。また、県内の多文化共生施策の底上げを図るため、先進的な事例について積極的に情報共有を行います。

また、包括的な取組を行うため、県と市町村においても、医療保健福祉、教育、共同参画、雇用等の関連部署による相互の連携・協働を強化します。

## ③ 事業者と行政機関の連携

今後、外国人材及びその家族が増加する見込みであることから、事業者と行政機関とが連携し、積極的に情報共有を図ることにより外国人県民の支援体制を整備します。

# 3 推進体制の強化

本計画の対象期間である5年間においては、本県における在留外国人がなお一層増加することが見込まれることから、引き続き県、市町村、地域国際化協会、民間団体等に加え、事業者とも密接に連携しながら、多文化共生社会の形成の推進に努めます。

また、条例に基づき設置した「宮城県多文化共生社会推進審議会」が県内における多文化共生の状況について調査・審議し、県に提言を行います。

用語説明

| 番号  | ページ | 項目                                    | 内容  |
|-----|-----|---------------------------------------|---|
| 注1  | 1   | 多文化共生社会                               | 国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会のこと。  |
| 注2  | 1   | 地域国際化協会                               | 各都道府県及び政令指定都市ごとに設立され、地域における国際交流活動の中心となって主体的・創造的な活動を行う中核的民間交流組織。   |
| 注3  | 1   | 地域国際交流協会                              | 地域ごとにその地域に暮らす外国人と日本人の交流のために設立された組織。   |
| 注4  | 1   | 在留外国人                                 | 平成24年7月に新しく導入された在留管理制度の対象となる「中長期在留者」及び「特別永住者」を合わせた外国人。  |
| 注5  | 1   | 在留資格                                  | 入管法により規定されている外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活動等を示す法的な資格。   |
| 注6  | 1   | 技能実習制度                                | 日本の技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転することによって、当該地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度。  |
| 注7  | 1   | 特定技能制度                                | 国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度。  |
| 注8  | 1   | 国際卓越研究大学                              | 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学。   |
| 注9  | 2   | 高度人材<br>(高度外国人材)                      | 日本の産業にイノベーションをもたらすとともに、日本人との切磋琢磨を通じて専門的・技術的な労働市場の発展を促し、日本の労働市場の効率性を高めることが期待される外国籍の人材。                               |
| 注10 | 2   | 技能実習生・特定技能労働者・技術者の送り出し・受け入れ推進に関する協力覚書 | 相手国及び日本の法令を遵守しつつ、両国の資源及び強みを活用し、宮城県において技能実習又は労働を行う労働者の人材育成、送り出し・受け入れプログラムをより効果的に促進することを目的とした協力について見解を共有するために締結されたもの。 |
| 注11 | 3   | 新・宮城の将来ビジョン                           | 今後見込まれる社会の変化等を踏まえながら、将来の宮城のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにしたもの。   |

| 番号   | ページ | 項目   | 内容  |
|------|-----|--|---|
| 注 12 | 4   | 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) | 2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成される。  |
| 注 13 | 6   | やさしい日本語  | 普通の日本語よりも簡単で、外国人もわかりやすい日本語のこと。やさしい日本語に言い換えるための主なルールは次のとおり。<br>(1) 重要度が高い情報だけに絞る。<br>(2) あいまいな表現は避ける。<br>(3) 難しい語句を言い換える。<br>(4) 複雑でわかりにくい表現は文の構造を簡単にする。   |
| 注 14 | 6   | N P O  | 営利を目的とせず、継続的、自発的に行う社会的・公益的な活動（民間非営利活動）を行う団体。<br>N P O は Non-Profit Organization の略語。  |
| 注 15 | 6   | グローバル  | 「global (地球規模の)」と「local (地域的な)」を合わせた造語で、地域性を考慮しながら地球規模の視点で考え、行動すること。  |
| 注 16 | 8   | 通訳サポーター等   | 医療機関や公的機関からの要請に応じて、外国人等を対象とした各種業務において通訳支援を行う者。  |
| 注 17 | 10  | みやぎ外国人相談センター                                     | 外国人県民の日常生活における困りごとに対して、必要な情報提供や専門相談窓口の紹介など、問題解決に向けたアドバイスを多言語により行う窓口。  |
| 注 18 | 13  | 中長期在留者   | 入管法に基づく在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人で、次の(1)から(6)までのいずれにも当てはまらない人。<br>(1) 「3 月」以下の在留期間が決定された人<br>(2) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人<br>(3) 特別永住者<br>(4) 「短期滞在」の在留資格が決定された人<br>(5) 「特定活動」の在留資格が決定された、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方<br>(6) 在留資格を有しない人 |



| 番号   | ページ | 項目              | 内容  |
|------|-----|-----------------|---|
| 注 19 | 13  | 特別永住者           | 入管法に基づく在留資格で、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に基づき在留する人。   |
| 注 20 | 15  | 永住者             | 入管法に基づく在留資格で、日本在留中に法務大臣から永住への在留資格変更許可を受けた人。   |
| 注 21 | 16  | 日本語学校           | 日本語を母語としない人を対象に、日本語を教える機関。ただし、「留学」の在留資格を得られるのは、法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関に限られる。                                    |
| 注 22 | 16  | 将来推計人口          | 出生、死亡、国際人口移動について、実績値の動向をもとに仮定を設け、日本全域の将来の人口規模、男女・年齢構成の推移について推計を行ったもの。   |
| 注 23 | 19  | 次世代放射光施設（ナノテラス） | ナノスケールまで観察することができる巨大な顕微鏡。放射光は、ほぼ光速で直進する電子が、強い磁場によって曲げられた際に放たれる、指向性の高い光のことで、その明るさは太陽光の10億倍以上となる。               |
| 注 24 | 22  | 空白地域            | 「生活者としての外国人」を対象とした日本語教室が開設されていない地域。   |
| 注 25 | 26  | 包括連携協定          | 地域が抱えている課題に対して自治体と民間企業が協力し、解決を目指す協定。  |
| 注 26 | 26  | みやぎ県民大学         | 県立学校・社会教育施設・大学等の教育機能を地域社会に開放し、学校や施設の特徴を生かした講座や、地域において生涯学習を推進する人材を育成する講座など、県民に多様な学びの機会を提供している県事業。              |
| 注 27 | 26  | みやぎ出前講座         | 県が重点的に取り組む施策等に関するテーマについて、県民の理解を一層深めていただくことを目的に、県職員が地域の集会・会合などに出向いて実施する講座。                                     |
| 注 28 | 31  | コミュニティリーダー      | 主として同じ出身国の外国人によって構成される地域コミュニティにおいて、指導的役割を担う人。   |
| 注 29 | 33  | セグメント配信         | ユーザーを、「性別」や「年代」「居住地」などの属性で分類してグループ（セグメント）化し、情報を配信する際にこのグループで送り先を絞る方法。セグメント配信はユーザーに合わせた情報を、必要なユーザーにだけ送ることができる。 |

| 番号   | ページ | 項目              | 内容  |
|------|-----|-----------------|---|
| 注 30 | 33  | プッシュ型配信         | インターネットなどのネットワーク上における情報配信の仕組みの一つ。発信者が能動的に、ニュースなどのコンテンツを送る方式。      |
| 注 31 | 33  | F A Q           | 「Frequently Asked Questions」の略称で、「よく尋ねられる質問」や「よくある質問」を意味する。       |
| 注 32 | 34  | 地域日本語教育コーディネーター | 生活者としての外国人に対する日本語教育に携わり、行政や地域の関係機関等との連携の下、日本語教育プログラムの編成及び実践に携わる者。 |

# 参 考 資 料

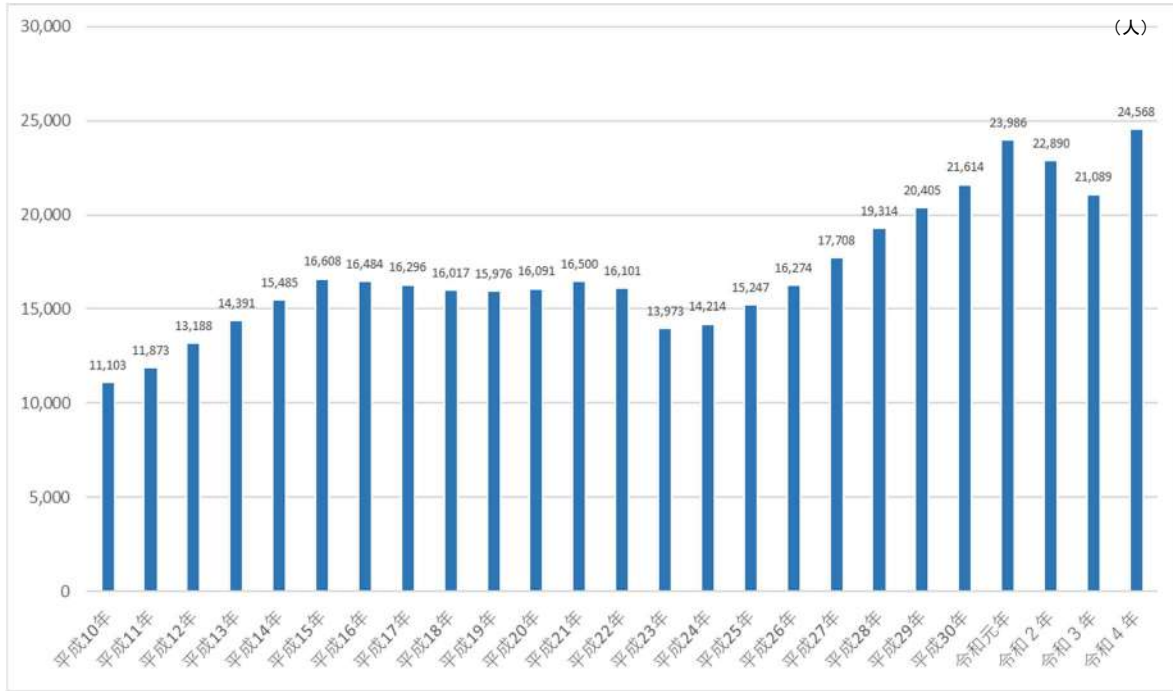
|   |    |
|---|----|
| 1 宮城県における外国人県民の概況                         | 1  |
| (1) 在住外国人数の推移                             | 1  |
| (2) 主な在留資格別在留外国人数の推移                      | 1  |
| (3) 国籍別在留外国人数の推移                          | 2  |
| (4) 在留資格の構成【宮城県・全国、2022年】                 | 3  |
| (5) 各市町村別の在住外国人数【2022年】                   | 4  |
| (6) 年齢構成【2022年】                           | 5  |
| (7) 日本及び宮城県内の居住年数                         | 5  |
| (8) 今後の居住予定                               | 6  |
| 2 外国人県民をとりまく現状                            | 7  |
| (1) 日本人に対する一層の理解促進の必要性に関すること              | 7  |
| (2) 外国人県民と地域が関わる機会のさらなる創出に関すること           | 13 |
| (3) 外国人県民の多国籍化・多言語化に関すること                 | 15 |
| (4) 日本語教育に対するニーズの多様化に関すること                | 17 |
| (5) 生活相談の多様化に関すること                        | 19 |
| (6) 就労支援の必要性に関すること                        | 23 |
| 3 多文化共生社会の形成の推進に関する条例<br>(平成19年宮城県条例第67号) | 25 |
| 4 宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿                     | 29 |

# 1 宮城県における外国人県民の概況

※2011 (H23) 年までは外国人登録者数、2012 (H24) 年以降は在留外国人数

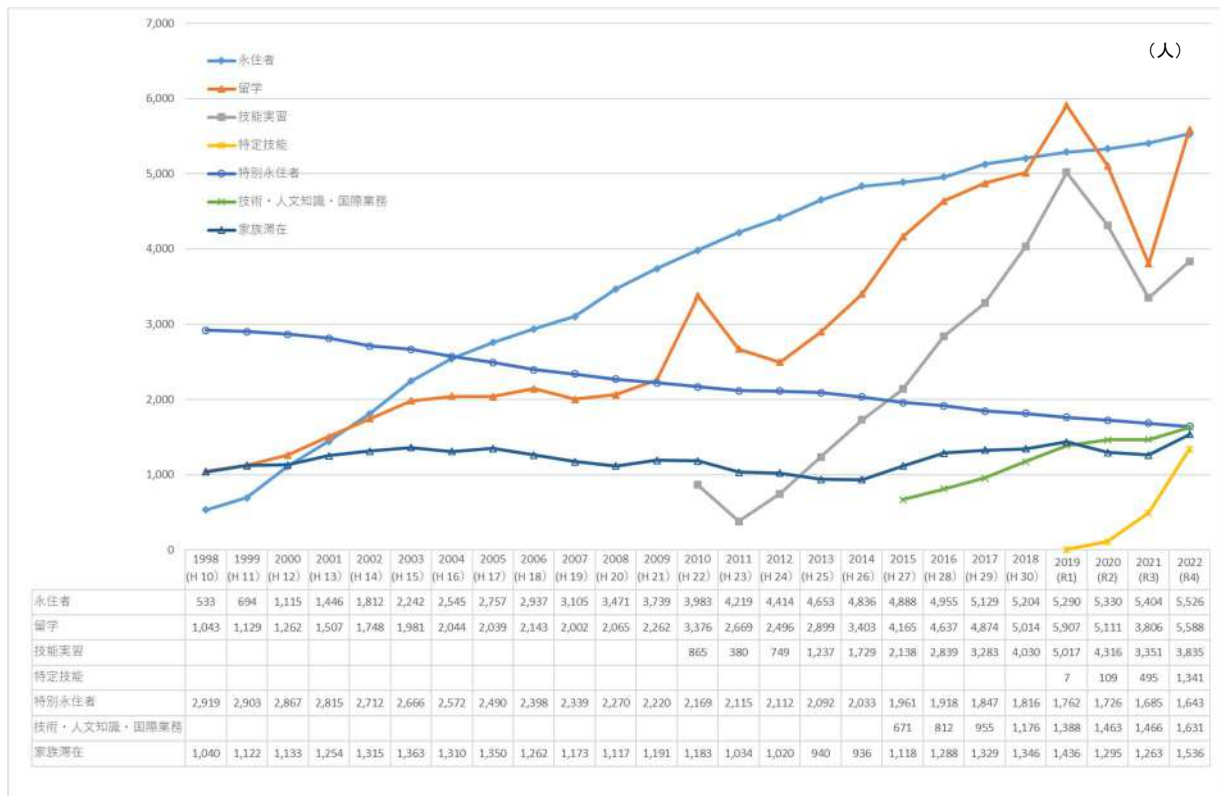
## (1) 在住外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



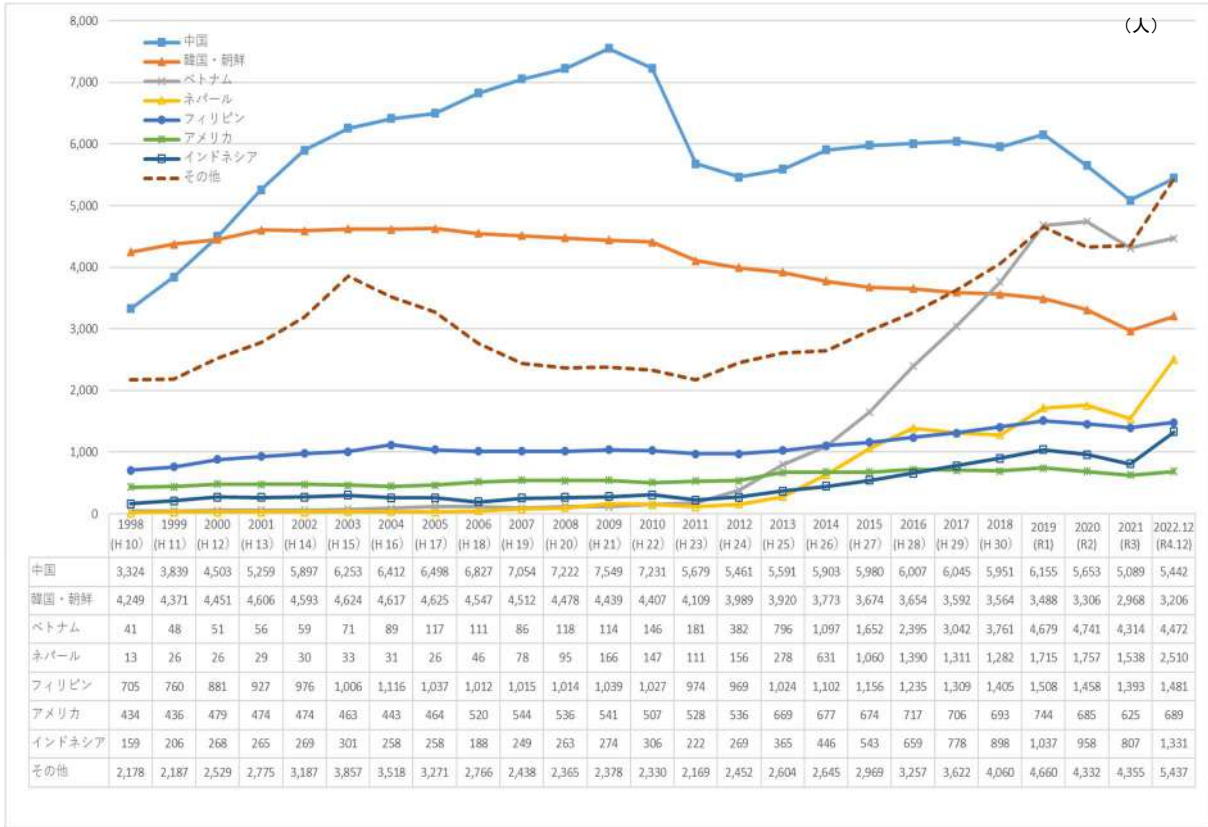
## (2) 主な在留資格別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



### (3) 国籍別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



### 国籍その他の内訳 (2022年12月時点)

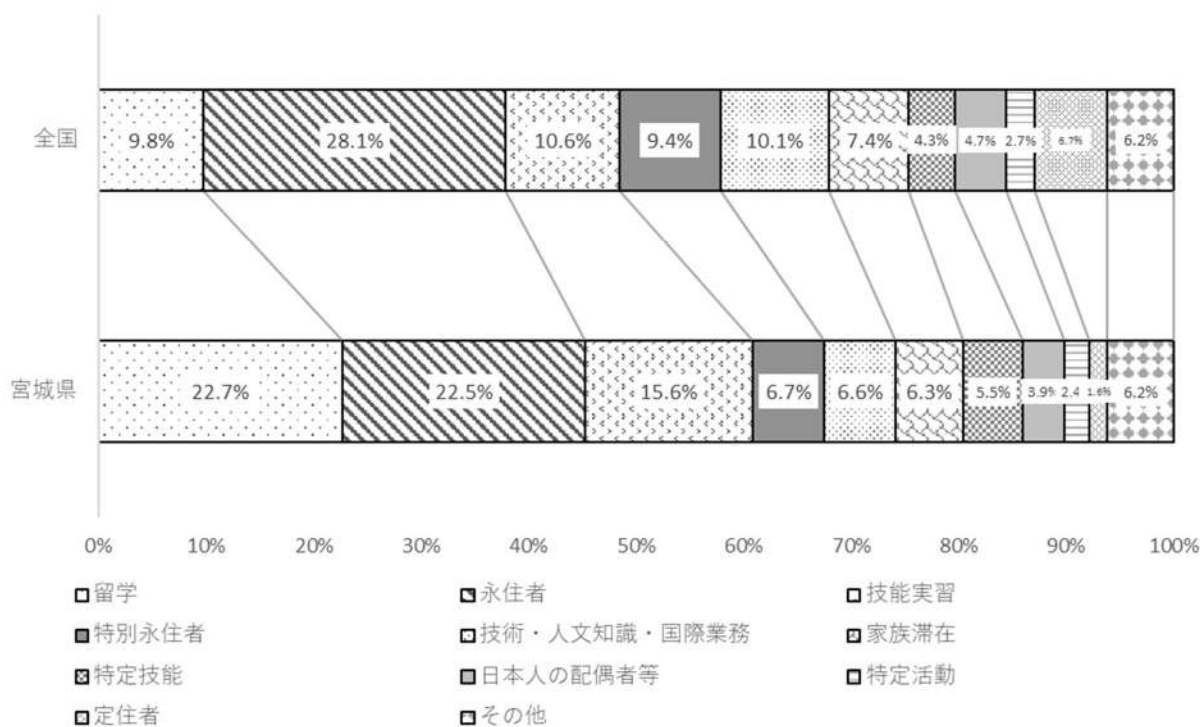
(人)

| アフガニスタン    | アラブ首長国連邦 | イスラエル  | イラン    | インド      | カンボジア   | キプロス      | クウェート    | シリア     | シンガポール | スリランカ    |
|------------|----------|--------|--------|----------|---------|-----------|----------|---------|--------|----------|
| 35         | 1        | 4      | 26     | 271      | 120     | 3         | 1        | 33      | 33     | 354      |
| タイ         | 台湾       | トルコ    | パキスタン  | パレスチナ    | バングラデシュ | ブータン      | マレーシア    | ミャンマー   | モルディブ  | モンゴル     |
| 400        | 411      | 28     | 522    | 3        | 431     | 28        | 63       | 789     | 3      | 169      |
| ヨルダン       | ラオス      | アイスランド | アイルランド | アゼルバイジャン | アルバニア   | イタリア      | ウクライナ    | ウズベキスタン | 英国     | エストニア    |
| 3          | 2        | 1      | 18     | 1        | 1       | 41        | 55       | 8       | 163    | 6        |
| オーストリア     | オランダ     | カザフスタン | 北マケドニア | ギリシャ     | クロアチア   | スイス       | スウェーデン   | スペイン    | スロバキア  | スロベニア    |
| 3          | 18       | 4      | 1      | 1        | 3       | 11        | 33       | 38      | 3      | 1        |
| セルビア       | チェコ      | デンマーク  | ドイツ    | ノルウェー    | ハンガリー   | フィンランド    | フランス     | ブルガリア   | ベラルーシ  | ベルギー     |
| 1          | 3        | 2      | 106    | 3        | 8       | 14        | 140      | 1       | 4      | 6        |
| ポーランド      | ポルトガル    | モルドバ   | モンテネグロ | ラトビア     | リトアニア   | リヒテンシュタイン | ルーマニア    | ロシア     | アルジェリア | ウガンダ     |
| 8          | 6        | 3      | 1      | 3        | 4       | 1         | 17       | 118     | 2      | 5        |
| エジプト       | エチオピア    | ガーナ    | カメルーン  | ガンビア     | ギニア     | ケニア       | コンゴ民主共和国 | ザンビア    | シエラレオネ | ジンバブエ    |
| 28         | 4        | 12     | 2      | 1        | 2       | 15        | 3        | 9       | 1      | 7        |
| スーダン       | セネガル     | タンザニア  | チュニジア  | ナイジェリア   | ナミビア    | ブルキナファソ   | ベナン      | ボツワナ    | マダガスカル | マリ       |
| 9          | 4        | 4      | 4      | 31       | 1       | 1         | 3        | 3       | 3      | 1        |
| 南アフリカ共和国   | モーリタニア   | モザンビーク | モロッコ   | エルサルバドル  | カナダ     | キューバ      | グアテマラ    | コスタリカ   | ジャマイカ  | ドミニカ共和国  |
| 23         | 1        | 5      | 6      | 6        | 129     | 4         | 2        | 5       | 13     | 2        |
| トリニダード・トバゴ | ニカラグア    | ハイチ    | パナマ    | バハマ      | ホンジュラス  | メキシコ      | アルゼンチン   | エクアドル   | コロンビア  | チリ       |
| 2          | 1        | 1      | 2      | 1        | 2       | 28        | 13       | 3       | 11     | 15       |
| パラグアイ      | ブラジル     | ベネズエラ  | ペルー    | ポリビア     | オーストラリア | キリバス      | サモア      | ソロモン    | トンガ    | ニュージーランド |
| 4          | 226      | 4      | 39     | 5        | 100     | 2         | 2        | 1       | 2      | 23       |
| フィジー       | 無国籍      |        |        |          |         |           |          |         |        |          |
| 3          | 4        |        |        |          |         |           |          |         |        |          |

(4) 在留資格の構成【宮城県・全国、2022年】

(法務省 在留外国人統計)

| 在留資格           | 宮城県    |        | 全国        |        |
|----------------|--------|--------|-----------|--------|
|                | 人数(人)  | 構成比    | 人数(人)     | 構成比    |
| 1 留学           | 5,588  | 22.7%  | 300,638   | 9.8%   |
| 2 永住者          | 5,526  | 22.5%  | 863,936   | 28.1%  |
| 3 技能実習         | 3,835  | 15.6%  | 324,940   | 10.6%  |
| 4 特別永住者        | 1,643  | 6.7%   | 288,980   | 9.4%   |
| 5 技術・人文知識・国際業務 | 1,631  | 6.6%   | 311,961   | 10.1%  |
| 6 家族滞在         | 1,536  | 6.3%   | 227,857   | 7.4%   |
| 7 特定技能         | 1,341  | 5.5%   | 130,923   | 4.3%   |
| 8 日本人の配偶者等     | 963    | 3.9%   | 144,993   | 4.7%   |
| 9 特定活動         | 584    | 2.4%   | 83,380    | 2.7%   |
| 10 定住者         | 403    | 1.6%   | 206,938   | 6.7%   |
| - その他          | 1,518  | 6.2%   | 190,667   | 6.2%   |
| 計              | 24,568 | 100.0% | 3,075,213 | 100.0% |



### (5) 各市町村別の在留外国人数【2022年】

(法務省在留外国人統計)

(人)

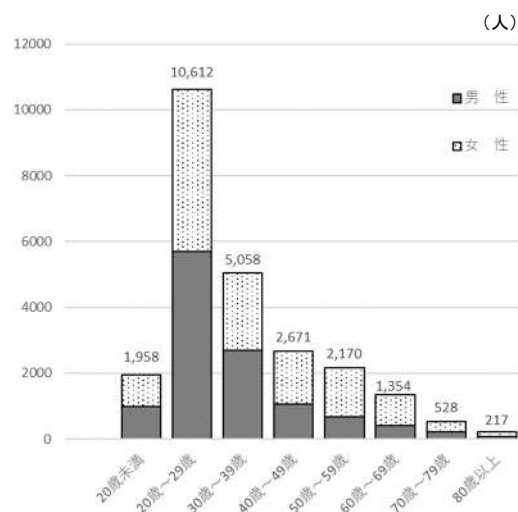
| 市区町村 | 総数     | 中国    | ベトナム  | 韓国    | フィリピン | ブラジル | ネパール  | インドネシア | 米国  | 台湾  | タイ  | その他   |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|-----|-----|-----|-------|
| 宮城県  |        |       |       |       |       |      |       |        |     |     |     |       |
| 仙台市  | 15,033 | 3,948 | 1,987 | 1,848 | 562   | 69   | 2,299 | 370    | 454 | 290 | 217 | 2,989 |
| 青葉区  | 7,191  | 2,112 | 685   | 732   | 175   | 28   | 1,098 | 199    | 178 | 142 | 116 | 1,726 |
| 宮城野区 | 2,358  | 686   | 406   | 313   | 128   | 7    | 338   | 38     | 48  | 39  | 45  | 310   |
| 若林区  | 1,590  | 309   | 301   | 171   | 56    | 2    | 394   | 41     | 29  | 29  | 11  | 247   |
| 太白区  | 2,194  | 551   | 182   | 363   | 100   | 8    | 407   | 60     | 40  | 26  | 15  | 442   |
| 泉区   | 1,700  | 290   | 413   | 269   | 103   | 24   | 62    | 32     | 159 | 54  | 30  | 264   |
| 石巻市  | 1,461  | 180   | 403   | 94    | 141   | 9    | 14    | 256    | 46  | 10  | 43  | 265   |
| 塩竈市  | 576    | 84    | 196   | 51    | 17    | 5    | 11    | 57     | 18  | 2   | 3   | 132   |
| 気仙沼市 | 637    | 74    | 103   | 12    | 87    | 2    | 12    | 207    | 15  | 7   | 12  | 106   |
| 白石市  | 262    | 39    | 57    | 33    | 24    | 0    | 7     | 4      | 5   | 2   | 2   | 89    |
| 名取市  | 468    | 110   | 91    | 70    | 34    | 8    | 33    | 22     | 12  | 4   | 14  | 70    |
| 角田市  | 252    | 87    | 61    | 29    | 36    | 1    | 0     | 15     | 2   | 0   | 6   | 15    |
| 多賀城市 | 415    | 51    | 113   | 82    | 21    | 3    | 26    | 19     | 8   | 7   | 9   | 76    |
| 岩沼市  | 473    | 57    | 210   | 30    | 68    | 6    | 35    | 5      | 4   | 6   | 7   | 45    |
| 登米市  | 387    | 96    | 62    | 49    | 59    | 1    | 5     | 45     | 9   | 0   | 3   | 58    |
| 栗原市  | 574    | 64    | 271   | 68    | 30    | 7    | 19    | 19     | 10  | 2   | 6   | 78    |
| 東松島市 | 142    | 23    | 29    | 23    | 29    | 0    | 0     | 4      | 9   | 1   | 7   | 17    |
| 大崎市  | 847    | 198   | 103   | 195   | 96    | 4    | 11    | 51     | 9   | 29  | 9   | 142   |
| 富谷市  | 239    | 47    | 61    | 55    | 5     | 2    | 1     | 3      | 10  | 7   | 9   | 39    |
| 刈田郡  | 141    | 19    | 31    | 16    | 12    | 1    | 7     | 28     | 3   | 0   | 2   | 22    |
| 蔵王町  | 101    | 5     | 19    | 13    | 12    | 0    | 3     | 26     | 2   | 0   | 1   | 20    |
| 七ヶ宿町 | 40     | 14    | 12    | 3     | 0     | 1    | 4     | 2      | 1   | 0   | 1   | 2     |
| 柴田郡  | 500    | 92    | 92    | 71    | 48    | 1    | 9     | 67     | 14  | 6   | 21  | 79    |
| 大河原町 | 142    | 19    | 10    | 16    | 19    | 0    | 1     | 43     | 7   | 1   | 4   | 22    |
| 村田町  | 52     | 3     | 1     | 7     | 6     | 0    | 0     | 10     | 2   | 0   | 10  | 13    |
| 柴田町  | 179    | 61    | 16    | 34    | 16    | 0    | 5     | 3      | 3   | 5   | 6   | 30    |
| 川崎町  | 127    | 9     | 65    | 14    | 7     | 1    | 3     | 11     | 2   | 0   | 1   | 14    |
| 伊具郡  | 169    | 20    | 62    | 14    | 20    | 7    | 2     | 6      | 6   | 12  | 5   | 15    |
| 丸森町  | 169    | 20    | 62    | 14    | 20    | 7    | 2     | 6      | 6   | 12  | 5   | 15    |
| 亘理郡  | 275    | 59    | 48    | 26    | 44    | 4    | 1     | 12     | 12  | 1   | 6   | 62    |
| 亘理町  | 181    | 50    | 21    | 17    | 24    | 4    | 1     | 12     | 5   | 0   | 3   | 44    |
| 山元町  | 94     | 9     | 27    | 9     | 20    | 0    | 0     | 0      | 7   | 1   | 3   | 18    |
| 宮城郡  | 318    | 35    | 39    | 50    | 43    | 2    | 8     | 9      | 22  | 9   | 9   | 92    |
| 松島町  | 85     | 7     | 9     | 10    | 7     | 0    | 3     | 7      | 2   | 5   | 2   | 33    |
| 七ヶ浜町 | 103    | 10    | 14    | 17    | 12    | 1    | 1     | 1      | 17  | 1   | 1   | 28    |
| 利府町  | 130    | 18    | 16    | 23    | 24    | 1    | 4     | 1      | 3   | 3   | 6   | 31    |
| 黒川郡  | 624    | 23    | 140   | 72    | 39    | 92   | 1     | 68     | 2   | 0   | 5   | 182   |
| 大和町  | 429    | 17    | 85    | 51    | 17    | 92   | 1     | 62     | 1   | 0   | 4   | 99    |
| 大郷町  | 134    | 6     | 37    | 6     | 21    | 0    | 0     | 0      | 1   | 0   | 1   | 62    |
| 大衡村  | 61     | 0     | 18    | 15    | 1     | 0    | 0     | 6      | 0   | 0   | 0   | 21    |
| 加美郡  | 232    | 28    | 91    | 38    | 26    | 1    | 2     | 23     | 6   | 4   | 2   | 11    |
| 色麻町  | 32     | 6     | 1     | 8     | 8     | 0    | 0     | 5      | 1   | 0   | 2   | 1     |
| 加美町  | 200    | 22    | 90    | 30    | 18    | 1    | 2     | 18     | 5   | 4   | 0   | 10    |
| 遠田郡  | 140    | 31    | 17    | 36    | 20    | 0    | 7     | 5      | 6   | 1   | 1   | 16    |
| 涌谷町  | 52     | 10    | 8     | 17    | 8     | 0    | 0     | 1      | 2   | 0   | 0   | 6     |
| 美里町  | 88     | 21    | 9     | 19    | 12    | 0    | 7     | 4      | 4   | 1   | 1   | 10    |
| 牡鹿郡  | 217    | 25    | 136   | 5     | 9     | 1    | 0     | 33     | 1   | 0   | 2   | 5     |
| 女川町  | 217    | 25    | 136   | 5     | 9     | 1    | 0     | 33     | 1   | 0   | 2   | 5     |
| 本吉郡  | 186    | 52    | 69    | 9     | 11    | 0    | 0     | 3      | 6   | 11  | 0   | 25    |
| 南三陸町 | 186    | 52    | 69    | 9     | 11    | 0    | 0     | 3      | 6   | 11  | 0   | 25    |
| 合 計  | 24,568 | 5,442 | 4,472 | 2,976 | 1,481 | 226  | 2,510 | 1,331  | 689 | 411 | 400 | 4,630 |

## (6) 年齢構成【2022年】

(法務省在留外国人統計)

(人)

| 年齢区分    | 合計     | 男性     | 女性     | 構成比    |
|---------|--------|--------|--------|--------|
| 20歳未満   | 1,958  | 986    | 972    | 8.0%   |
| 20歳～29歳 | 10,612 | 5,707  | 4,905  | 43.2%  |
| 30歳～39歳 | 5,058  | 2,687  | 2,371  | 20.6%  |
| 40歳～49歳 | 2,671  | 1,070  | 1,601  | 10.9%  |
| 50歳～59歳 | 2,170  | 677    | 1,493  | 8.8%   |
| 60歳～69歳 | 1,354  | 416    | 938    | 5.5%   |
| 70歳～79歳 | 528    | 211    | 317    | 2.1%   |
| 80歳以上   | 217    | 65     | 152    | 0.9%   |
| 合計      | 24,568 | 11,819 | 12,749 | 100.0% |



## (7) 日本及び宮城県内の居住年数

( 通算して日本にどのくらい住んでいるか。宮城県、現在住んでいる市町村にはどのくらい住んでいるか。 )

(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査)

(N=430)

| 居住年数        | 日本  |      | 宮城県 |      | 現在住んでいる市町村 |      |
|-------------|-----|------|-----|------|------------|------|
|             | N   | %    | N   | %    | N          | %    |
| 6ヶ月未満       | 33  | 7.7  | 48  | 11.2 | 59         | 13.7 |
| 6ヶ月～11ヶ月    | 40  | 9.3  | 50  | 11.6 | 54         | 12.6 |
| 1年～2年11ヶ月   | 44  | 10.2 | 52  | 12.1 | 61         | 14.2 |
| 3年～4年11ヶ月   | 73  | 17.0 | 70  | 16.3 | 60         | 14.0 |
| 5年～9年11ヶ月   | 48  | 11.2 | 44  | 10.2 | 46         | 10.7 |
| 10年～19年11ヶ月 | 66  | 15.3 | 71  | 16.5 | 59         | 13.7 |
| 20年～29年11ヶ月 | 54  | 12.6 | 47  | 10.9 | 37         | 8.6  |
| 30年以上       | 59  | 13.7 | 36  | 8.4  | 33         | 7.7  |
| 無回答         | 13  | 3.0  | 12  | 2.8  | 21         | 4.9  |
| 計           | 430 | 100  | 430 | 100  | 430        | 100  |

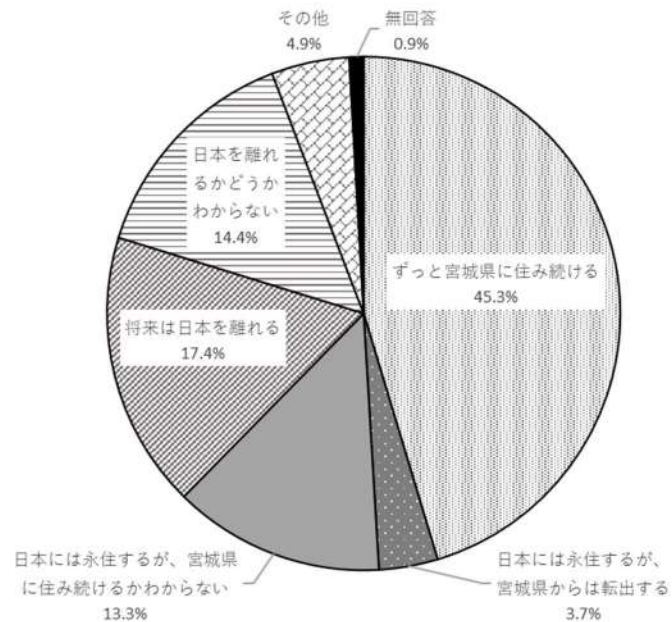


## (8) 今後の居住予定

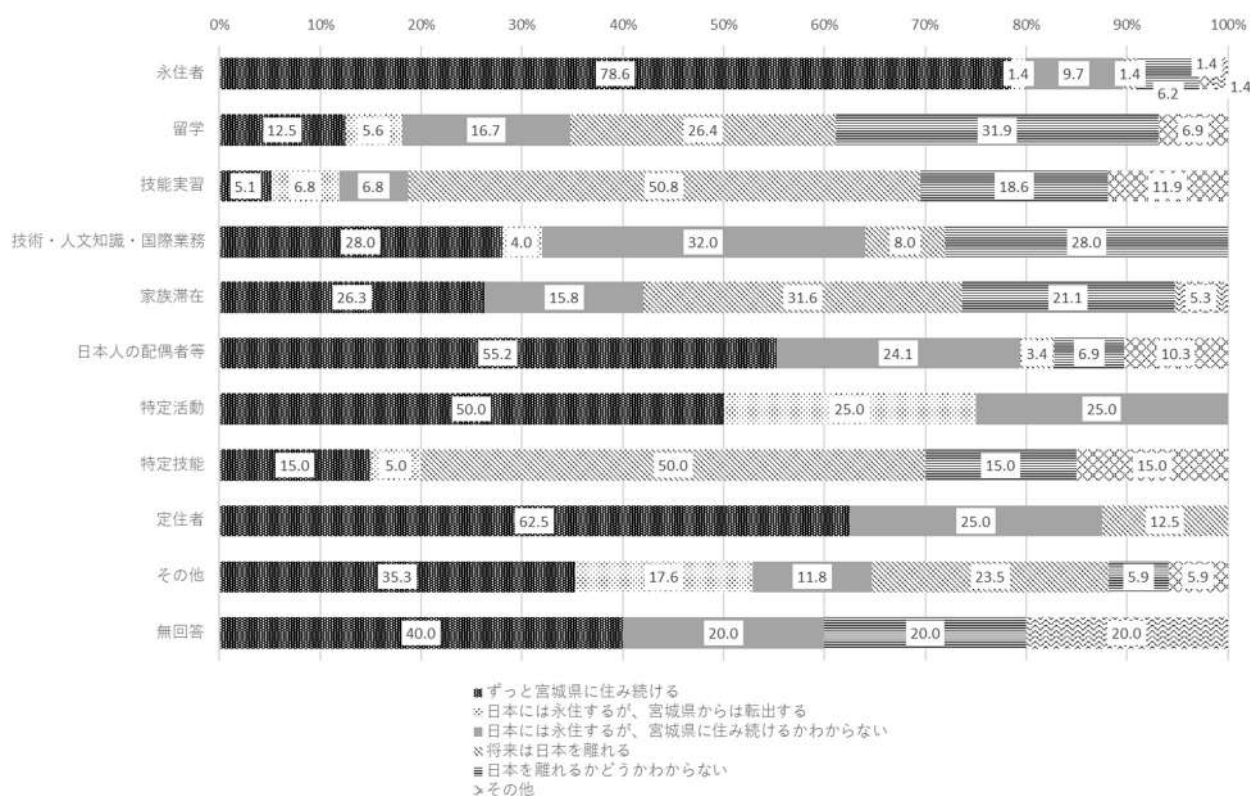
(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査)

(N=430)

|                           | N   | %    |
|---------------------------|-----|------|
| ずっと宮城県に住み続ける              | 195 | 45.3 |
| 日本には永住するが、宮城県からは転出する      | 16  | 3.7  |
| 日本には永住するが、宮城県に住み続けるかわからない | 57  | 13.3 |
| 将来は日本を離れる                 | 75  | 17.4 |
| 日本を離れるかどうかわからない           | 62  | 14.4 |
| その他                       | 21  | 4.9  |
| 無回答                       | 4   | 0.9  |
| 計                         | 430 | 100  |



(参考) 在留資格別の居住予定 (N=430)



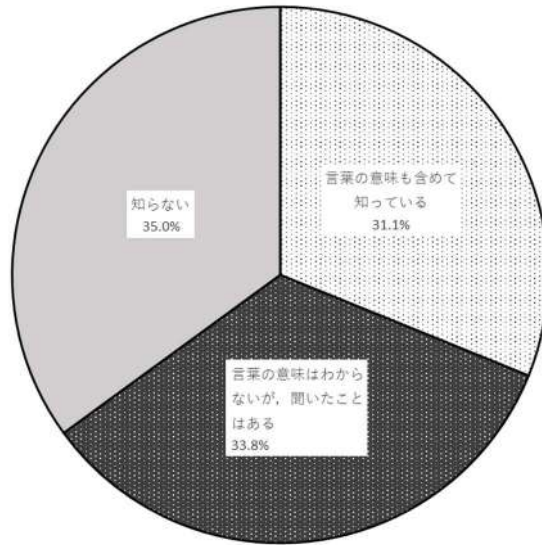
## 2 外国人県民をとりまく現状

### (1) 日本人に対する一層の理解促進の必要性に関すること

#### ① 「多文化共生」という言葉の認知度

(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査(日本人対象)(N=591))

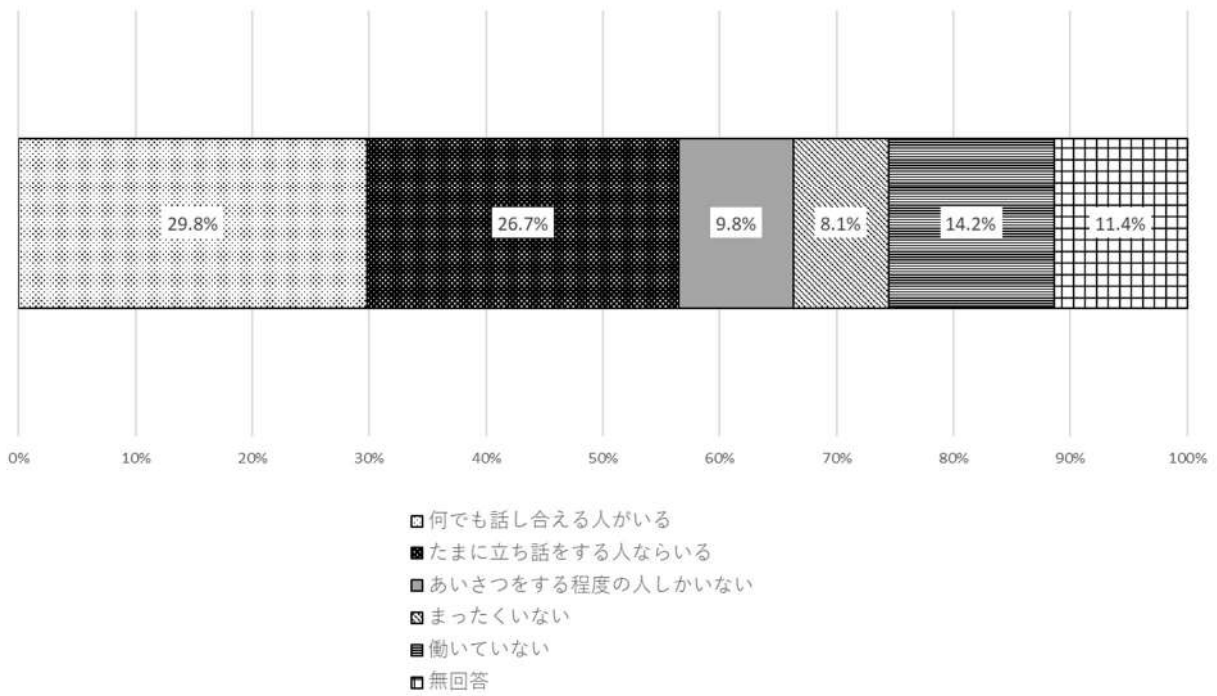
|                       | 20歳未満 |       | 20歳代 |       | 30歳代 |       | 40歳代  |       |     |       |
|-----------------------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|-------|-----|-------|
|                       | N     | %     | N    | %     | N    | %     | N     | %     |     |       |
| 言葉の意味も含めて知っている        | 3     | 75.0  | 22   | 55.0  | 30   | 35.7  | 21    | 21.0  |     |       |
| 言葉の意味はわからないが、聞いたことはある | 1     | 25.0  | 10   | 25.0  | 26   | 31.0  | 31    | 31.0  |     |       |
| 知らない                  | 0     | 0.0   | 8    | 20.0  | 28   | 33.3  | 48    | 48.0  |     |       |
| 無回答                   | 0     | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0     | 0.0   |     |       |
| 計                     | 4     | 100.0 | 40   | 100.0 | 84   | 100.0 | 100   | 100.0 |     |       |
|                       | 50歳代  |       | 60歳代 |       | 70歳代 |       | 80歳以上 |       | 全体  |       |
|                       | N     | %     | N    | %     | N    | %     | N     | %     | N   | %     |
| 言葉の意味も含めて知っている        | 27    | 30.0  | 42   | 32.3  | 29   | 29.6  | 10    | 22.7  | 184 | 31.1  |
| 言葉の意味はわからないが、聞いたことはある | 25    | 27.8  | 54   | 41.5  | 40   | 40.8  | 13    | 29.5  | 200 | 33.8  |
| 知らない                  | 38    | 42.2  | 34   | 26.2  | 29   | 29.6  | 21    | 47.7  | 207 | 35.0  |
| 無回答                   | 0     | 0.0   | 0    | 0.0   | 0    | 0.0   | 0     | 0.0   | 0   | 0.0   |
| 計                     | 90    | 100.0 | 130  | 100.0 | 98   | 100.0 | 44    | 100.0 | 591 | 100.0 |



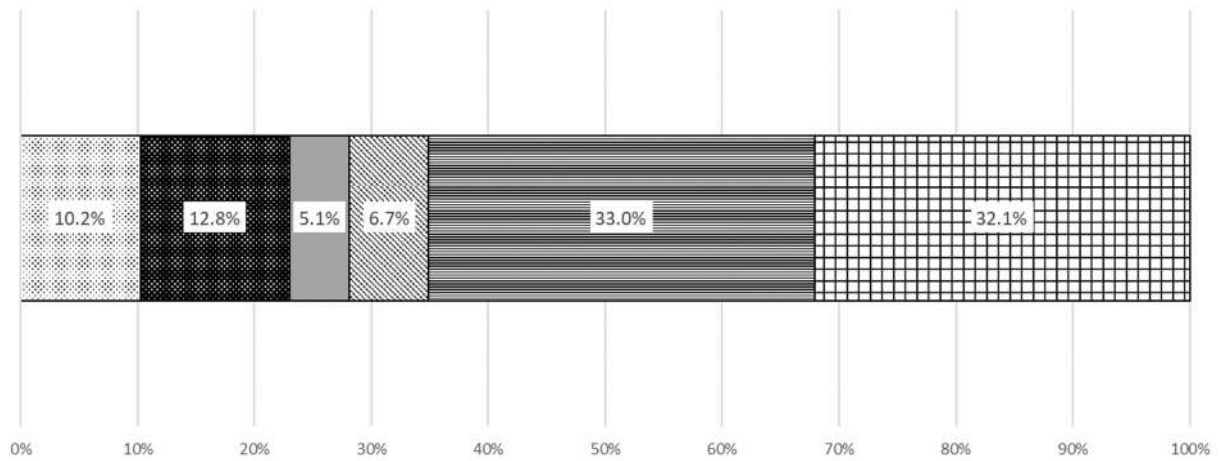
② 日本人との付き合い（仲良くしている日本人の有無）

（令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査（外国人対象）（N=430））

職 場

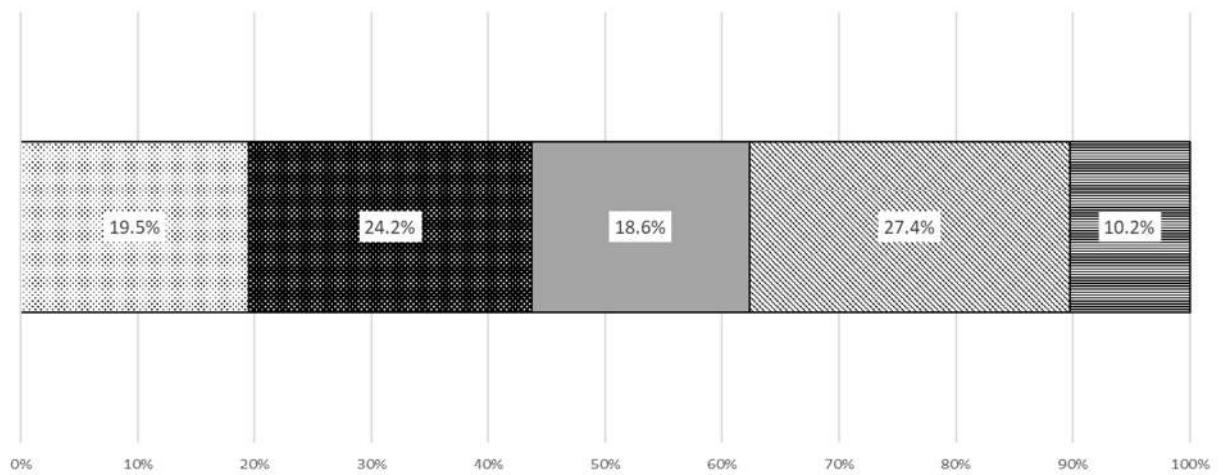


## 学 校



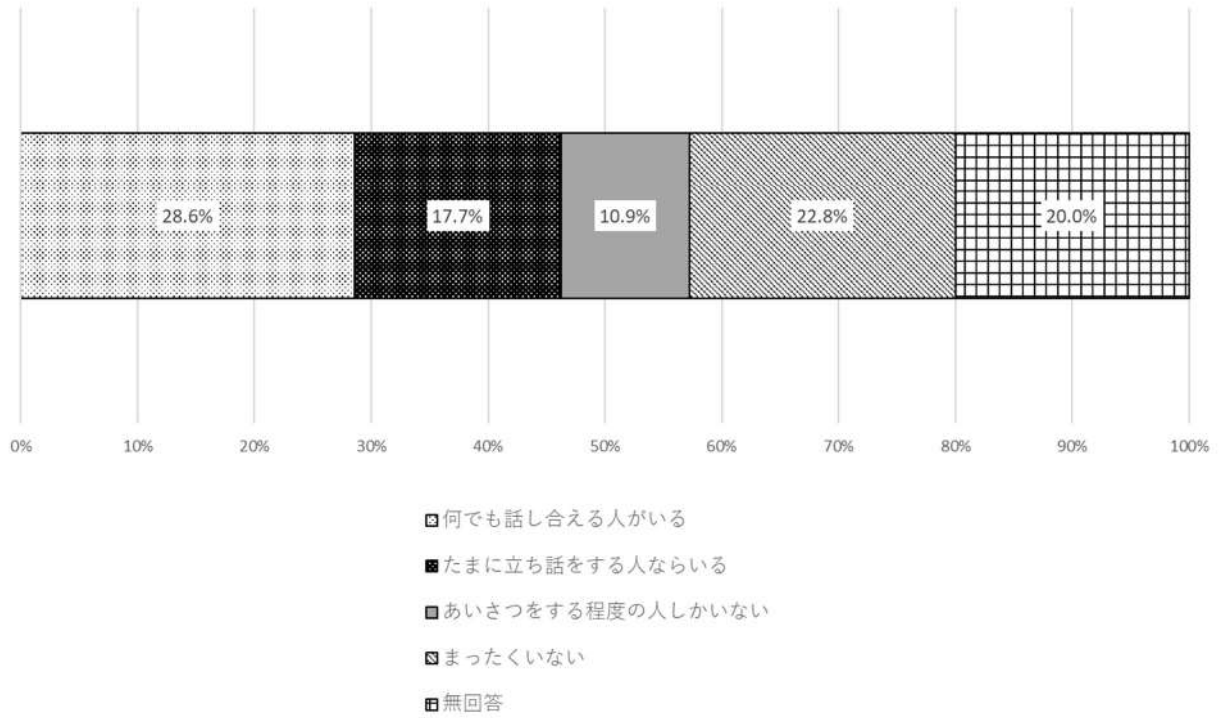
- ☐ 何でも話し合える人がいる
- たまに立ち話をする人ならいる
- ▨ あいさつをする程度の人しかいない
- ☒ まったくいない
- 学校に行っていない
- 無回答

## 地 域



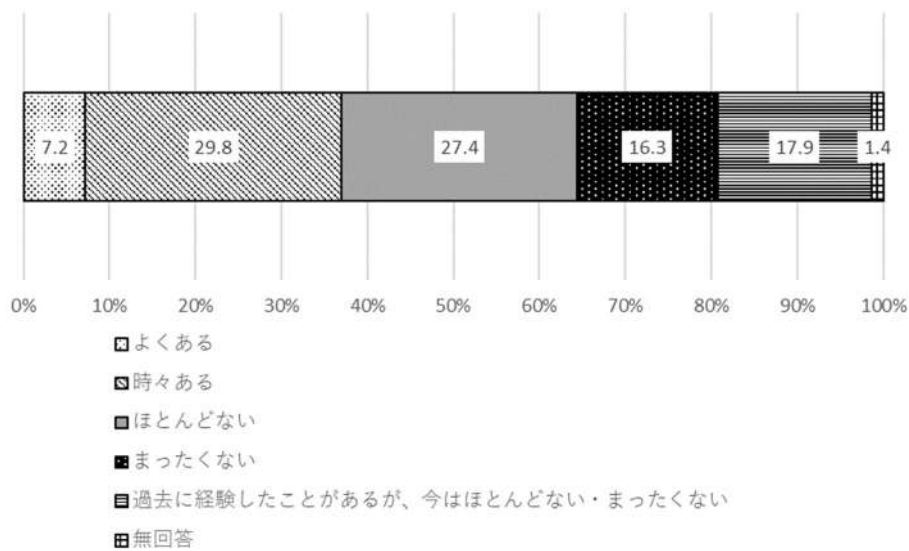
- ☐ 何でも話し合える人がいる
- たまに立ち話をする人ならいる
- ▨ あいさつをする程度の人しかいない
- ☒ まったくいない
- 無回答

### 職場・学校・地域以外

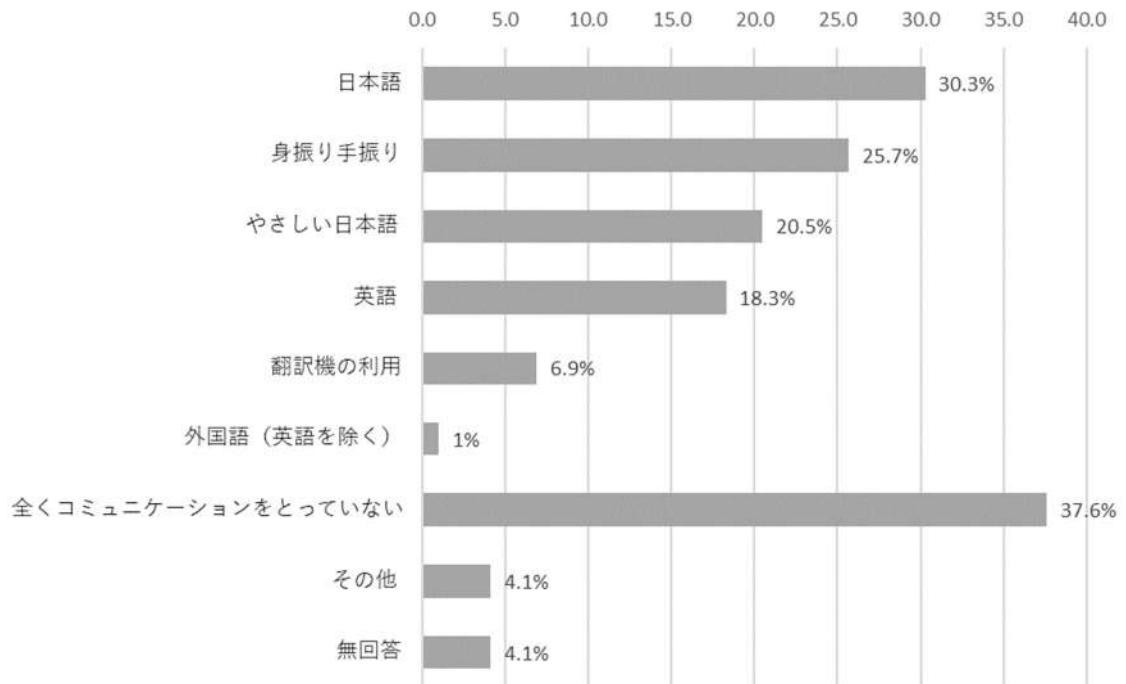


③ 外国人だということでいやな経験やつらい思いをした（している）ことがあるか。  
 (令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査(外国人対象)(N=430))

(%)

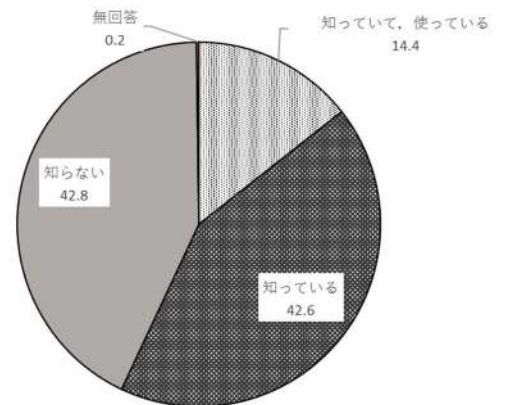


④ 外国人とどのようにコミュニケーションをとっているか。(複数回答)  
 (令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査(日本人対象)(N=591))

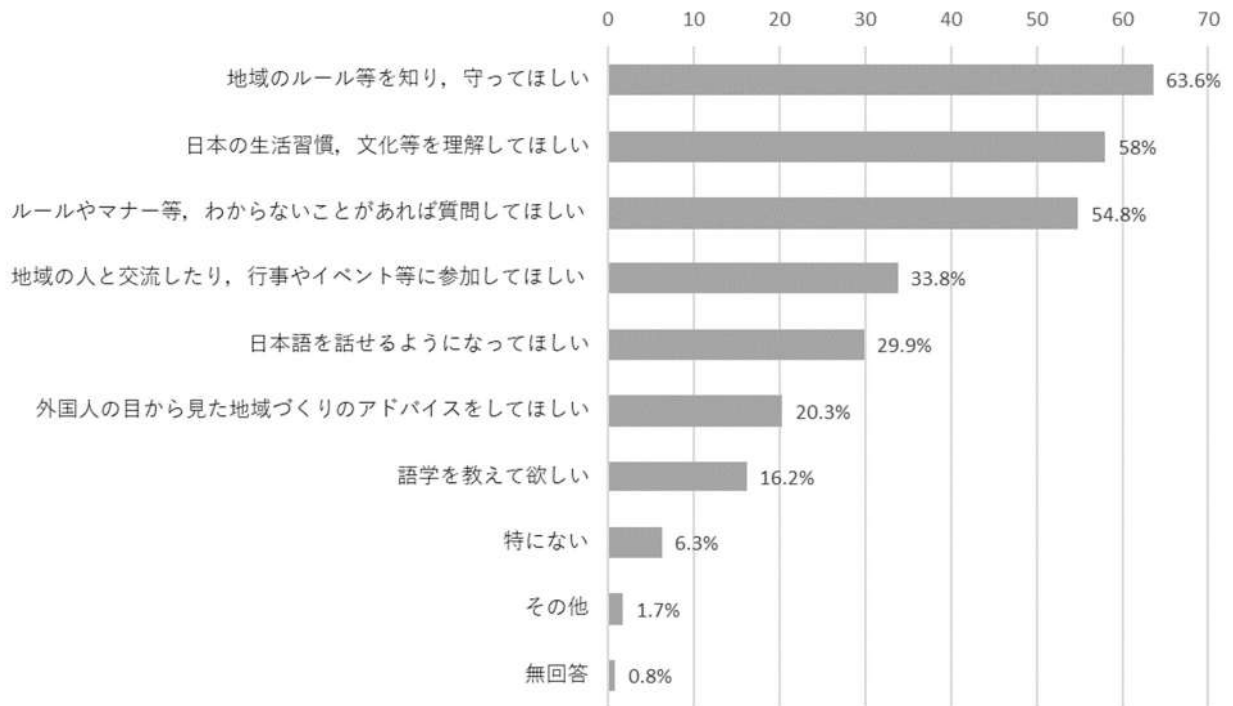


⑥ やさしい日本語の認知度  
 (令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査(日本人対象)(N=591))

|             | N   | %    |
|-------------|-----|------|
| 知っていて、使っている | 85  | 14.4 |
| 知っている       | 252 | 42.6 |
| 知らない        | 253 | 42.8 |
| 無回答         | 1   | 0.2  |
|             | 591 | 100  |



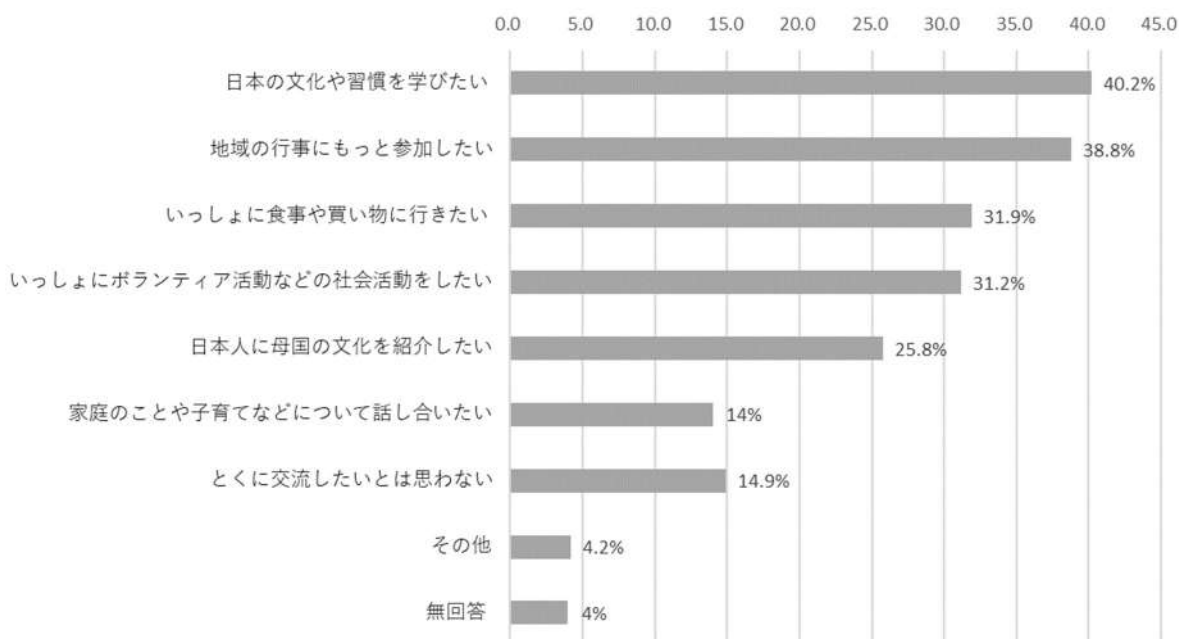
⑦ 外国人と日本人が互いに理解しあって生活するために、外国人に希望すること。(複数回答)  
(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査(日本人対象)(N=591))



## (2) 外国人県民と地域が関わる機会のさらなる創出に関すること

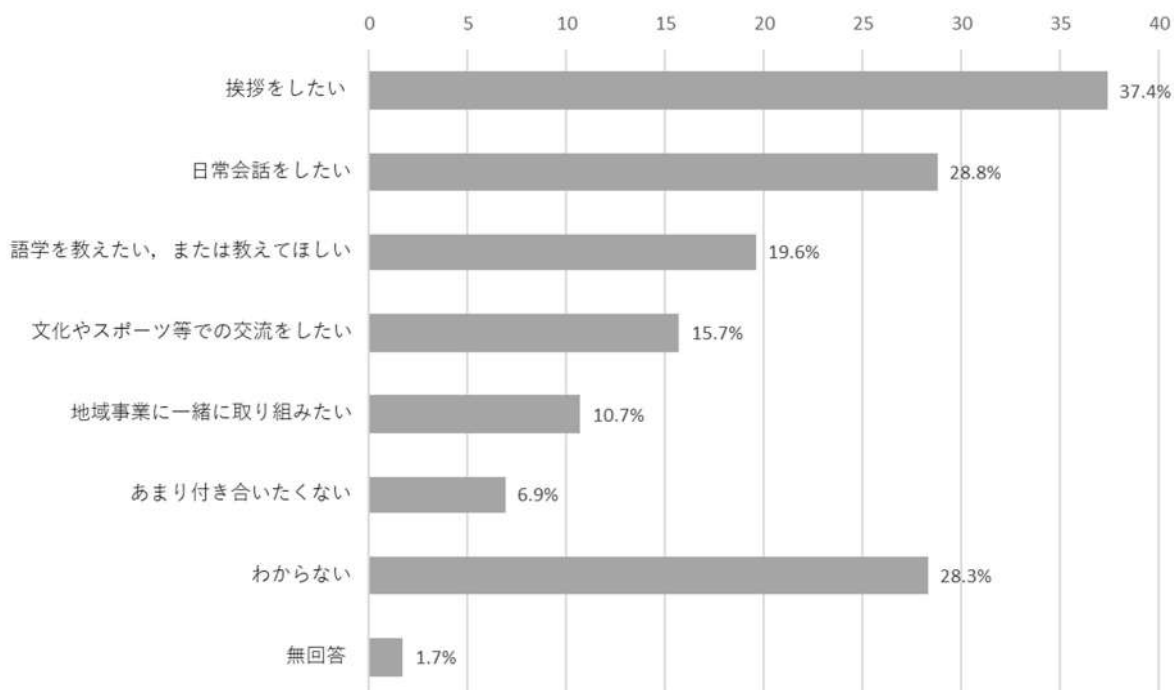
### ① 日本人との交流希望（地域の日本人とどのような交流をしたいか）（複数回答）

（令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査（外国人対象）（N=430））



### ② 地域の外国人と今後どのような付き合いをしていきたいか。（複数回答）

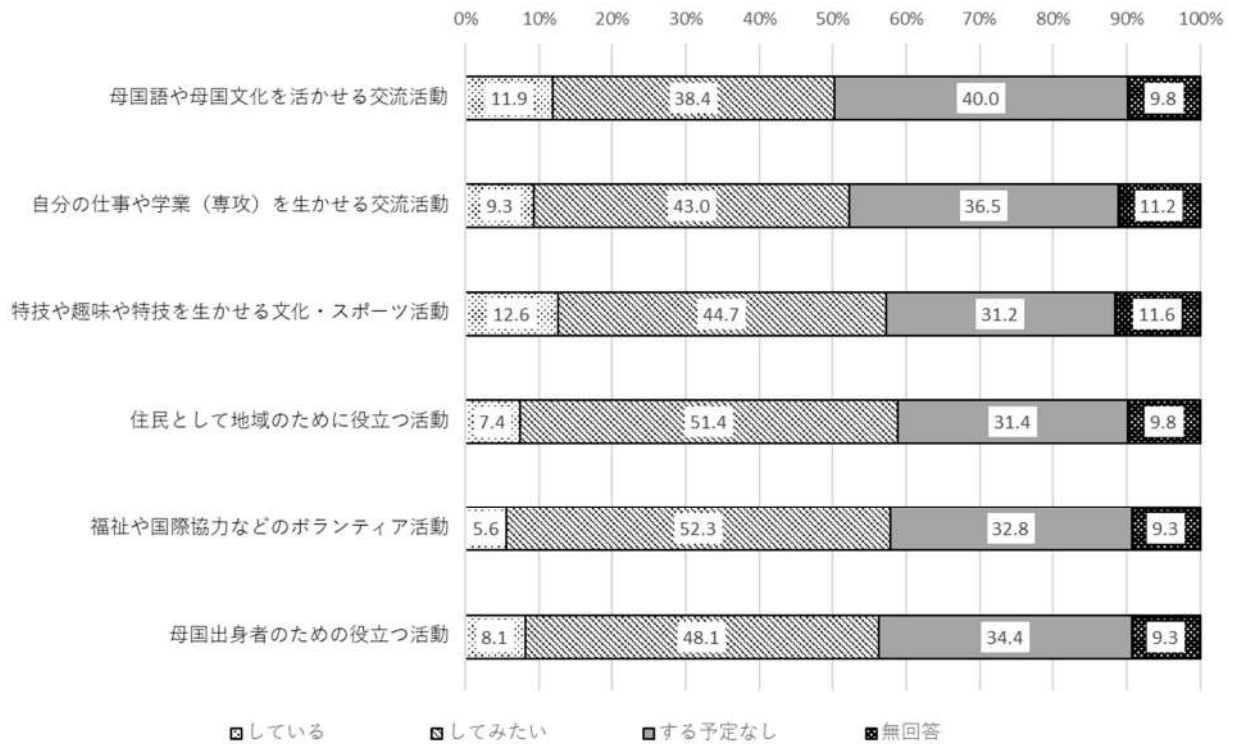
（令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査（日本人対象）（N=591））





③ 仕事や学業以外で何らかの社会活動をしているか。またはどのように考えているか。

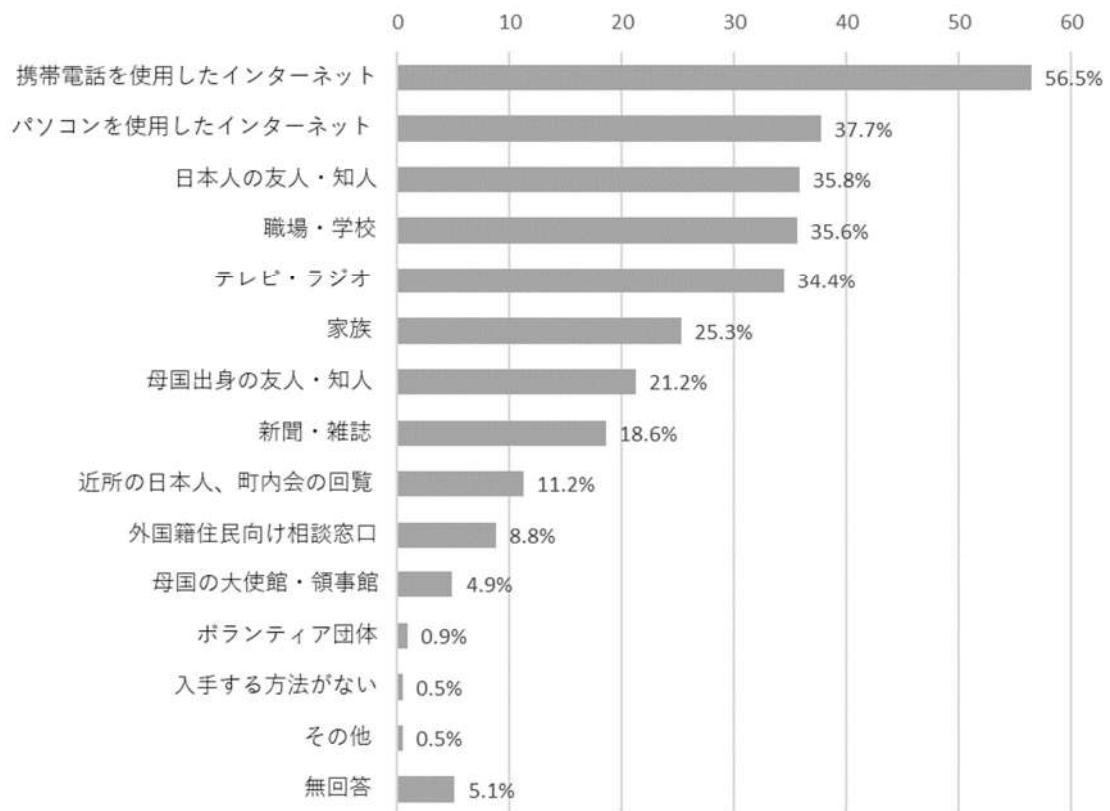
(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査(外国人対象)(N=430))  
(%)



### (3) 外国人県民の多国籍化・多言語化に関すること

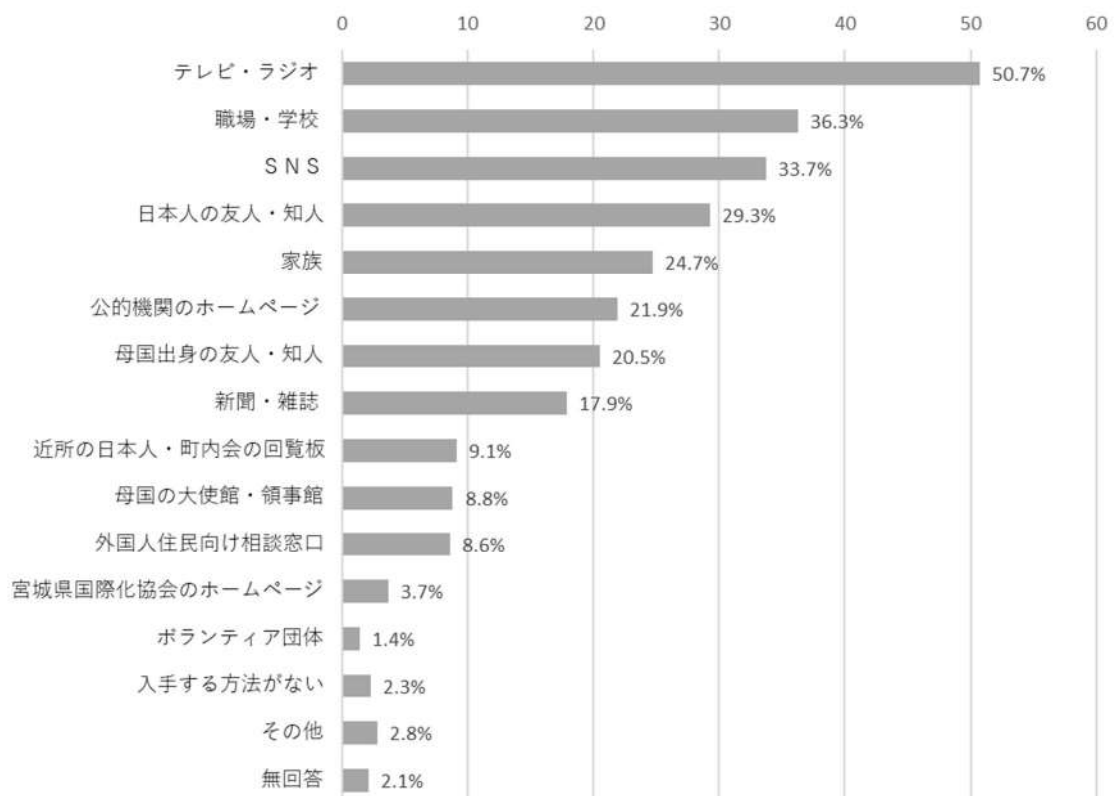
#### ① 生活に必要な情報をどこから得ていますか。(複数回答)

(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査(外国人対象)(N=430))



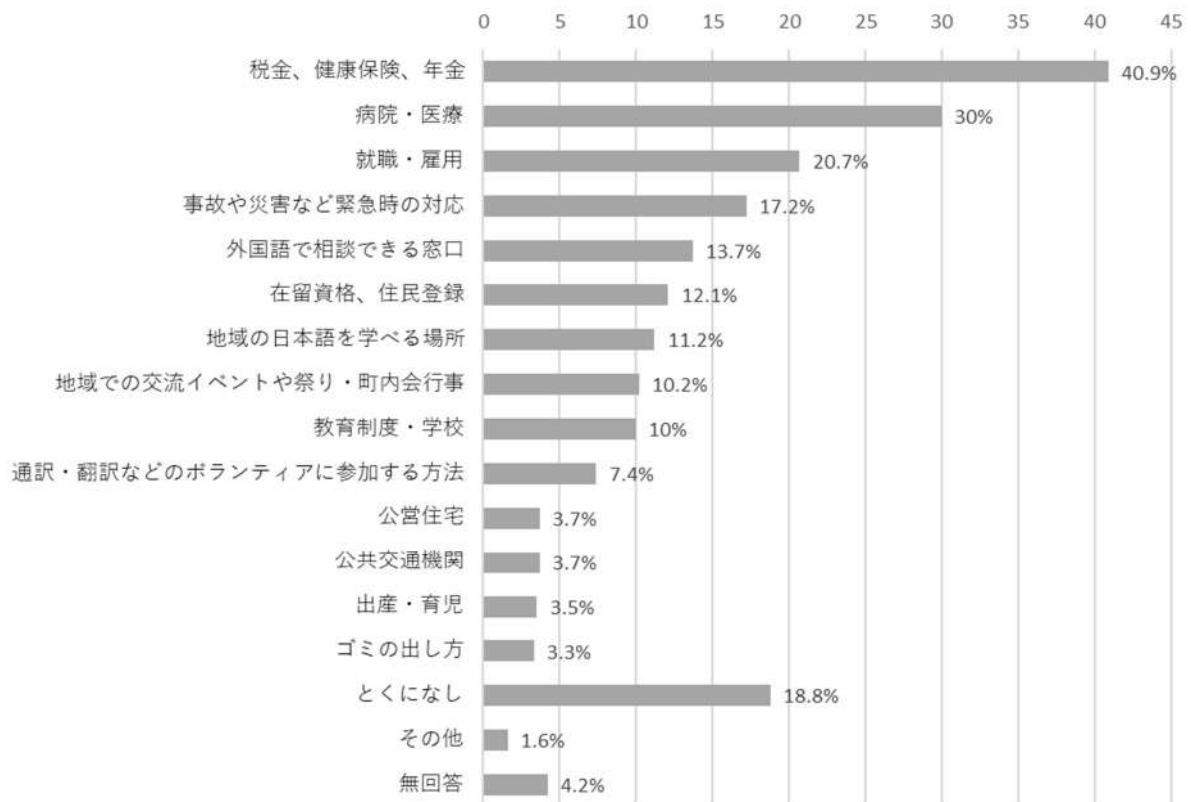
#### ② 災害や感染症に関する情報をどこから得ていますか。(複数回答)

(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査(外国人対象)(N=430))



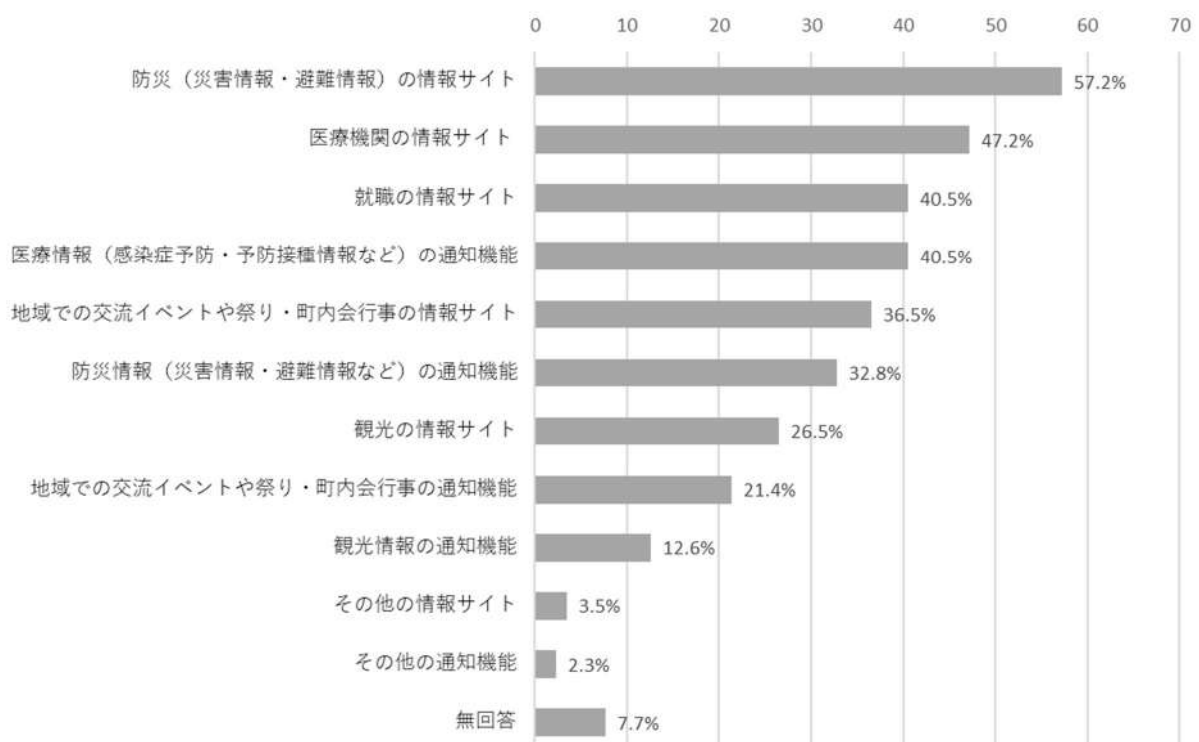
③ 充実してほしい行政情報（複数回答）

（令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査（外国人対象）（N=430））



④ 「外国人住民向け情報発信プラットフォーム」に求める情報や機能（複数回答）

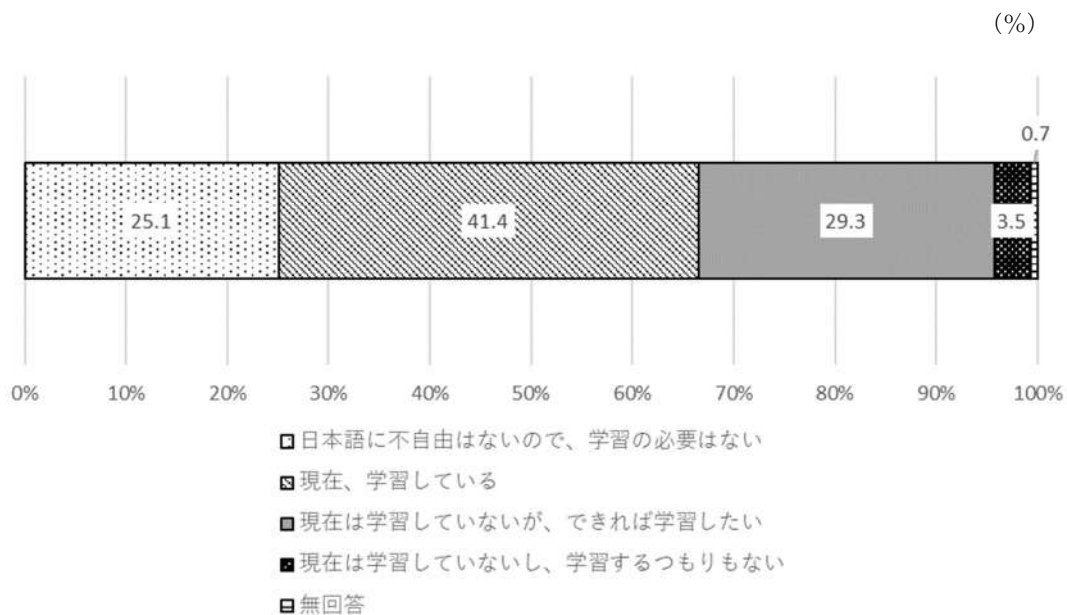
（令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査（外国人対象）（N=430））



#### (4) 日本語教育に対するニーズの多様化に関すること

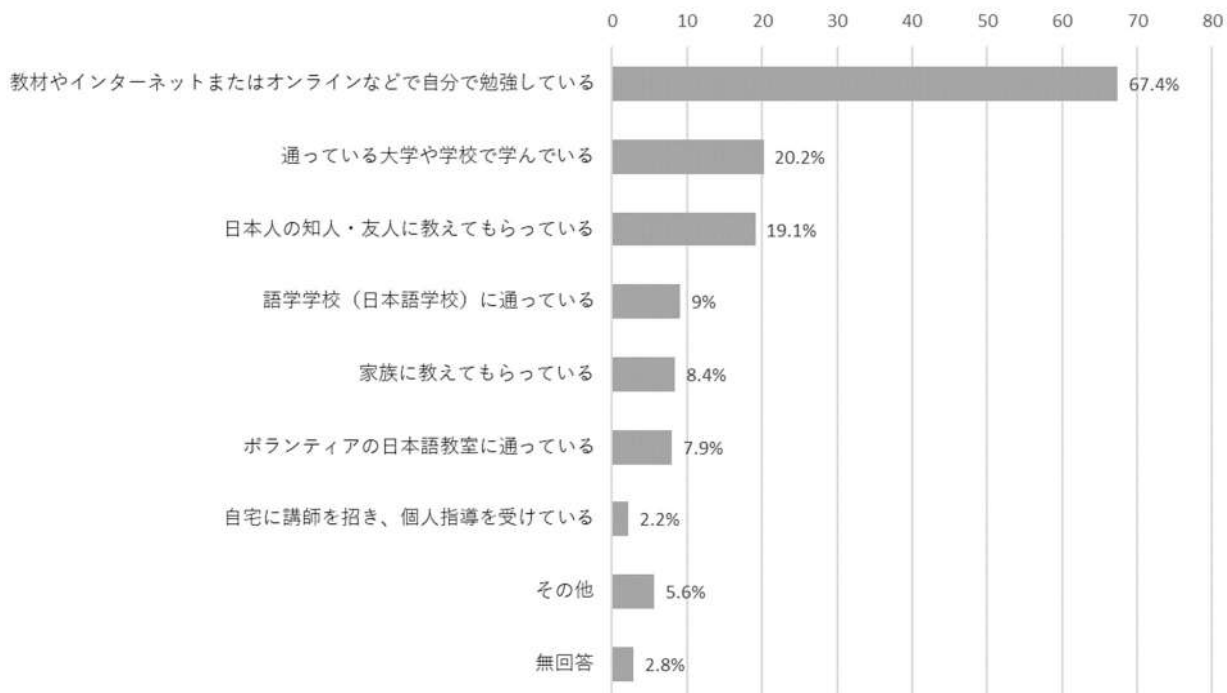
##### ① 日本語の学習状況について

(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査 (外国人対象) (N=430))



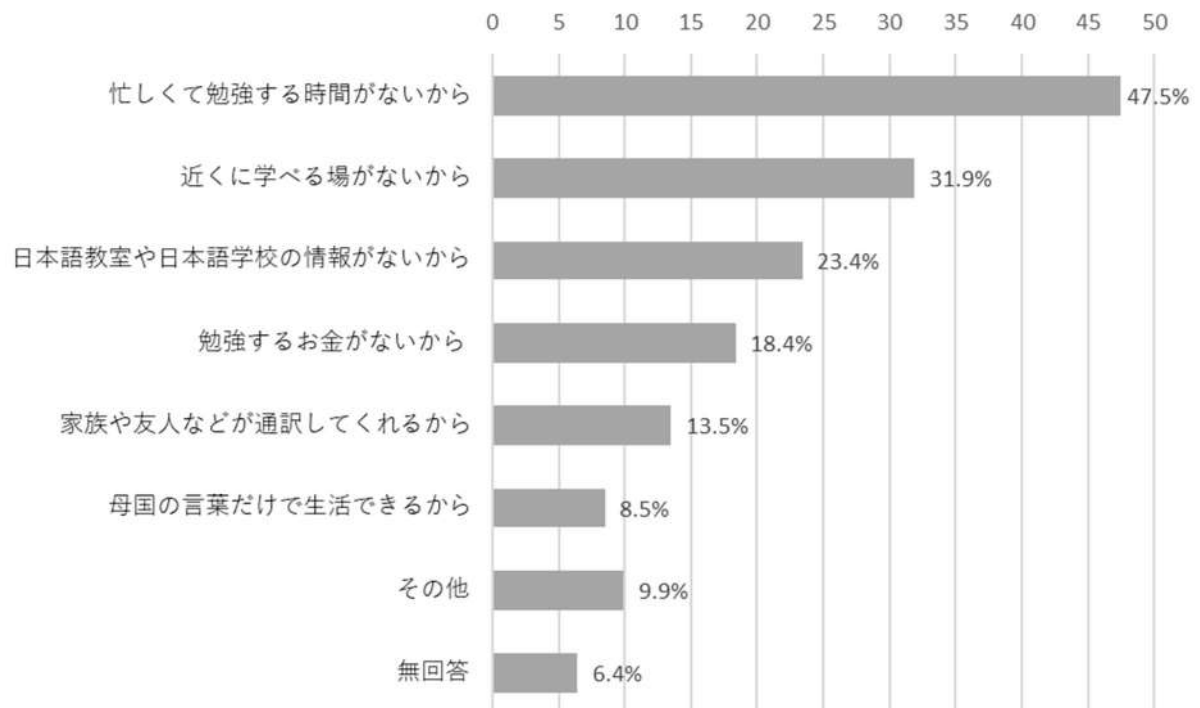
##### ② 日本語の学習方法について (複数回答)

(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査 (外国人対象) (N=178))



③ 日本語を学習しない理由（複数回答）

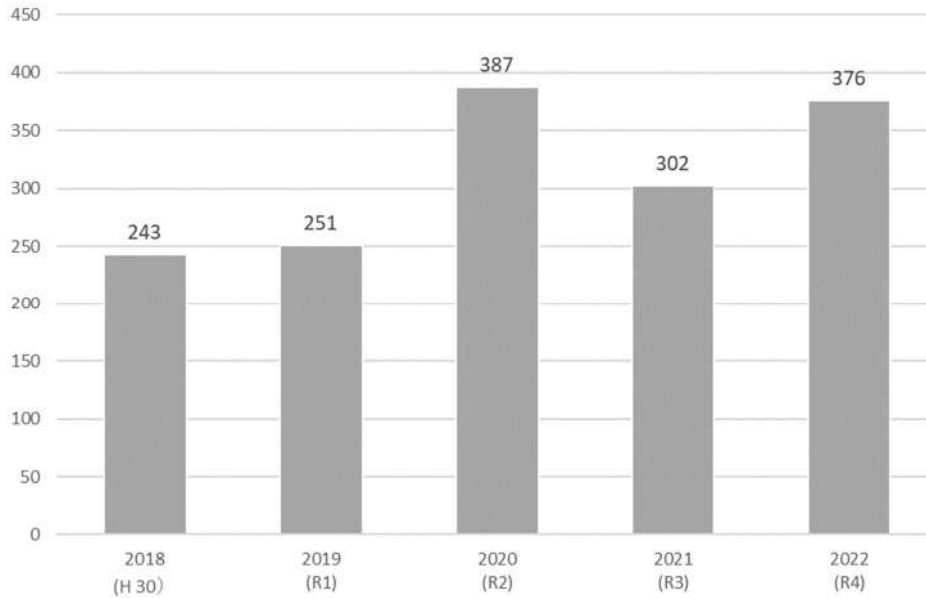
（令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査（外国人対象）（N=141））



## (5) 生活相談の多様化に関すること

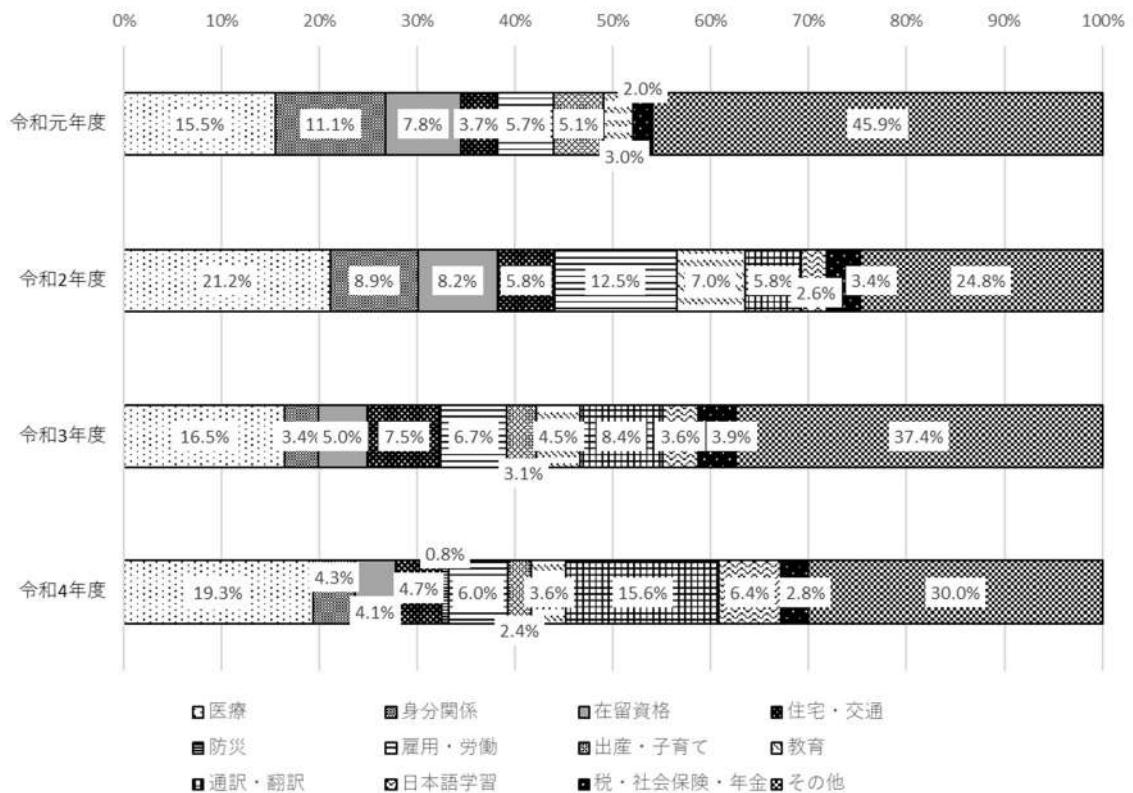
### ① みやぎ外国人相談センターの相談件数

(件)



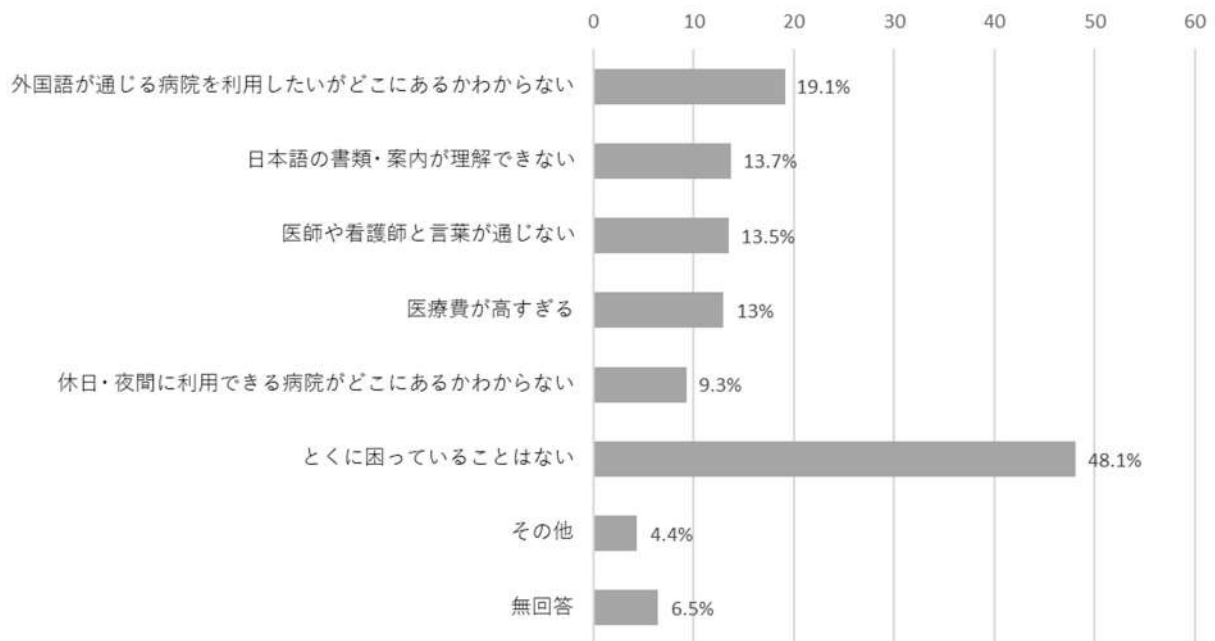
### ② みやぎ外国人相談センターの相談内容の構成比の推移

※相談1回につき、複数相談内容がある場合はそれぞれ計上している。



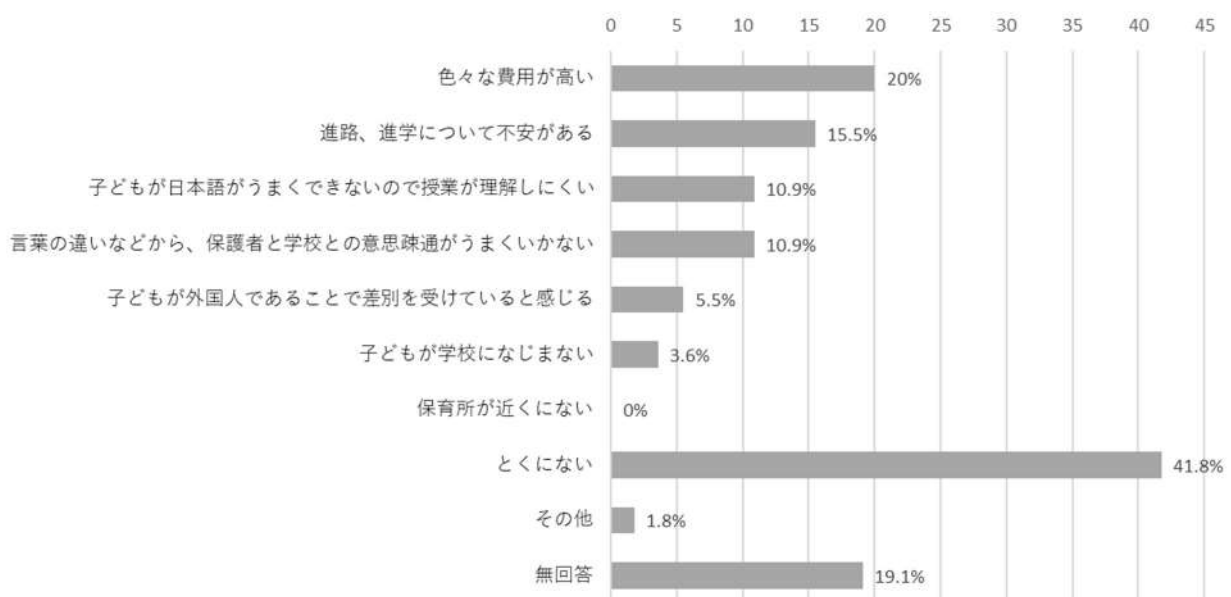
③ 病院に行くときに困ったこと（複数回答）

（令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査（外国人対象）（N=430））



④ 教育について、困っていること（複数回答）

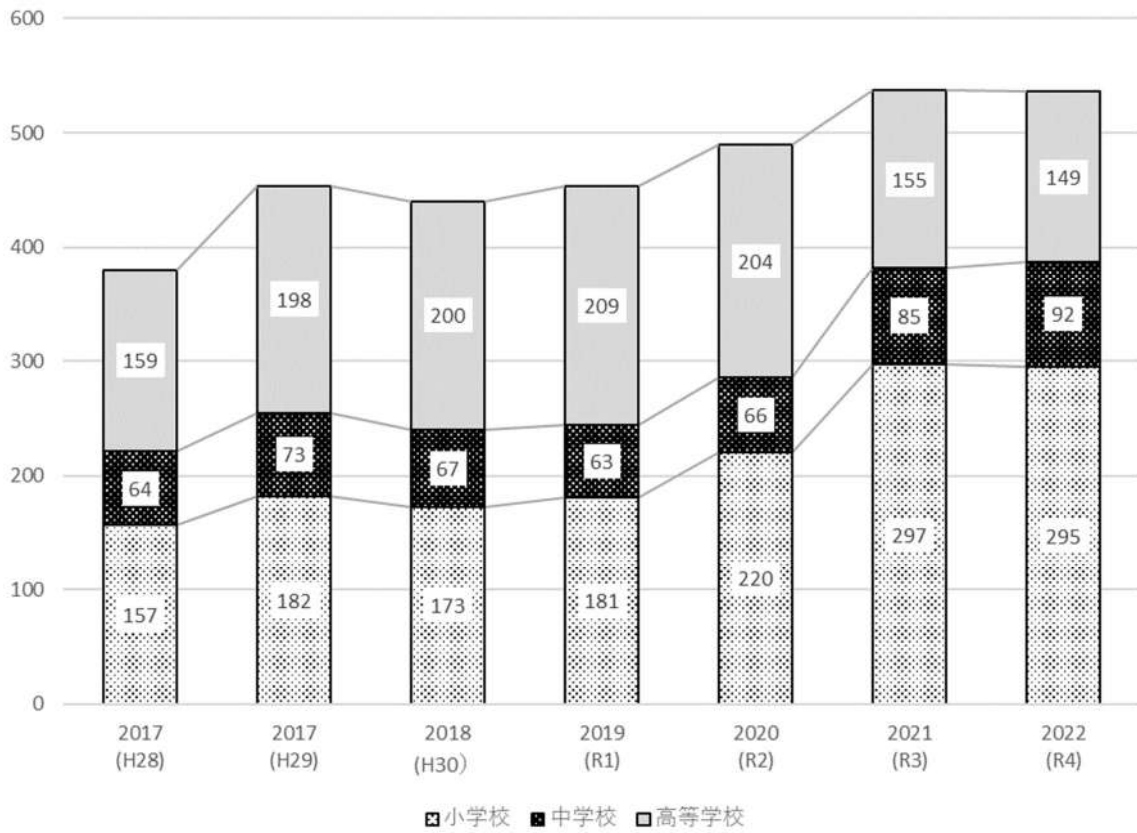
（令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査（外国人対象）（N=110））



⑤ 県内の外国人児童・生徒数

(文部科学省 学校基本調査 (宮城県データ))

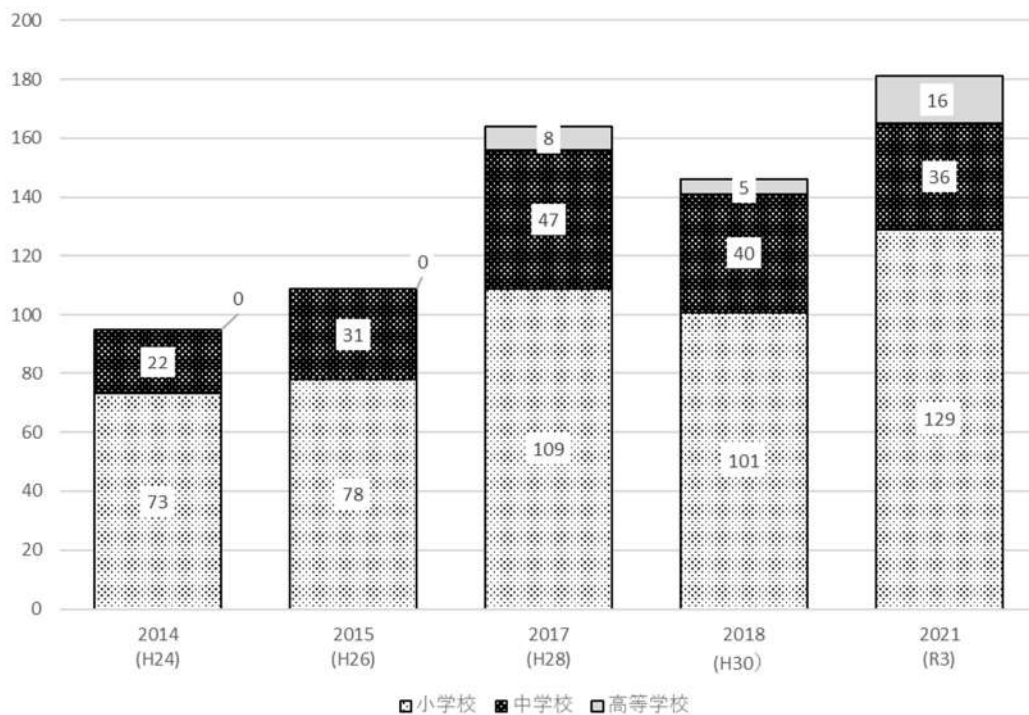
(人)



⑥ 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況

(文部科学省 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況に関する調査 (宮城県データ))

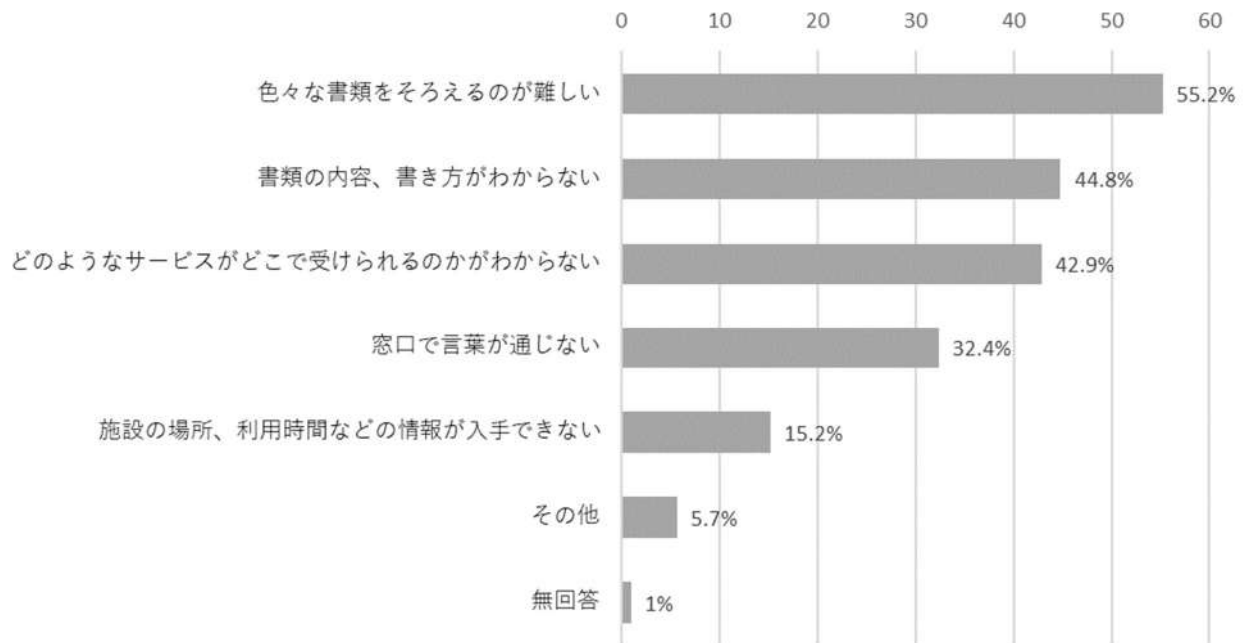
(人)





⑦ 行政施設を利用する上で困ったこと（複数回答）

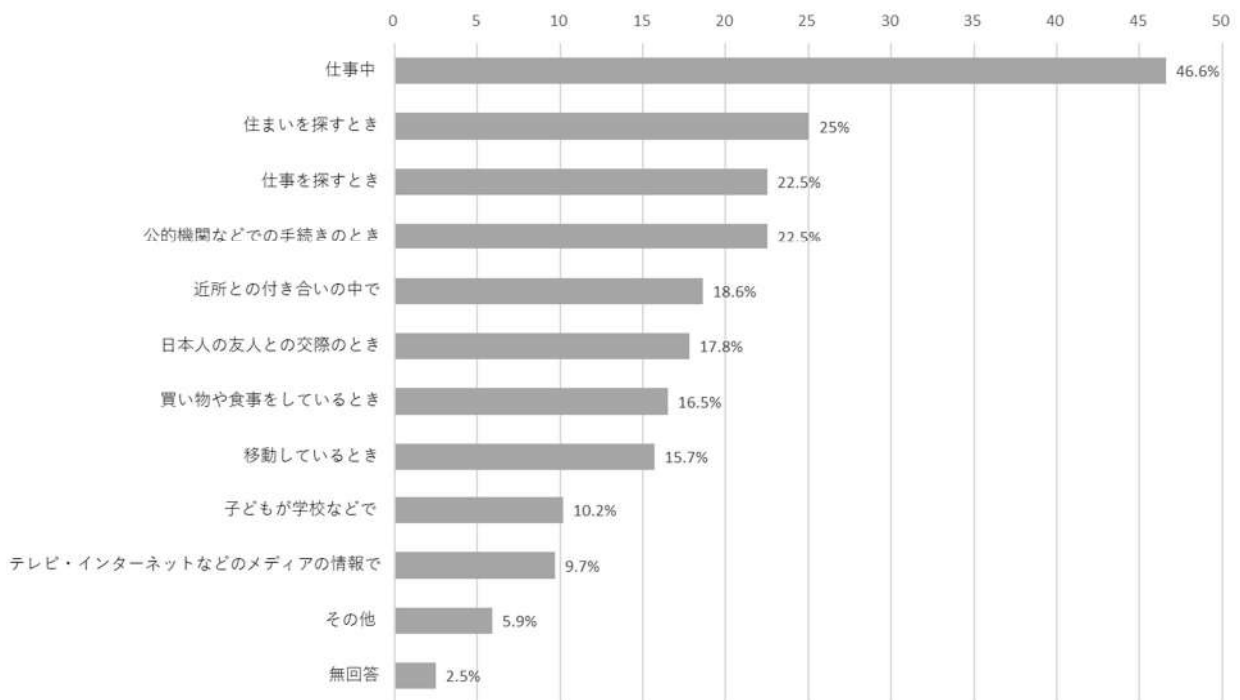
（令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査（外国人対象）（N=105））



## (6) 就労支援の必要性に関すること

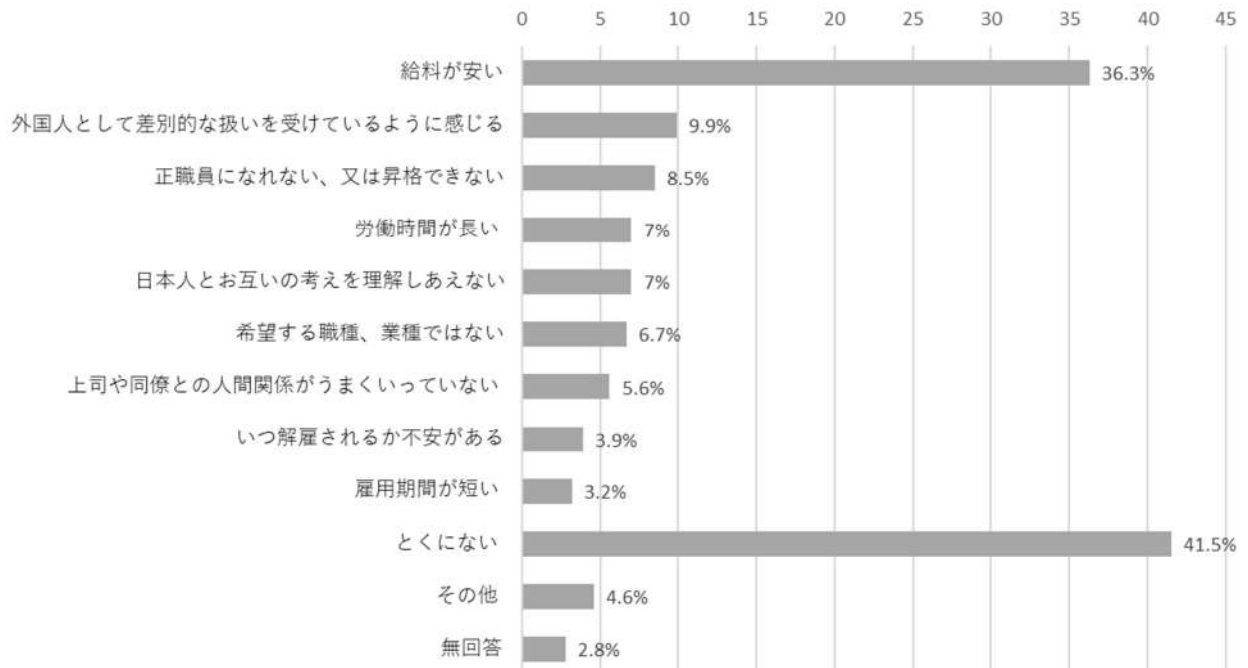
### ① いやな経験、つらい思いをどのようなときに感じたか (複数回答)

(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査 (外国人対象) (N=236))



### ② 仕事上の困りごと・不満 (複数回答)

(令和4年度宮城県多文化共生アンケート調査 (外国人対象) (N=284))



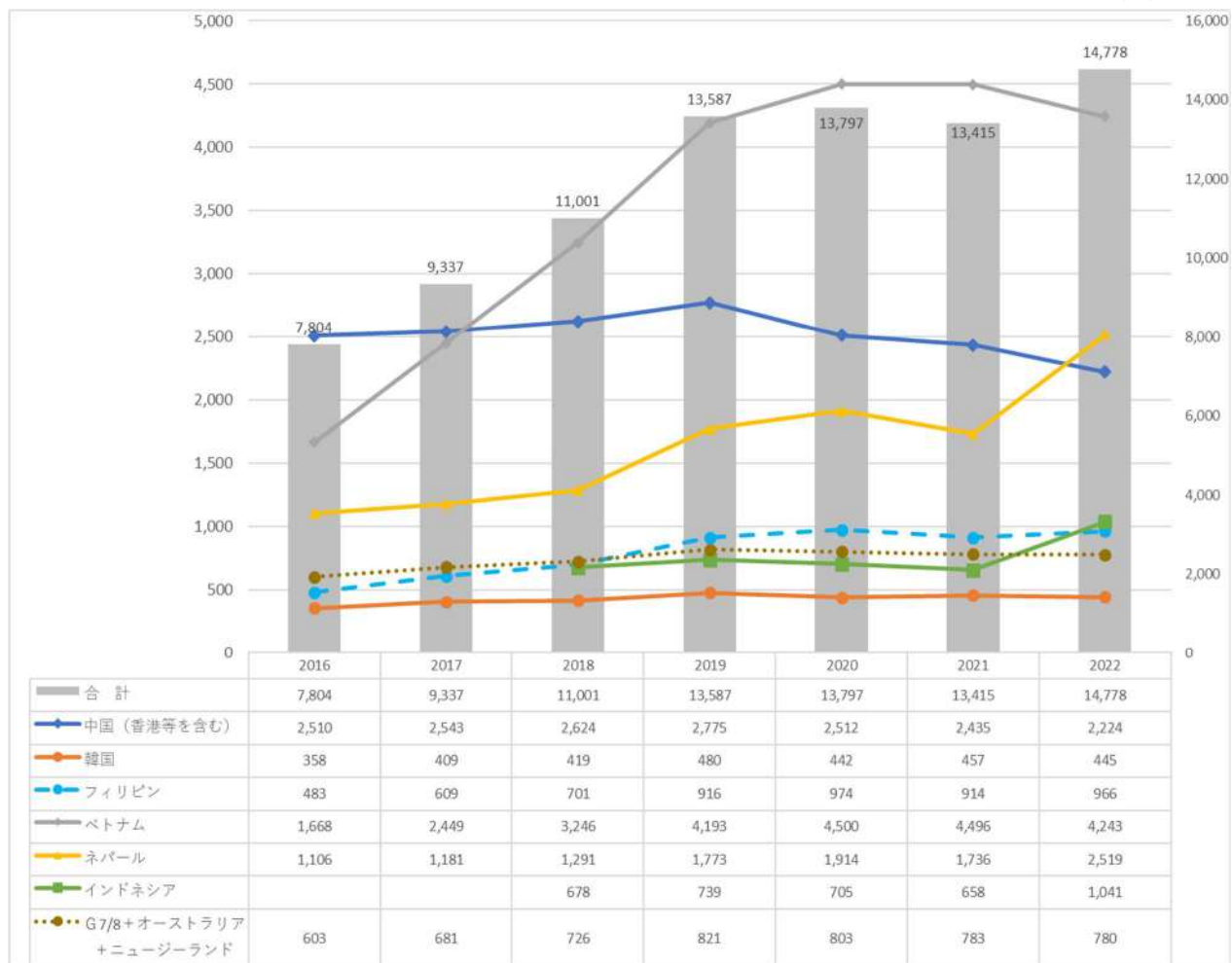
③ 在留資格別外国人労働者数

(宮城労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ)  
(人)

|                       | 2016  | 2017  | 2018   | 2019   | 2020   | 2021   | 2022   |
|-----------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| <b>専門的・技術的分野の在留資格</b> | 1,339 | 1,567 | 1,746  | 2,114  | 2,262  | 2,504  | 3,039  |
| うち技術・人文知識・国際業務        | 576   | 746   | 904    | 1,157  | 1,269  | 1,345  | 1,367  |
| <b>特定活動</b>           | 40    | 68    | 98     | 126    | 166    | 304    | 478    |
| <b>技能実習</b>           | 2,234 | 2,919 | 3,676  | 4,469  | 4,411  | 3,919  | 3,871  |
| <b>資格外活動</b>          | 2,613 | 2,994 | 3,557  | 4,770  | 4,712  | 4,303  | 4,969  |
| うち留学                  | 2,429 | 2,796 | 3,320  | 4,403  | 4,358  | 3,984  | 4,598  |
| <b>身分に基づく在留資格</b>     | 1,578 | 1,789 | 1,924  | 2,108  | 2,246  | 2,384  | 2,421  |
| うち永住者                 | 1,101 | 1,232 | 1,320  | 1,472  | 1,558  | 1,693  | 1,707  |
| うち日本人の配偶者             | 318   | 376   | 433    | 456    | 475    | 481    | 487    |
| うち永住者の配偶者             | 29    | 31    | 39     | 29     | 33     | 34     | 35     |
| うち定住者                 | 130   | 150   | 132    | 151    | 180    | 176    | 192    |
| <b>不明</b>             | 0     | 0     | 0      | 0      | 0      | 1      | 0      |
| <b>合計</b>             | 7,804 | 9,337 | 11,001 | 13,587 | 13,797 | 13,415 | 14,778 |

④ 国籍格別外国人労働者数

(宮城労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ)  
(人)



# 多文化共生社会の形成の推進に関する条例

平成十九年七月十一日

宮城県条例第六十七号

## (目的)

第一条 この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

## (基本理念)

第三条 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

- 一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。
- 二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。
- 2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。
- 3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

## (県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。

(多文化共生社会推進計画)

第七条 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(市町村との協働)

第八条 県は、多文化共生社会の形成に関する市町村の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生社会の形成に市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生社会の形成の推進に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第九条 県は、県民が行う多文化共生社会の形成の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十条 県は、多文化共生社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、多文化共生社会の形成を推進するため、市町村、事業者、県民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、多文化共生社会の形成の状況を把握するとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第十三条 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する相談及び苦情の適切な処理に努めるものとする。

(審議会の設置等)

第十四条 知事の諮問に応じ、多文化共生社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県多文化共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、多文化共生社会の形成の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事は、委員構成における国籍、民族等の多様性の確保に配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第十六条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十八条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 前二条の規定は、部会について準用する。

(秘密の保持)

第十九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する事項)

第二十条 第十四条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(議会への報告)

第二十一条 知事は、毎年度、多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十二条 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|                    |         |         |    |
|--------------------|---------|---------|----|
| 宮城県多文化共生社会推進審議会の委員 | 出席一回につき | 11,600円 | 6級 |
|--------------------|---------|---------|----|

宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿

任期 令和4年2月1日～令和6年1月31日  
 (針生氏のみ：令和4年4月20日～令和6年4月19日)

|    | 所属・役職   | 氏名        |
|----|---|-----------|
| 1  |   | いしかわ しんさく |
|    | 東北学院大学地域総合学部政策デザイン学科教授                            | 石川 真作     |
| 2  |   | いちのせ ともり  |
|    | 宮城教育大学教育学部国際教育領域教授                                | 市瀬 智紀     |
| 3  |   | きむ じえの    |
|    | みやぎ外国人相談センター相談員                                   | 金 才努      |
| 4  |   | こまつぎき あんな |
|    | SenTIA 通訳サポーター<br>MIA 国際理解教育講師<br>MIA 外国籍子どもサポーター | 小松崎あんな    |
| 5  |   | さとう かなえ   |
|    | 南三陸町国際交流協会理事                                      | 佐藤 金枝     |
| 6  |   | やまぐち やすひさ |
|    | 宮城労働局職業安定部長                                       | 山口 泰久     |
| 7  |   | はりう えいいち  |
|    | 宮城県中小企業団体中央会副会長                                   | 針生 英一     |
| 8  |   | ふじた ゆうこ   |
|    | 仙台弁護士会  | 藤田 祐子     |
| 9  |   | よこやま ひろか  |
|    | 仙台市立国見小学校教諭                                       | 横山 広佳     |
| 10 |   | わたなべ るみ   |
|    | 東北大学高度教養教育・学生支援機構<br>グローバルラーニングセンター准教授            | 渡部 留美     |

五十音順・敬称略





## 第4期宮城県多文化共生社会推進計画

---

令和6年3月

宮城県 経済商工観光部 国際政策課

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号